

# 修 士 論 文

水産資源の共同管理に資する回転基金と漁業権制度の分析  
- タイにおける共同管理プロジェクトを事例として -

東京大学 新領域創成科学研究科

環境学専攻 国際環境協力コース

学籍番号 47 - 46861

氏名 村上 亜希子

本論文は，修士（国際協力学）取得要件の一部として，2006年1月23日に提出され，同年2月2日の最終試験に合格したものであることを，証明する．

2006年2月2日

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
環境学専攻 国際環境協力コース

主査 \_\_\_\_\_

## 目次

I. 序章	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の目的	3
3. 研究の視角	4
4. 研究対象地域	7
5. 調査	8
6. 調査上の制約	10
7. 本研究の意義	10
(1) 沿岸漁業および資源管理の持続性への示唆	10
(2) 回転基金の検討	10
8. 論文の構成	11
II. 水産資源管理に関するこれまでの研究	12
1. 水産資源の特徴	12
2. 水産資源管理への取り組み	13
2-1. 水産資源管理の内容	13
2-2. 水産資源管理と漁業者の自主性の重要性	13
3. 漁業権による資源管理 (Rights-based management)	14
4. 水産資源管理体制と管理主体の位置づけ	15
5. 共同管理 (Co-management)	16
5-1. 共同管理が議論される背景	16
5-2. 共同管理の定義	17
5-3. 住民参加型水産資源管理と共同管理	19
5-4. 共同管理の利点と限界	20
6. 水産資源管理と漁村振興	20
6-1. 共同管理と内発的発展論	21
6-2. 地域共同管理	21
III. タイの海洋漁業とその政策	22
1. タイの水産業および海洋漁業の概要	22
2. タイにおける漁業の発展とその問題点	24
3. タイの水産政策	26
4. タイの漁業に関する法制度	28
4-1. タイ漁業法 B.E.2490	28
4-2. 現行法の問題点	29

(1) 現状との不適合 .....	29
(2) 中央集権的な行政の体制 .....	29
(3) トロールを優遇する不適切な徴税制度 .....	30
5. 水産資源管理に関する法規制 .....	31
5-1. 水産資源管理に関する個別の規定 .....	31
5-2. タイ新憲法 B.E.2540 .....	32
5-3. 新漁業法の改正の必要性 .....	32
IV. タイ・バンサパン湾パイロットプロジェクト .....	34
1. プロジェクト発足の背景と経緯 .....	34
2. 調査地(バンサパン湾)の概要 .....	35
2-1. 地勢および環境 .....	35
2-2. パイロットプロジェクト漁村の概要 .....	35
2-3. 漁村の経済状況 .....	37
3. プロジェクトの実施体制 .....	39
4. 漁業者グループの活動 .....	40
4-1. 回転基金(ローンおよび貯蓄)の運営 .....	40
4-2. 共同運営店舗の運営 .....	40
4-3. 漁業管理活動 .....	41
(1) 共同モニタリング活動 .....	41
(2) 漁業資源増殖 .....	42
(3) カニの資源管理 .....	42
5. プロジェクトサイトにおける漁業法および管理方法 .....	42
5-1. 沿岸 3km 以内沿岸漁業に関する法 (国家沿岸漁業法) .....	43
5-2. インドゴマサバの産卵期に伴う禁漁期に関する規定 .....	43
5-3. バンサパン湾住民参加型漁業管理プロジェクト(パイロットプロジェクト)におけるプラチ アプキリカン県条例 .....	44
V. 漁業活動の組織への影響 .....	45
1. バンサパン湾における操業状況 .....	45
1-1. 操業規模 .....	45
(1) 使用漁具の変化 .....	48
(2) 漁期 .....	48
1-2. カタクチイワシ漁業 .....	49
(1) 生態 .....	49
(2) 概要 .....	49
(3) 集魚灯投網(Luring light Cast Net) .....	50
(4) Day time anchovy purse sein(昼間まき網) .....	51

(5) カタクチイワシ漁の問題点 .....	52
2. 共同モニタリング活動 .....	55
3. 資源管理制度の組織への影響 .....	57
3-1. 漁業権の付与による漁業者への影響 .....	57
(1) 漁場の利用 .....	57
(2) 区画内外での操業 .....	58
(3) 漁業者の認識と規則の地域への適合性の不足 .....	58
3-2. 共同管理における地域の管理体制の設立と権限の委譲 .....	59
VI. 回転基金の組織への影響 .....	63
1. 回転基金の定義 .....	63
2. バンサパン湾プロジェクトにおける回転基金の位置づけ .....	63
(1) 運営体制 .....	64
(2) 利用状況 .....	65
(3) 漁村グループへの参加について .....	68
(4) グループの管理と今後の展望 .....	71
3. 回転基金が組織に与えた影響に係る考察 .....	73
4. 組織強化のツールとしての回転基金と課題 .....	77
5. 人的資源としての仲買人の影響 .....	78
(1) バンサパン湾パイロットプロジェクトにおける仲買人の位置づけ .....	78
(2) 仲買人の内在化 .....	80
VII. まとめ .....	81
1. 漁業権制度について .....	81
2. 回転基金について .....	82
3. 共同管理における漁業者組織の役割 .....	82
参考文献 .....	84
謝辞 .....	88
Appendix .....	1
タイの主な水産資源管理プロジェクト .....	1
バンサパン湾パイロットプロジェクトの工程表 .....	2
調査工程 .....	3
バンサパン湾における漁業従事者の状況 .....	4

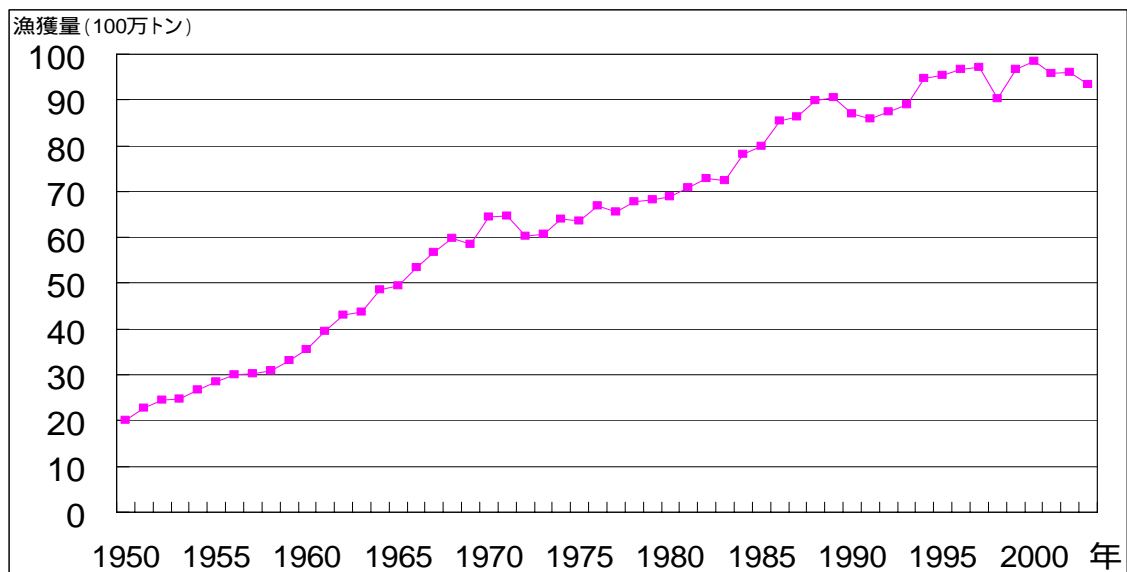
## I. 序章

本章では、研究の背景として、水産資源およびその管理を取り巻く状況について述べ、研究の目的、視角および調査方法について説明する。

### 1. 研究の背景

水産資源は人間への重要なタンパク源の供給に資するとともに、沿岸住民にとって重要な収入源であるが、近年の国際的な水産資源の利用状況をみると決して楽観視できない。

水産物輸出国の大部分を占めるアジア諸国は自らも水産物消費国である。アジア諸国の人口爆発による世界の水産物需要が上昇しつづける一方で、水産物の供給の中心となっている海面漁業の約6割が極限まで資源開発が行われており（FAO 1995）、今後の増産はほとんど見込めない状況である。東アジアの魚類バイオマスは8-12%減少し、タイ湾における漁獲努力量<sup>1</sup>当たりの漁獲量は過去25年の間に5%減少するなど、全世界的に確実な水産資源の減少がみられ（World Bank 2004）、今後の水産物供給の潜在力に対して懸念が高まっている。



出典：FAO Fishstat (2004) より作成

図 1 世界の海洋漁獲量の推移

日本は現在世界第1位の水産物輸入国であり、その主な輸入元は、現在は、タイ、フィリピン、インドネシア、中国など日本近海や東南アジアの途上国やチリなどの環太平洋諸国である（農林統計協会 2003）。東南アジア地域の海面漁業は、沿岸漁業に従事する多数の小規模漁業者と、沖合・遠洋漁業に従事する少数の大規模漁業者により構成されており、

<sup>1</sup> 漁獲努力（fishing effort）は、漁労勢力とも呼ばれ、漁船数、漁獲能力、航海数、漁労時間、乗組員の技能などの尺度のことである。漁獲量は、他の条件が変わらなるとすると、漁業資源量と漁獲努力量に依存して決まる（清光ほか 1982:20）。

後者の大規模漁業は、1960年以降に急速に発展した。

近年、これらの国々では、自国の消費よりも、外貨獲得手段として漁業の増産に力を入れ、日本、EU、アメリカなどの輸入国（地域）に輸出しており、その輸出インセンティブも非常に強い。多屋（1996）は、このような海外の輸出用に漁獲される漁業は、1）短期的な利潤の追求と、2）長期的利用のための漁業管理の無視、が特徴であると指摘した上で、途上国は近年、経済の発展により漁業投資が可能になり、賃金の安さを武器に参入していることに加え、適切な規制が存在しないため、漁業資源の先取り競争を招く結果となっていると説明している。

さらに、途上国の短期的な過剰漁獲は資源の枯渇を招く。一度枯渇した資源が回復するまでには数十年以上の長期間を要するため、水産物供給の長期的な生産力は非常に不安定な状況にあるといえる。また、アジアの人口の増加と経済発展による所得の上昇により、世界的な水産物の需要は増加している。このように日本をはじめ、東アジアやEU、アメリカのような大型水産物消費国の市場に向けた輸出のインセンティブが、途上国の乱獲の要因ともなっており、世界の漁業資源の枯渇をももたらしかねない状況である。

生物資源である漁業資源は、潜在的には再生産可能な資源ではあるが、生産量が資源の適正持続生産量をこえて伸び続ければ、資源は枯渇してしまうことになり、FAO（2002）は、共同所有資源あるいは所有権のない資源の持続的な開発に繋がるような管理手法を迫及していくことが重要であると指摘している。

また、1992年6月に地球サミットにおいて採択された行動計画「アジェンダ21」（UNCED 1992）は、人間活動と生態系における沿岸域の重要性を強調し、2020年には世界人口の75%が沿岸に住むことになるとの試算結果を踏まえたうえで、「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域および海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務とする」と定めた。これを受けて、沿岸環境の一構成員である零細漁民にとっても、沿岸環境を持続的に利用するための責任ある操業が問われるようになってきた。

このような背景から、水産物を利用する国々にとって、水産資源管理は非常に重要な課題となっていると同時に、漁業資源の直接的恩恵をうけている漁業者自らがイニシアチブをもって資源管理に積極的に携わっていく必要性が出てきた。このような背景から、世界の各国で住民が参加した形での水産資源管理の重要性が認識され、1990年前後から共同管理に注目が集まるようになった。

## 2. 研究の目的

本研究は、海洋漁業資源の減少が著しいタイにおいて、1999年から同国中南部に位置するバンサパン湾で実施されている、漁業権を取り入れた住民参加型水産資源管理（Community-based Fisheries Management:CBFM）<sup>2</sup>パイロットプロジェクトに関するケーススタディである。

同プロジェクトを題材にする本研究の問題関心は、「水産資源管理の持続性の維持」であり、そのための「プロジェクト裨益者が政府（あるいはドナー）に頼らない体質づくりのメカニズム」である。ここで、「政府に頼らない体質」とは、「政府から与えられる資源を自己調達する力を身に付けるとともに、システムを構築すること」と定義する。言い換えれば、機会を最大限活用し、経済的社会的にエンパワーメントされた（自律した）状態といえる。

同プロジェクトの形態であるCBFMは、政府と資源利用者が協同で資源管理を実施していく共同管理（Co-management）の一形態である。共同管理は、政府が主導するトップダウン型の資源管理の効率性や執行性の悪さの反省のもと、よりよい管理アプローチとして近年注目されているものである（II章にて詳述）。また、開発援助の視点からすると、単なる環境や資源の保全にとどまらず漁村振興も見据えた統合的な資源管理アプローチといえる。

タイにおいても、1960年代初期からの漁業の近代化に伴って継続的に伸びてきた漁獲量が、1990年代に頭打ちになってから、水産資源管理や小規模漁業者に対する項目が政策に盛り込まれ、住民参加型資源管理や共同管理が実施されるようになった。

しかし、たとえ、「共同管理型」あるいは「住民参加型」というタイトルがプロジェクトに掲げられていても、「住民参加型でプロジェクトを実施する」というトップダウン方式の政府やドナーの意向に住民が動員されているに過ぎず、働きかけ方次第では、参加の押し付けにもなりかねない。また、他の開発援助プロジェクトと同様、水産資源管理プロジェクトも、実施中に自らプロジェクトマネジメントを行う組織もあれば、消滅してしまう組織があるなど、プロジェクトの成果にばらつきがあるとともに、プロジェクトの終了後、ドナーが引き上げたとたんにプロジェクトが立ち消えてしまうといった例は枚挙の暇がない（重富 2003、大内 2003、余語 2005 など多数）。このような状況について重富（1996:6）は、「どのような『働きかけ』があれば、住民は開発の主体になるのかを、参加型開発の普及者は認識していなくてはならず・・・「参加」する住民側の論理を知ることである」と指摘している。

住民が本当に参加している、あるいは、共同管理であれば、住民が政府と真の対等なパートナーとなって資源を持続的に利用するようになり、プロジェクトに掲げられたタイトルどおりの状況になり、プロジェクトの終了後も資源管理が継続して実施されていくためには、組織は自律的に資源管理を運営していくだけの力を備えていなくてはならない。すなわち、「組織化」するだけでなく、「組織が自律的に機能するメカニズムがプロジェク

---

<sup>2</sup> Community-based の邦訳は様々あり、共同体基盤型とも訳されることがある。本研究では、共同体を構成する人および組織に注目すること、さらに、日本の政府開発援助の文脈では、「住民参加型」という表現が一番なじみがあることから、引用文検討で独自の表現が用いられている場合を除き、「住民参加型」と表現することとする。



トサイトに創出されること」が必要となろう。

これまでの水産資源共同管理に関する研究は、どのように組織化し、政府をはじめとするステークホルダーとの間でどのように協調行動をとっていくかという点に注目したものが多く、関係性に変化をもたらせた要因についての研究は少ない。また、灌漑や森林の共同管理と異なり、水産資源は、不可視で移動性を伴うなど不確実性が高いのが特徴である。

そこで、本研究ではプロジェクトの受け皿であり、資源を利用する当事者である漁業者組織に注目し、外の枠組みから組織に影響を与える制度と、内部から影響を与えうる回転基金を分析することにより、資源管理を継続させるていくために影響するであろう要因を検討することを目的とする。

### 3. 研究の視角

本稿は、水産資源の共同管理について取り扱う。共同管理とは、資源管理に関わる主体が管理の権限と責任を分担するものである（共同管理については、II章で詳述）。水産資源の一番の利用者である漁業者は、自主的な管理が求められる重要な主体である。また、持続的な資源利用のためには、プロジェクト終了後も継続性の高い漁業者の参加が必要であり、ドナーに頼らない体質作りが重要となる。すなわち、主体の「組織のありよう」に左右される。

一方、国が水産資源の共同管理を実施しようとする場合、トップダウン方式で地域に導入することになり、参加型開発と類似したプロジェクトとなる。したがって、本稿では、共同管理の組織の持続性を考慮する際に、参加型開発の視点からアプローチすることとする。

これまでの参加型開発に関する先行研究の多くが、政府、自治体、外部ドナー、NGO、民間企業などによる当該コミュニティへの外部からの働きかけを中心とした議論であり、それに応える形でのステークホルダーのプロジェクト参加の対応の仕方について記述するケースが一般的であった。したがって、コミュニティ住人が、外からの援助や機会を主体的に受け止め、それらを1つのチャンスファクターとして集団で開発に参加でき、開発に活かしようような自治管理能力の育成には問題関心外であった（大内 2003:108）。しかし、資源管理は、長期的視野で行う息の長いプロジェクトであるため、継続性が求められると同時に、自主的な資源利用者である漁業者が資源を持続的に利用するような、自治管理能力の育成が必要となる。

大濱（1996）は、地域社会において住民自らの生産、生活活動に必要な資源やサービスを調達し、自立的に管理運営していく能力を「社会的能力<sup>3</sup>」と定義づけ、これを把握する

---

<sup>3</sup> この3要素が組み合わされて機能している組織が、外部の環境変化によってそれぞれの要素の組み換えを行うことにより、組織活動の維持、存続を図るために新しい内部システムを形成する能力のこと。JICAが、1996年にそれまでの貧困対策などに関する調査研究の成果として打ち出した概念。これまでの貧困削減を目的とした開発アプローチは、ケイパビリティアプローチ、セーフティネット・アプローチ、社会的能力アプローチ、Sustainable Livelihoods アプローチなどがあげられるが（国際協力事業団 2002:17-23）より組織に重心が置かれているアプローチという社会的能力といえよう。資源管理を推進する上で、管理主体となる漁業者の組織が重要となることから、本研究では、社会的能力アプローチに焦点を当てることとする。

ための要素として、「資源」「組織」「規範」の3要素をあげたが、参加型開発プロジェクトの組織の持続性について議論がなされる際に、しばしばこの3要素が鍵として掲げられる。

。特に「組織」は、開発目標を達成するために資源を管理運用する「主体」として重要であり、十分かつ適宜提供される資源を、必要な能力を兼ね備えた組織が適切に管理運営して初めて開発目標が達成できることになるとしており、余語(2003:23)や大内(2003:107)も、コミュニティの自立的、継続的な参加が可能な必須条件としている。

いままでの議論では、3つの要素が平行したものとして扱われていた。しかし、「資源」は組織の内外に存在する人材、物財、資金、自然資源など指し、「組織」を構成する要素であり、「規範」は、「組織」を管理運営していく上で方向性を指し示す要素であるため、資源および規範は、組織を評価するための説明変数となるべきものといえる。

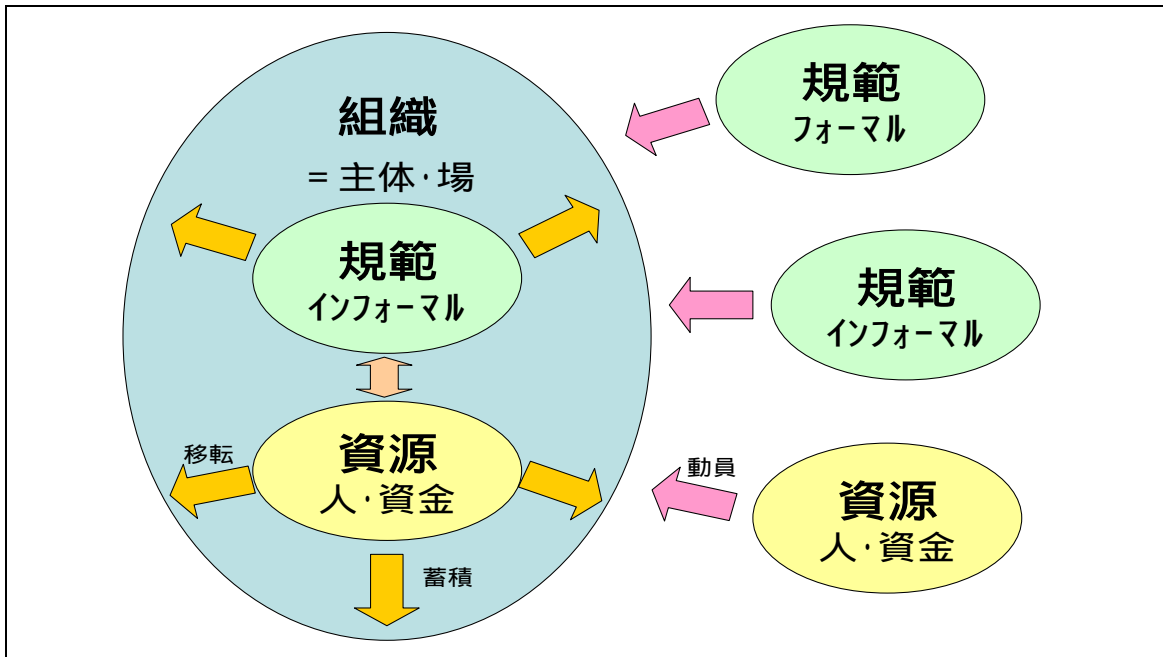
組織は、資源を持続的に利用するという目的の下、駆動され、組織内のみならず、外部の環境に存在する資源や規範と結びついているものであり、余語(2005)の言葉を借りれば、組織は、蓄積、動員、移転という資源循環をする「主体」であり「場」であると定義できる(図2)。本稿で取り扱う事例の場合、これらの資源や場は、トップダウン方式に強制的に政府により漁業者に準備されたものであった。漁業者は、資源の利用を「持続的に」行う主体として、どのように政府の依存から脱するのが、当事者意識を持って自主的かつ継続的に資源利用を行っていく鍵といえる。

そこで、回転基金および漁業権制度を分析することにより、組織の資源を整理して組織のありようを示したうえで、組織内の資源の活用、組織の外部環境の資源の動員・蓄積による資源の内化、組織内外の規範の影響、組織の機能について検討する。

回転基金は、マイクロファイナンスの一種であり、組織内部に影響を与え、エンパワメントさせるツールとして世界各地で導入されている。本稿で取り扱う事例においても、1990年代に導入されている。この利用について、現在の一時点を観察することにより、組織内の資源の配置について整理する。

制度には、1)法的な拘束力を持つルールと2)民間での慣習なり個人の行動規律があり、前者をフォーマルなルール、後者をインフォーマルなルールと呼ぶ。制度は法律等成文化されたルールであると理解しても、それがどのように執行されているかも考慮しなければならない(ノース1990)。漁業権という漁場の利用権利が、漁業者に与えられることにより、零細漁民の操業活動が担保され、以下のような効果が予想される。すなわち、1)漁場は自分たちのものであるという所有意識から保全の意識が生まれ、資源に配慮した行動へとつながることが推測される。また、2)漁場用者ではなく、底引き網などで漁場を荒らす危険性の高い破壊的業者(多くは、中規模・大規模の漁業者)に対する環境の監視装置として働くことになる。3)このような行動は、小規模漁業に携わる者がばらばらに活動しても、多くは企業単位で操業している大規模漁業操業者に比べ、発言権や勢力が弱い。そのため、小規模漁業者が一緒になって違反漁業(漁業権内の大規模漁業の操業)に対して抗議行動を起こすことにより、「小規模漁業者の組織力」が高まることになる。

このような視点から、タイおよびプロジェクトサイトの漁業活動をめぐる制度が、という枠組みがどのように漁業者に影響を与え、機能しているかについて、外部からのフォーマルな規範としてとらえ、「組織のありよう」への影響を検討することとする。



出典：筆者作成

図 2 組織、資源、規範の関係

#### 4. 研究対象地域

タイ王国の中南部に位置するプラチュアブキリカン県バンサパン湾沿岸で実施されている、住民参加型漁業資源管理パイロットプロジェクト（Community Based Fisheries Management、以下、CBFM）を研究の対象とする。

当該プロジェクトを研究の対象とした理由は、次に示す3点である。

まず、タイが日本にとって重要な水産貿易国であるからである。タイは世界有数の水産国であり、世界の水産物貿易において輸出国第2位に位置するとともに、日本の水産物輸入元としては、中国、アメリカに次いで第3位である。タイからの輸入水産物という点でエビ類が有名であるが、日本は、エビのみならず、すり身用のイトヨリ（*Nemipterus* spp.）や缶詰用のマグロも積極的に輸入している。また、同国の小規模漁業者が対象とするカタクチイワシ（*Engraulidae*）のシラス干しやイカもタイから輸入しており、自然の再生産に頼っている水産資源の消費国である日本の責任としても、タイの資源管理は考察に値する。

第二に、ドナーがタイ政府のみであるとともに、プロジェクト開始から比較的時間が経過していることである。タイ国内では複数の漁業資源管理のプロジェクトが実施されており<sup>4</sup>、そのほとんどが、タイの水産局とともにEU、イタリア、日本などの他国のドナーが関わっているのに対し、当該プロジェクトは、タイ政府のみがドナーであり援助アクターのかかわりがシンプルである。そして、プロジェクト開始から5年以上経過しており、良くも悪くもある程度の成果が出ている。

そして、第三に、当該プロジェクトでは漁業権<sup>5</sup>を導入している点である。水産資源に関してオープンアクセスである同国において、漁業者に対し資源の利用権利を付与している特徴的なプロジェクトであるからである。



<sup>4</sup> タイ国内での水産資源管理プロジェクトについては、Appendix を参照のこと。

<sup>5</sup> 正確には、漁場使用権である。詳細については III で詳述する。

## 5. 調査

本研究は、インタビューなどによる 1 次資料に基づく調査と文献など 2 次資料にともづく調査を行った。

1 次資料は、2004 年 8-9 月と 2005 年 2-3 月の 2 度の現地調査により収集した。前半は、水産局職員および漁村リーダーなどキーインフォーマントへの半構造的聞き取り調査を行った。この前半の調査結果に基づき、バンサパン湾パイロットプロジェクトの 9 つの対象漁村から、回転基金の運用が良好なグループ 3 つと停滞しているグループ 2 つを選定し、2005 年 2 月から 3 月にかけて合計 104 の漁業者世帯に構造的聞き取りを実施した（詳細については III 章を、調査工程については添付資料を参照のこと）。

漁業者グループに参加している漁業者数は有限であることから、下記の (1) 式に基づき、信頼率が 90% となるように、対象とする各グループからサンプル数を抽出した。必要な標本の大きさを  $n$ 、母集団の大きさを  $N$ 、目標制度を  $e$ 、予想される母集団の比率を  $P$ 、 $k = 1.65$  (信頼率 90%) として算出した。

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{e}{k}\right)^2 \frac{N-1}{P(1-P)} + 1} \dots \dots \dots (1)$$

また、全 9 漁村の漁業者グループリーダー、各漁村を活動拠点としている仲買人、回転基金や漁業資源管理や組織の自立に関係すると考えられる機関（水産局、農業・農業組合銀行支店、魚市場機構）などのキーインフォーマントに対し、回転基金の利用状況、水産資源の利用上の課題とその対応、パイロットプロジェクトの成果や課題などについて半構造的聞き取りを行った。

さらに、バンサパン湾パイロットプロジェクトとの比較のため、定性調査として、パンガ島およびチュンボン県で実施されている CBFM プロジェクトの関係者（漁業者グループリーダーおよび仲買人）に半構造的アンケートを行った。

アンケートは、組織の基本的データに加え、「資源」および「規範」について指標を定め（表 1）、アンケート調査項目（表 2）へと落とし込んだ。

2 次資料は、2 度の現地調査の際、タイ水産局、FAO、SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）から発行されているバンサパン湾や CBFM プロジェクトに関する報告書を収集するとともに、関係機関のホームページを参考にした。

表 1 本研究における指標とアンケートの調査項目

組織の要素	本研究における指標	調査項目
規範	漁業操業に関する制度 ( 漁業法、特別漁業権 ) 回転基金に関する制度	既存文献による調査 回転基金運営ルールおよびその遵守 参加 ( 会合への参加 ) 結束 ( 漁業者間の協力 )
資源	資金 ( 回転基金による生産性の向上 ) 人的資源 ( 漁業者、行政、仲買人 )	回転基金の利用、生産性の向上、財力 グループ内の人材

表 2 調査項目

大項目	中項目	小項目
漁業者の属性	基礎的情報	氏名、年齢、性別、家族メンバー 職業、サイドビジネス、操業年数、親の職業
	財力	土地の所有 漁具漁船の所有および数、
漁業の状況	操業形態	対象魚種、使用漁具、操業日数 操業メンバー
	経営状況	漁獲量 仲買人への販売価格（収入） モンスーン時の操業状況、禁漁期の操業状況 漁具の買い替え回数、網の紛失 （収入の満足度 生活全般）
	操業経費	漁具購入価格（漁船、モーター、漁具） 経費（燃料費、人件費）、生活費 その他経費（借金返済など）
	資金調達	漁具購入資金源（フォーマル、インフォーマル） 事故（網の紛失など）の際の資金調達法 必要時の資金調達法（借金相手）
経営環境	仲買人との関係	仲買人からの価格情報、販売価格 ネゴシエーションとその必要性（自立心） 仲買人からの借金とその理由 仲買人への不満 グループ参加後の仲買人への販売価格 グループ参加後の仲買人からの借金総額
満足度	生活全般	生活上の困難、収入の満足度、収入向上の方策
エンパワーメント	経済的自立心	仲買人へのネゴシエーションの必要性 借金の記録、取引の記録 仲買人から独立した販売網（一部） 漁業協同組合設立の希望（一部）
組織への態度	参加	参加グループ数、回転基金グループ参加時期
	規範	グループ会議への参加、欠席理由
	結束	漁業者同士の協力 仲買人のグループへの参加の可否
回転基金	回転基金の利用	回転基金利用回数、利用理由 利用によるメリット、参加による不利益 利用しない理由、回転基金の使い勝手 借入額、利息、返済期間、貯蓄

## 6. 調査上の制約

インタビューにおいて、回転基金が停止したグループ（Bang Saphan Noi : F2）のサンプル数を 25 人と予定していたが、外部者への警戒心が非常に強く 12 人目を最後に拒絶され、インタビューを続けることができなくなった。時間的予算的制約があったため、同グループへの再調査を実施することはできなかったことから、定量データとして不足している。

また、回転基金の収支データについては、どのグループも帳簿の提示をしていただくことが難しく、複数年を時系列で追うことはできていない。単年度のデータがあったとしても会計担当者の記憶の範囲で口頭による回答によるもので、データの欠損があるので、調査上の制約として留意したい。

## 7. 本研究の意義

### (1) 沿岸漁業および資源管理の持続性への示唆

世界の水産資源のトップユーザーは、ノルウェー、アメリカ合衆国、日本、スペインなど、漁獲の高い技術力を有し、自国の領海を超えて遠洋漁業を操業するわずか数カ国の先進国である。世界の海で操業するとともに、大量の水産物を輸入している日本の責任として、水産物輸入国の水産資源の持続可能な資源管理体制に関する研究は、貢献する。

また、上記の数カ国の先進漁業国は、世界中を航行し、高い漁獲努力量で水産資源を獲り尽くす遠洋漁業の操業割合が高いが、少しでも資源搾取の割合の低い沿岸漁業へ移行していくべきであるとの警告をしている研究者<sup>6</sup>もいる。沿岸漁業は、今後も変わらず重要な操業形態として、様々なアクターから混成される沿岸漁業資源の利用に関し、効果的な管理方法を検討することは意義深い。したがって、本研究がこれらの課題解決の一助となることを目標としている。

### (2) 回転基金の検討

本稿で取り上げる回転基金は、タイ水産局が全国一斉に漁村に導入したものであるが、導入したきり、フォローアップが十分に為されていない。水産局担当者によると、導入された回転基金のうち概ね 4 割の漁村においてその運用が停滞あるいは停止してしまっていると言われているが、実態については全く調査が行われていないのが現実である。そこで、一部の漁村の一時点ではあるが、回転基金の現状を調査し、運用が良好な事例と失敗事例について分析することにより、今後の漁村施策や回転基金に関する施策への一助となると考える。

また、JICA 課題別指針「水産資源の持続的利用」(2004)において掲げられたいくつかの

---

<sup>6</sup> 資源学のリチャード・ポーリー博士は、2005 年 10 月のコスモス国際賞授賞式の講演会で、商業漁業の台頭により、大型魚の減少、小型魚（主に、大型魚の餌か仔魚）の減少、低次元資源（プランクトン、デトリタス）の減少が次々に引き起こされ、大陸棚全域の資源崩壊してクラゲや泥のみの枯渇した海になりつつあると警告したうえで、持続的な漁業のためにも沿岸漁業およびその資源管理の強化を強調している。

課題のうち、回転基金の利用の検討や漁業資源管理における組織強化などもあげられている。同報告書では、「新たな漁具漁法の導入にあたって、資金や漁船等が必要な場合の協力として、船外機や FRP 漁船の無償供与、それを原資としたリボルビングファンドを実施することも可能である」としているが、「採算性については事前に慎重に調査し、借り手の返済能力も審査する必要がある」と費用対効果の重要性についても言及している。そのための方策として、既に JICA 全体で活用が検討されている「マイクロクレジット」を小額の漁具購入などに活用できるとしている。ただし、「不漁、漁具の逸失、海難等のリスクを抱える漁業では、借り入れを前提とした普及は慎重に行うべきであるとともに、これら装備の維持に関する技術や経費などにも十分な配慮が必要」である旨示しており(p23)、本研究が水産分野の協力を検討する上で貢献できるものになることも期待している。

## 8. 論文の構成

本研究は、以下、II 章において、漁業資源の特徴、漁業権管理および共同管理に関する既存研究の整理を行う。III 章では本稿の理解を助けるために、タイの海洋漁業およびその政策について概観する。IV 章では、バンサパン湾のパイロットプロジェクトにおける漁村の特徴を説明した上で、V 章で漁業に関する組織の影響、VI 章で回転基金の組織への影響を検討し、VII 章で、本研究によって得られた結果をまとめる。



## II. 水産資源管理に関するこれまでの研究

本章では、水産資源の特徴を整理したうえで、本研究のベースとなる水産資源管理、漁業権、共同管理および漁村振興に関するこれまでの研究について概観する。

### 1. 水産資源の特徴

水産資源の特徴は、再生産、無主物および不確実性である（桜本 1998）。

再生産とは、子や卵を生み自らの子孫を新たに生み出すことができることであり、再生産が可能である資源のことを自律更新的資源という。

無主物とは、特定の者の専有下にあるわけではなく、その利用が広く開かれている状態である。たとえば、日本の場合、漁業権や免許制度の漁業制度による規制があるために誰もが自由に漁獲を行うことはできないが、他の家畜のように水産資源に所有の標識があるわけではなく、獲った人に所有権が生じる。また、森林資源も再生産資源であるが、所有権がはっきりしている点で水産資源と異なる。

不確実性とは、水産資源が移動し、自然環境の変化などによって資源量も変動するため、一定ではないことである。したがって、水産資源管理や漁場の所有に関する政策は、監視や制御が難しい。

漁業生産活動に全く規制が無く、投入も自由な経済システムの場合、資源は以下のように利用されると考えられる。まず、経済的に採算の合わない資源は利用されず、経済性の高い資源に漁獲努力量が集中することになる。漁獲努力の投入は、社会全体としての合理的人間の利潤がゼロとなるまで続くことになる。このような経済的な漁獲努力の投入は、資源の維持や保全とは関係なく行われても、投入される漁獲努力量が資源の再生産力に影響しない程度であるうちは特に問題はない。しかし、需要が増大し、技術革新により漁獲能力が増大すると、漁獲努力の無制限な利用により資源の再生産が脅かされるようになり、持続的な利用ができなくなる。さらに、早い者勝ちという無主物先占の原理が働き、漁獲をめぐる競争が激化する。他者より早く漁場にたどり着くために馬力の拡充や、より多くの漁獲のために漁船の大型化に拍車がかかる。他の者はこれに追従するので、結果として漁獲努力総量が大きくなる傾向がある。

漁獲競争の激化は、資源の保全に悪影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、単位漁獲努力量当りの漁獲量の低下と投入生産要素の浪費を招き、社会全体の効率が低下することになる。漁業の自由な生産活動のみならず資源の再生産の破壊の防止のためにも、適正な資源管理と漁業の規制の必要性が認識されるようになった。

## 2. 水産資源管理への取り組み

### 2-1. 水産資源管理の内容

漁業管理<sup>7</sup>は、漁業生活活動を適正に行うための諸手段に関する理論と政策の体系である（清光・岩崎 1986）。漁業資源管理は、過度の漁獲の回避、小型魚（幼稚魚）の保護、産卵や産卵親魚の保護を原則とし（松宮 2000）、その実行手段として、網目の大きさの制限、漁獲物の体長制限、漁具・漁獲努力量の制限、漁獲量の制限、禁漁期、禁漁区の設定などを行う（能勢ほか 1998、田中 1996、松宮 2000）。

世界銀行（2004）は、漁業管理を「持続的漁業のガバナンスのための制度的枠組み」と定義し、1）漁業管理システム、2）評価・制御・監督調査システム（MCS）、3）漁業に関する法規制システム（制定からモニタリングまでの一貫した法規制に関わるシステム）、4）民主化された決定システムと共同管理（Co-management）が必要であるとしている。

### 2-2. 水産資源管理と漁業者の自主性の重要性

日本で水産資源管理に対する取り組みが活発化したのは、「資源管理型漁業の推進」が掲げられるようになった 1980 年代からであり、「漁業者による自主的な資源管理」がキーワードとなっている（加瀬 1987、長谷川 1989、大海原 1991、平山 1996、廣吉 1998 など）。

日本の自主的管理は「入会」<sup>8</sup>に由来する。かつて沿岸・沖合漁業が中心であったため、限られた海域を共同で使用するといった入会システムが生じ、結果的に外部からの進入を規制していた（秋道 1999）。国外の事例では、地域の慣習法が資源管理となっている東インドネシアのサシ（Sasi）があげられる（笹岡 2000）。このような取り組みは、現在の沿岸漁業に継続されている場合が多く、一般に沖合漁業よりも沿岸漁業の方が資源管理に対する関心が高いとされている（食料・農業政策研究センター 1999）。

長谷川（1996）は、漁業における管理・規制の全てを行政が行うことが、膨大な費用を要するという経済的側面から、自主的な資源管理の必要性を主張している。しかし、自主的管理を円滑に進めるためには、行政の支援が必要であることが指摘されている（川口 1991、田中 1991）。なお、日本における自主的な資源管理が始まるきっかけの多くが、水揚げ増大に伴う値崩れや、狭い優良漁場での操業をめぐる漁場紛争によるものである（佐久間 1998）。

---

<sup>7</sup>日本では、水産資源管理は漁業管理と呼ばれており、近年では、漁業資源管理と漁業規制あるいは漁業管理（Fishery management）が同じ意味で用いられている。

<sup>8</sup>日本の入会は、1737年（元文2年）に、「磯漁は地付次第、沖は入会」とうたった法令が幕府より発布されている。この場合の磯は、沿岸の浅瀬のことであり、村が共有して排他的に利用することは出来た。一方、沖の「入会」は、共同で利用することを指す。ただし、共同とはいえ、誰もが自由に利用することが出来たわけではなく、陸から入会の漁場にもっとも近い 2-3 村のみに限られていたり、土地持ちの村の本百姓しか利用できなかったなどの制限はあった（秋道 1999b:31-32）。

### 3. 漁業権による資源管理 (Rights-based management)

無主物という水産資源の性質から、過剰漁獲を招き、資源減少といった問題がたびたび引き起こされる。この解決方法として、資源の排他的利用権を利用者に譲渡する漁業管理システムの確立があげられる。移動性と地域特性という特有の性質を有する水産資源は、土地や森林のような他の天然資源とは異なるため、どのような権利を誰に対して付与することが適切であるか定義することが難しく、漁業資源の性質のみならず、資源利用者の社会経済的構造も権利の定義に影響を与える。

このようななか、多くの国々では、CPRs (Common Pool Resources: 共同利用の資源<sup>9</sup>) の概念を下に、水産資源管理を自国の漁業権漁業システムとして導入しようとし、資源の利用可能量に適応したデザインや、資源利用者のアクセスの制御などを試みている。ただし、水産資源の地域性などの性質から、あらゆる国や地域に適用できる定型はない。

水産資源管理に関する権利は、所有権、使用权、アクセス権など様々である。Charles (2001)は、使用权および管理件をひとまとめにして所有権 (Property right) としているが、National Academic Science は、これらをまとめて権利システム (Right-based system) としている。

Anderson(2000)は、水産分野の主要な権利として、漁場、漁獲能力、漁獲量に焦点を当てて分類している。「漁場権 (Territorial Use Rights in Fisheries)」(Christy1982)は、地理的条件をもとにデザインされたもので、通常、漁法や漁獲量の制御はしていない。Williann(2000)は、移動性伴う漁業資源を管理するには、漁業権では限界があると指摘し、貝類のような固着性生物を対象とした小規模な空間に適しているとしている。地域権 (Area right) も、湾内など小さな海域での移動性の資源について適用できるが、対象とする地域が広範囲に及ぶ場合には、資源の配分を考慮すべきである。

第二の権利は、「漁獲能力 (インプット) に焦点を当てた参入規制」である。もっともよく使用される権利は、投入数を制限するための免許の発行である。物理的漁獲能力を基本とし、漁船や漁具の種類や数、操業日数などを制限する。

第三に「漁獲量 (アウトプット) に焦点を当てた規制」で、魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持または回復を図ろうとする漁獲可能量 (Total Allowable Catch: TAC) や譲渡可能個別割当制<sup>10</sup> (Individual Transferable Quotas; ITQs)、個別割当制<sup>11</sup> (Individual Quotas; IQ) などがあげられ、「資源利用権」ともいうことができる。

Garcia(1999)は、零細漁業者が分散して存在する発展途上国の場合、許可の制限や ITQ の施行は不可能かつ不適切であるため、地域の漁業者やコミュニティに排他的使用权を付与し、自分たちで行使する方が適切な管理ができるとしている。漁業者は持続的にその地域の資源を利用するインセンティブが働き、資源管理につながると考えられることからである。しかし、実際には、行政や外部からの漁業者との間での使用权の定義付けが難しく、その導入は複雑で困難である。

<sup>9</sup> 構成員によって共同で利用管理されている資源あるいは制度。ここでは、井上 (2001) の訳を用いている。

<sup>10</sup> 個別割当方式のうち、分与された該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式

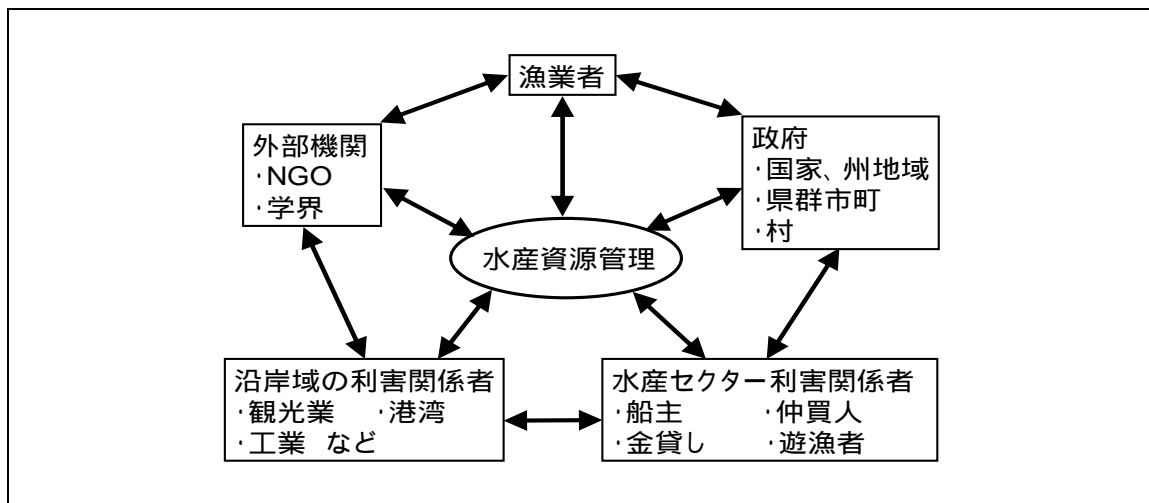
<sup>11</sup> TAC を漁業者、漁業団体または漁船ごとに配分し分与する方式

#### 4. 水産資源管理体制と管理主体の位置づけ

水産資源管理の主な目標は、漁業資源の持続的利用の実現であり、そのためには、国家や地方レベルでの効率的な資源管理体制の確立が必要である。

水産資源の管理体制には、政府主導型（Top-down）、地域住民主導の住民参加型（Community-based）および共同管理型（Co-management）がある。多くのアジア諸国の水産政策には、トップダウンアプローチが用いられており（Adbullah and Kuperan 1997）、政府が水産資源管理の支配的主体となっている。漁業者は利益を最大化する主体であるとともに、資源を保護する管理者でもあるが、トップダウン方式の下では、漁業者は、ルール作りから除外されているため、規制を遵守しようというインセンティブは働かない。このような方式では、強制させるのにコストがかかるなど非効率であるとともに、違法漁業や過剰漁獲を未然に防ぐことが本質的に不可能であり、結果的に、過剰漁業が資源の枯渇を招くことになる（Charles 2001）。また、人員と予算の不足から 1) 違法漁業の取り締まりなど、法に基づいた管理が困難、2) 地域の実情、資源の状況に応じた柔軟な管理が不可能、3) 意思決定過程に資源利用者の意見の反映が困難、4) 地域が長年にわたり培った資源利用に関するノウハウや知恵の無視などといった問題点があり、効率的で柔軟な管理には限界がある。さらに、アジェンダ 21 でも触れられているように、沿岸域の管理については、国が責任を持つだけでなく、沿岸域に居住し利用する零細漁民に至るまで、沿岸域の環境を守る義務があることから、国に頼るだけでなく、漁業者自らが率先して沿岸の持続可能な利用に取り組んでいかななくてはならない。

このような背景から、管理ガバナンスの構造を変化させる必要性が問われ、政府の法規制などの支援のもと、地域の資源利用者の能力を最大限活用し、関係アクターを巻き込んだパートナーシップの構築が求められるようになった（図 3）。そして、水産資源アプローチについて、トップダウン型から参加型アプローチや共同管理へ管理パラダイムを移行させる動きが見られるようになった（Jentoft 1998、Pinkerton 1989a、Berkes et al. 1991、Berkes 1994b）。



出典：Berkes et al. 2001

図 3 共同管理における主体とパートナーシップ

## 5. 共同管理 (Co-management)

### 5-1. 共同管理が議論される背景

共有資源 (Common Property Resources : CPR) は、漁業資源、森林資源、灌漑用水、牧草地など様々ある。CPR の特徴は、1) 分布範囲が広範で移動性を伴うことから個人の排他的利用のために囲い込むことが難しいことと、2) 資源の利用により全体量の低減につながること (Feeny et al. 1990) であり、いわゆる「コモンズの悲劇」(Hardin 1968) という形で資源枯渇に至る可能性がある。その利用と管理を社会科学的側面から施策する必要があり、1980 年代後半から CPR の運営管理についてさまざまな分野で学際的に議論されるようになった。

このような共有資源の多くは、村落などの限られた範囲でのみ通用するような多様な慣行に基づいて利用され、これが無秩序な資源利用を制限する機能を有しているとされている (Smith and Wishnie 2000)。水産資源の場合、サシなどに代表される漁場保有慣行などがこれにあたる (Berkes 1985)。また、このような慣行や経験則に基づく「共同体に根ざした資源管理 (Community - Based Resources Management)」は複雑な要因によって非線形的に変動する資源を低コストかつ適正に管理できるので、科学的な管理より優れているとも言われている (Acheson and Wilson 1996)。人口移動や開発が進展している現代では、資源動態に影響する因子が極めて多いため、利用者以外の者が資源量や利用状況を十全にモニタリングすることはきわめて困難である (飯田 2002)。

このような背景から、既存の資源利用に関するインフォーマルな規範や慣習の効力を国家が認め、フォーマルな範囲で支援することにより、行政と資源使用者の共同管理を機能させることが望ましいとする研究者がでてきた (Acheson 1989; Jentoft et al. 1998)。また、このような対応をすることにより、規制に関する権力の一部が政府から漁業者組織へ移行し、漁業者も意思決定プロセスに参加することができ、さらに自ら規定の決定や導入に関する権限も有するようになるといえる (Pomeroy and Williams, 1994)。そのため、水産資源共同管理の推進には、すべての主体に歩み寄りと尊重、および信頼が必要となる (Berkes et al. 2003:222)。

日本の漁業管理制度は、大宝律令の山川藪澤法理<sup>12</sup>以来、1300 年にわたり「資源利用者による資源の保護・培養」という理念が貫かれている (牧野 2003:373)。漁獲圧調整や漁業資源の保護・培養は、主として漁民らにより自主的に行われてきたものである。民主的意思決定過程、階層的調整機能、自主協定、入会など共同管理が長年機能した例の一つとされており (Pomeroy and Berker, 1997) 共同管理が資源管理の主流となった現在、日本の管理手法が見直されてきている。

---

<sup>12</sup> 日本最古の漁業に関する法規定は、645 年の大化の改新後に発布された大宝律令に認められる。そこには「山川藪澤 (そうたく) 之利公私共之」とあり (経済雑誌社 1900:307)、海も含めた山川藪澤は特別な事情のない限り、何人も自由に地用しうる区域であることを意味する (原 1948:17)。ここに、山川藪澤を民利に供するとともにその利用者をして山川藪澤の管理・持続的利用を図らしめるという「資源利用者による資源の保護・培養」という理念が生まれる。その後も、鎌倉時代に制定された御成敗式目 (1232) の漁業に関する規定においても、「用水山野草木事法意二八、山林藪澤公私共二利ステ自領他領ワイワズ、先例アリテ用水ヲモヒク。草木ノ樵蘇ヲモスル也。武家モ此儀ナリ」とあり (川俣 1930:37)、山川藪澤法理が受け継がれている。

## 5-2. 共同管理の定義

共同管理については、表 3に示すように現在まで様々な定義がなされてきているが、「管理に関する権限と責任が政府と地域共同体との間で共有されているような制度的・組織的枠組み（権利とルール）の集合」という定義に集約されよう。各々の違いは、矛盾するものではなく、共同管理への主体の関わりに違いがある。

共同管理の問題意識は、コモンズ管理の意思決定過程から地域共同体を除外すると、管理制度の正当性と実効性が損なわれるということであり、目的は、意思決定の民主化と管理の実効性向上である。また、特徴は、トップダウンではないため、取り締まり費用が低く、執行性が高いことであり、順応的管理に適している。さらに、共同管理を通じて権限配分や資源の紛争管理といった課題に対処していく過程で、行政と漁業者がエンパワーメントし、シナジーを強化していくことも可能となる。

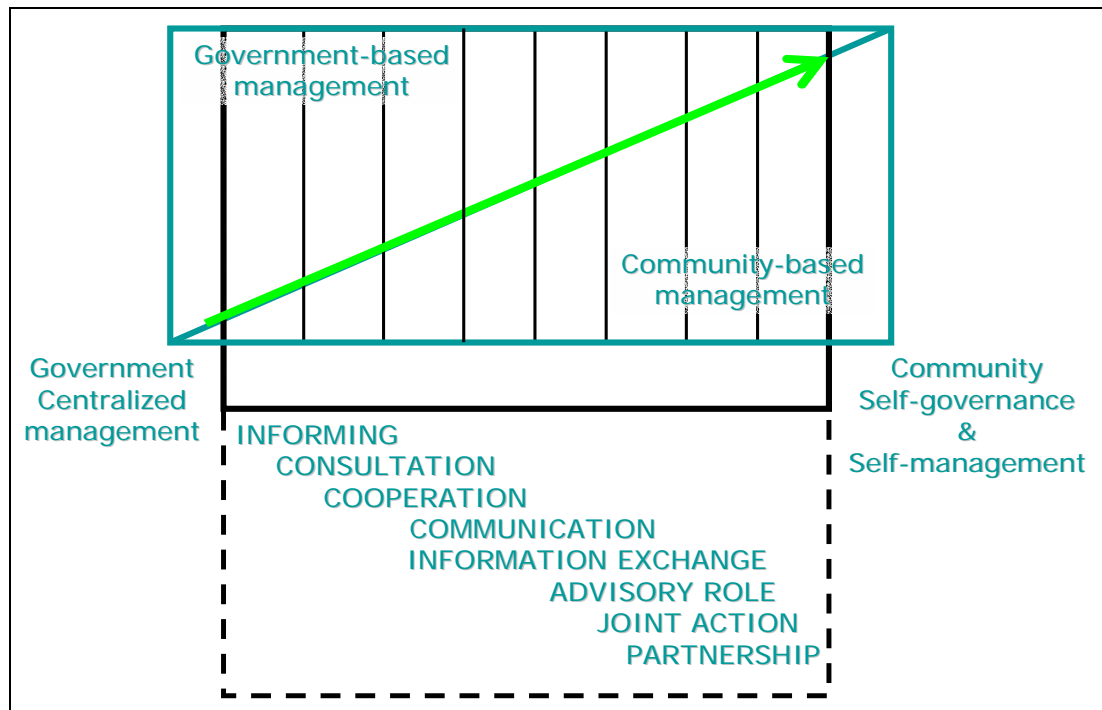
資源管理のパワー配分により、行政主導のトップダウン型から、資源利用者主導の住民参加型まで図 4および表 4に示すようなヒエラルキーに分けることができる。

表 3 共同管理の定義

研究者（年）	定義
Berkes et al. (1991)	政府と地域資源利用者間の権利と責任の配分
Kuperan and Abdullah (1994)	政府機関と漁業者間の責任の配分。漁業者は、「一部の規制権力( regulatory power )が政府から漁業者組織に移行された管理機能のための協同組織」を通じて参加する。自ら規制の決定をし、導入する権限(authority)も持つことになる。
Pomeroy (1995)	地域レベル（資源利用者や共同体）および政府レベル（国家、県、市など）における管理責任および権限の委任に関する多様な段階のうち、効果的漁業管理のための国家レベルの関係者と、自治、自主規制および活動参加への地域レベル関係者間の中程の推移段階のこと。政府と地域資源利用者が分担する責任と権限の配分量は、国や地域の状況によって異なる
Sen and Nielsen (1996)	政府と資源利用者グループ間における資源管理の責任の所在に関する協定
Pomeroy et al. (1997)	規制の施行や強化、紛争解決およびその他の支援の提供などの行政の支援と、地域の漁業者と共同体の能力に基づいたパートナーシップの取り合わせ
Jentoft et al. (1998)	資源利用者グループの代表、政府機関および研究機関の間における、規制に関する意思決定の共同参加プロセス
Nrtee (1998)	政府とステークホルダー（資源利用者、環境関係者、専門家、生産者など）の間での決定権、責任およびリスクの分配を可能にするシステム
Charles (2000)	政府とステークホルダー間の意思決定と管理機能の配分。（ステークホルダーの賛同に基づいた適切な管理協定の創造と手段：漁業者とその組織が、漁業の規制や管理手段を発展強化させるために政府とともに取り組むということ）共同管理は管理権利の一種
岸上（2002:308）	二者間による政治的な合意に基づく、資源管理のための実践による思考錯誤 <sup>13</sup>
秋道（2002:19-21）	村落の協会や組合で資源管理をめぐる取り決めが為されているわけではなく、境界をめぐる紛争が発生するような事態が起こった際に、第三者による調整や紛争解決がなされる。この第三者は、政府（地方を含む）が役割を演じる場合があり、このような住民参加型の資源管理よりも上位の政治的な権利や組織を通じて資源管理を行う場合

出典：筆者作成

<sup>13</sup> カナダ政府とイヌイットら先住民とのシロイルカ資源利用に関する事例をあげ、「政府の提供する科学的情報をイヌイットにとって理解可能で文化的な適切情報に翻訳するといった試みがなされない限り、・・・決定の場においてイヌイット側と政府・科学者の政治的関係を形の上で平等にしたとしても、共同管理は機能しない」と指摘



出典：Berkes 1994, Pomeroy, R. and M.J.Williams, 1994 より作成

図 4 資源管理の権限配分

表 4 共同管理のヒエラルキー

権力配分の度合い	管理カテゴリー	政府と資源利用コミュニティとの関係
地域資源利用者が強い	Community control	決定の権限はコミュニティに委譲され、決定事項が政府に通知される。
	Partnership	決定において対等な協力関係。
	Advisory committees	コミュニティが政府の決定に意見し、政府もこれらの決定を保証する。
	Communicative	双方向の情報交換がある。地域の関係者が管理計画の代表となる。
	Cooperative	コミュニティが管理に参加。
	Consultative	政府が漁業者に諮問するメカニズムは存在するが、政府がすべて決定する。
政府が強い	Informative	政府の決定事項にコミュニティが従う。

出典：Bekers 1994, Sen & Raakjaer-Nielsen 1996 より作成

### 5-3. 住民参加型水産資源管理と共同管理

共同管理の中心的要素は住民参加型資源管理（Community-based Resources management：以下 CBRM）であり、様々な資源を対象として Ostrom（1997）<sup>14</sup>、Berkes et al.（2001）<sup>15</sup>、Tabunda and Galang（1992）<sup>16</sup>をはじめとする多くの研究者によって研究されている。

資源を水産資源に特化している「住民参加型水産資源管理（Community-based fisheries management：以下 CBFM）」は、漁業の複雑性、水産資源の性質（無主物や移動性など）、漁村の社会文化的構造などから、他の資源を取り扱う CBRM より複雑である。

共同管理と CBFM は、概念は類似しているが、管理プロセスにおける政府の関わりと戦略が異なる。共同管理は、政府と資源利用者（組織）との参加の配分に重きを置いている一方で、CBFM は人を中心にした共同体に焦点をあてている。資源管理のプロセスについても、共同管理は、CBFM より明確な境界の範囲を有している。CBFM の場合には、政府の役割は最小限に抑えられるが、共同管理は政府の役割が大きな割合を占め、積極的に関わる。

政府だけが法的に利用権や共同体レベルでの資源保有の保障に関する設定や支援をすることができる。したがって、共同管理における政府は、分権化による権限の委譲、法規制の整備の支援、住民の参加促進、共同体の権利の合法化、共同体の範囲を超えた問題に関するイニシアチブや干渉、強化や方向性の提示、あらゆる調整、資金的技術的支援など、非常に多様で重要な役割を担う。また、共同体に対して権限のを委譲することによって、責任配分することも可能である。

CBFM に関わる実務家（開発ワーカーなど）は、時として政府は最終段階や必要時にだけプロジェクトに関わる外部プレーヤーとみなしている場合があるが、政府からの支援を最大限引き出せない（World Bank 2004）。この点に関し、共同管理の参加戦略は、参加者間の信頼関係を醸成するために、早い段階から政府側と資源管理者を同じように巻き込んで実施される。

---

<sup>14</sup> Ostrom（1997）は、ブラジルの都市基盤整備における共同住宅（Condominium）の建設の際、市民グループと政府の協同により 1）市民あるいは住民の組織と協同した活動を保証するサービス業務、2）公的機関/政府のチームワーク、3）市民と政府間の効果的な調整といった 3 つの困難を乗り越えることができたというシナジー構築の成功事例を示している。このような事例を水産資源管理になぞれば、共同管理は、政府と漁業者あるいはコミュニティの両者にとって便益の高い管理システムといえる。しかし、水産資源管理の場合、水産資源の特性、多様で広範囲にわたる資源利用者、複雑な管理権限の構造、変更の難しい漁業法規制および政治的権力など、多様な問題が存在し、他の共同管理の事例に比べて推進が難しい

<sup>15</sup> カナダの北極圏の環境研究や環境管理は、ここ数年、複数の科学分野にわたる学際的で参加型のアプローチへと変化してきた（Berkes et al. 2001）。カナダの北極圏では、共同管理は、政府とアボリジニー（あるいは他の集団である場合もある）が、特定地域での資源の配分・管理について、権利、権力、義務に関する制度的取りきめのことであると定義されている

<sup>16</sup> フィリピンでは、地方行政規約（Local Government Code、以下 LGC）を通じて共同管理が導入されている。LGC1991 は、実質的な権力、機能および責任が、国家から地方行政体に譲渡している。この第一の目的は、地方行政体を国のパートナーとしての機能を有する組織へと育成し、独立した執行を実現化することである。LGC のもと、漁業管理に関し、地方行政は漁業資源の開発、管理および保護の権限を有する（Tabunda and Galang, 1992）



#### 5-4. 共同管理の利点と限界

共同管理の利点は、透明性が高く開かれた自治管理プロセスであるという点である。

また、執行や管理に係るコストを抑えられるため、トップダウン型管理より経済的である。さらに、漁業者は、政府などの外部主体よりも、組織のメンバーが直面する問題やニーズをよく理解しているため、地域の環境により適合した規制（規範）を案出し、資源を管理することができる。漁業者の地域土着の知識を最大限活かすことにより、科学的な情報に基づく資源管理を補完することができる（秋道 2002）。

資源利用者に自主管理が取り入れられた場合、漁業者は、管理機能に関する多くの責任を担うことになるとともに、共同体（村落）が、ニーズや必要条件に直面した際に、柔軟で創造的な管理戦略をとることができるようになるなど、エンパワーメント効果も期待される。管理責任については、地域の漁業者に資源に対するオーナーシップを与えることにより、今後の利用可能性まで勘案するため、資源を長期資産として利用しようとする強力なインセンティブが醸成される。

ただし、政府に依存してきた長い歴史があり、それを転換させていくには時間を要するため、全ての共同体に共同管理を適用することは必ずしも適切とはいえない。共同体や漁業者にとって、漁業管理戦略を変える際のリスクは高い。共同管理を担えるような漁業者組織やリーダーが、共同体には存在しない場合や、共同管理に携わろうとする経済的、社会的あるいは政府的なインセンティブがない場合もある。共同管理に個人が参加する時間やコストは、期待される便益より大きい場合が考えられる。また、通常、地域の資源利用者と行政の間に、十分な関係が構築されていない場合も多い。

さらに、James and Taylor(2001)が指摘するような、共同管理アプローチの実施の際に起こりうる障害もある。第一に、共同管理は漁業者グループ間の対立に帰着する点である（McCay, 1988; Smith, 1995）。共同管理の便益があるグループにとって望ましいものである場合、または一定のレベルまで問題が解決した場合、今度は別のレベルで別のコンフリクトが生じる。例えば、ある地域で、政府と地域漁業者との間で、外部からの漁業者数を制限することにより漁獲努力量の抑制に合意がなされたとしても、次に、地域の漁業者と外部から来る漁業者との間でコンフリクトが生じる可能性がある。第二に、共同管理レジームは、政府職員の抵抗により失敗する可能性がある。第三に、共同管理組織にほとんど権限が与えられなかったり、政府機関から調整などの技術的支援を受けられない場合には、共同管理組織はほとんど効果を発揮できないことになる（Jentoft, 1995）。そして、第四に、競争相手であった漁業者が共通の理由で協同することができなかった場合、共同管理の努力は報われないことになる。

#### 6. 水産資源管理と漁村振興

資源管理型漁業の推進と漁村地域の活性化を平行して図るためには、1) 乱獲への傾斜を抑制するための「資源管理」の視点、2) 過渡期社会への対応にむけて、地域と人間開発を柱とする「パラダイム転換」の視点、3) 漁業と地域を結びつける「地域再生」の3つの視点が重要である（島 1995）。後に、島（1998）は、これらの視点とも関連が深い、地域活性化のアプローチのひとつである「内発的発展論」を取り上げ、「内発的発展の視点か

ら地域漁業・漁村の活性化を図るというやり方は、これからの日本漁業の持続的発展にとって必要不可欠なプロセスである」(p291)としている。また、内発的発展論の他に、島(1995)の視点に関連する地域活性化のアプローチとして「地域共同管理」がある。

#### 6-1. 共同管理と内発的発展論

内発的発展の組織形成について、西川(1989)は協同主義(association)、自主管理(self-management)、または参加(participation)がとられるとした。鶴見(1989)は、内発的発展モデルと近代化モデルとの関係に着目し、内発的発展を「社会運動としての内発的発展<sup>17)</sup>」と「政策の一環としての内発的発展<sup>18)</sup>」に分類している。

また、保母(1996:3)は、内発的発展を地域から発展・展開する発展政策とするという視点のもとに、その内容を次のように示している。

- ・ 環境・生態系の保全および社会の持続可能な発展を政策の枠組みとしつつ、人権の擁護、人間の発達、生活の質的向上を図る総合的な地域発展を目標とする。
- ・ 地域にある資源、技術、産業、人材、文化、ネットワークなどのハードとソフトの資源を活用し、地域経済振興においては、複合経済と多種の職業構成を重視し、域内産業関係を拡充する発展方式をとる。地域経済は閉鎖体型ではないため、「地域主義」に閉じこもるのではなく、経済力の集中・集積する俊との連携、その活用を図り、また、必要な規制と誘導を行う。国家の支援措置については、地域の自律的意思により活用を図る。
- ・ 地域の自律的な意志に基づく政策形成を行う。住民参加、文献と住民自治の徹底による地方自治の確立を重視する。同時に、地域の実態に合った事業実施主体の形成を図る。

このアプローチは、日本国内の地域活性化やまちづくりに応用されるとともに(守友 1991、保母 1996、鹿児島経済大学地域総合研究所 1998) 地方分権化や民主化が推進される途上国の開発においても通じるものがあるといえる。

#### 6-2. 地域共同管理

中田(1993)は、地域社会の構造と変動を把握するための分析視角として地域共同管理の概念を設定し、漁業における地域協同管理に付いて触れ、漁業資源管理主体となる漁業者集団の形成と、域内での重層的管理主体としての漁村コミュニティの形成が重要であると主張した。後に、中田(1998:24)は、地域共同管理の主体を、「地方自治体を別とすれば、原理上地域の全住民を組織し、それを代表する機能をもつ住民組織<sup>19)</sup>」と定義し、その特徴については、「上からの地域統合」と「下からの住民自治・参加」との葛藤や対立という相反するに側面を持つ現象を、ひとつのものとして扱うとしている。近年では、この概念を用いて、環境問題や福祉問題、教育問題などの研究が進められている(中田ほか 1998)。

<sup>17)</sup>政府または地方自治体が、近代化政策を推進する場合に、特定の地域の住民が異議申し立ての運動を起こす場合

<sup>18)</sup>特定の地域の住民が、その地域お自然生態系と文化伝統に基づいて創り出す地域発展の仕方を、政府または地方自治体が、その政策の中に取り入れる場合

<sup>19)</sup>日本であれば、町内会・自治会、自治体、部落会とよばれるもの、およびそれらの上部連合組織と下部組織

### III. タイの海洋漁業とその政策

本章では、水産セクターの開発過程とタイにおける海洋漁業について、トロール漁業の発展とその問題を中心に述べるとともに、国家経済社会開発計画 5 力年計画 (the five year National Economic and Social Development Plan) および水産に関する法規制について整理する。

#### 1. タイの水産業および海洋漁業の概要

タイはインドシナ半島の中央部に位置する。タイが面している海は東側にタイ湾、西側にアンダマン海で、それぞれ 1,878km および 937km の沿岸線を有している (図 5)。全国 76 県のうち海に面している県は 24 県である。このような地理的条件から、タイは沿岸域の資源を活用した水産業や観光業への依存度が比較的高く、世界でも有数の水産国である。

1996 年から 2000 年の年間平均漁業生産量は 305 万トンに達しており、100 万ヘクタールを超える沿岸域での養殖にも大きな潜在力を有している。

2000 年の水産分野の GDP は 1,232 億バーツ (約 28 億米ドル) で国内 GDP の 2.5%、農林水産業の 27.6% を占めている。水産分野の従事者は約 82 万 7 千人でそのうち 16 万 2 千人 (19.6%) が漁業、7 万 8 千人 (9.4%) が沿岸養殖、40 万 4 千人 (48.9%) が淡水養殖、残りの 18 万 3 千人 (22.1%) が関連事業に従事している。水産製品は主に国内消費と外貨獲得のための輸出に回されている。また、魚類は国民の重要なタンパク源であり、近年、国民一人当たりの魚介類消費量は 32.4kg と序々に伸びてきている (FAO 2000a)。



出典：FAO 2000a

図 5 タイ王国

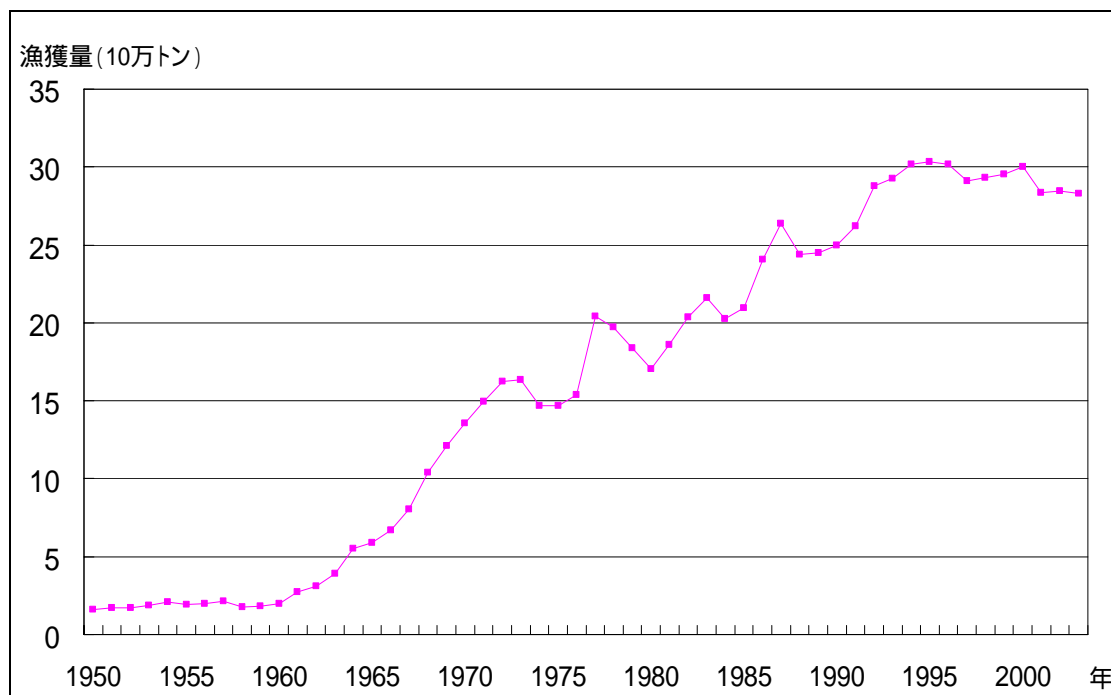
1960 年代はじめにトロール漁業が導入されるまで、タイの海面漁業の主力は、小規模沿岸漁業であった。小規模漁業は、無動力船が主体で、竹垣を用いるタイ式の定置網漁業が中心であった。1962 年に旧西ドイツ政府の技術援助の下にトロール漁業が導入され、同時に漁船の動力化、まき網や刺網の普及が進んだ。1960 年代初めには年間漁獲量は 20 万トン前後であったが、その発展は目覚しく、2000 年には 272 万トンに達し、総漁業生産漁の 74.8% を占めている。ただし、1970 年代になると、漁獲量の伸びは変動し始め、乱開発の兆候が少しずつ見られるようになり、1996 年以降頭打ちの状態にある。特に底魚資源の減少が著しく、漁獲量は次第に減少傾向を示すようになった (図 6)。

漁獲組成は、雑魚 37.0%、イワシ・アジ類 26.8%、底魚類 14.5%、カツオ・マグロ類

4.3%、イカ・タコ類 7.0%、貝類 4.1%、エビ類 3.8%、カニ類 2.1%、その他 0.4%である。漁場別では、タイ湾側が 60%、アンダマン海側 10%、残りは国外である。2000 年の登録漁船数は 54,538 隻であり、そのうち商業漁業に代表される大規模漁業が 28%、小規模漁業が 72%であるが、漁獲量は、大規模漁業によるものが 9 割で、零細漁業によるものは 1 割である (FAO 2000b)。

国外漁場での漁獲量は、過去 10 年間で年平均約 10%増加している。現在では、約 4,200 隻の漁船が近隣諸国のミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、インドネシアなどの経済水域内で操業しており、中でもインドネシア水域での漁獲量が最も多い。

タイ領海内における課題として、乱獲による資源量の減少、燃料代などの生産コストの増大、魚価の低迷および労働力の不足が憂慮されている。また、タイ領海外では、生産コストの増大と労働力不足に加え、近隣国との漁業契約の不備やタイの漁船の不法操業により、排他的経済水域侵犯で拿捕される問題が多く、水産局は苦慮している (海外漁業協力財団、平成 15 年)。



出典：FAO Fishstat (2004) より作成

図 6 タイの漁獲量の推移

## 2. タイにおける漁業の発展とその問題点

タイの漁業資源はオープンアクセスであり、漁獲に関しては自由で制限がない。これが、過剰漁獲や商業漁業と零細・小規模漁業との対立へと導いている。タイの海洋資源減少の主要原因は、急速な水産業の発展と市場需要の拡大による過剰漁獲である。

1960年代初めの海洋漁業セクターへのトロール漁船の導入により、海洋漁業における水揚げ量は格段に上昇した。タイの海洋漁業は急速に発展し、食品生産、食料供給、雇用の創出および輸出など、経済面で非常に重要な役割を果たすようになった。

トロールの登録漁船数も、1960年は99隻だったが、1982年には最大の11,475隻に達し100倍以上に膨れ上がった(表5)。1989年には、漁船の65%近くがトロール漁船であり、そのうち1%の漁船が船長25m以上の大型漁船であった。1999年の登録漁船数は16,921隻で、漁法別にトロール8,173隻(48.3%)<sup>20</sup>、刺網4,213隻(24.9%)、まき網1,878隻(11.1%)、その他2,657隻(15.7%)である。海洋漁業だけで210万トンの生産量に達し、水産分野の生産量の約90%を占めている。

表5 トロール漁船登録数の変遷

年	1960	1963	1980	1982	1999
トロール漁船登録数	99	2,026	10,428	11,475	8,173

出典：水産局の聞き取り調査より筆者作成

さらに、1976年および1977年には小型浮魚資源を対象とした集魚灯付まき網が開発され、タイの漁業者は浮魚資源の全面的な利用を始めた。1972年からタイは世界の水産国トップ10に入るようになるとともに(Phasuk 1994)、近隣諸国の排他的経済水域(Exclusive Economic Zone:EEZ)<sup>21</sup>の宣言により、いままで漁場として活用していた海域が制約されたために、タイ沿岸での漁獲圧力の高まりに拍車がかかった。こうしたタイ湾での過剰漁業が、かつては豊かであった資源を枯渇させていった。

表6に示すとおり、タイの最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield; 以下MSY)<sup>22</sup>と実際の漁獲量を比較すると明らかなように、タイ湾とアンダマン海の両方で海の再生産可能な量を上回る漁獲が行われている。

また、タイ海域のトロールによる単位努力あたり漁獲量<sup>23</sup>(Catch per Unit Effort; 以下、CPUE)を見ると、1961年は297.6kg/時間だったが、1982年には49.2kg/時間、1991年には22.8kg/時間にまで減少し(Phasuk 1994)、資源の減少が明らかである。

<sup>20</sup> オッターボード式トロールは、1990年には10,256隻の登録があったが、1994年には6,482隻にまで減少した。ペア・トロールは2,193隻から1,708隻となっている(山尾1998:105)。

<sup>21</sup> 沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域であり、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関し、当該沿岸国の主権的権利が及ぶとされる海域(農林統計協会1999:14)

<sup>22</sup> 資源の再生産力の範囲内での最大生産量。漁獲努力量がこの水準を越えて増大するとかえって生産量は減少する。持続生産量がMSY以下に落ちた時に生物的乱獲が生じたことになる(クラーク 昭和63年)。

<sup>23</sup> 一単位の漁獲努力量(網を曳く回数や時間)に換算した漁獲量のこと。一般にCPUEは資源量の増減を判断する使用になると考えられている(桜井1998、P38)。

表 6 タイにおける最大持続生産量および実際の漁獲量

(単位:トン)

海域	漁業資源カテゴリー	最大持続生産量	実際の漁獲量
タイ湾	浮魚	400,000	559,502
	底魚	750,000	1,261,185
	合計	1,150,000	1,820,687
アンダマン海	浮魚	50,000	166,628
	底魚	200,000	491,292
	合計	250,000	657,920
合計	浮魚	450,000	726,130
	底魚	950,000	1,752,477
	合計	1,400,000	2,478,607

出典: Pednekar et al., 2000

さらに、操業中に漁獲した魚のうち、価格の低いもの、サイズが小さすぎるもの、対象魚種ではなく不要なものなどを破棄し、資源を最大限利用していないことも資源に影響を与えている。Chantawong(1993)は、トロール漁による漁獲のうち、33.3%は対象魚種として水揚げされるが、66.7%が商業的価値のない屑魚として破棄され、そのうち30.1%は経済価値の低い魚種であることが理由とされている点を指摘している。また、トロール漁船で漁獲される雑魚の約70%は小型の稚仔魚および幼魚であり(FAO/JAPAN アジア太平洋地域資源管理型漁業水産協議会、1992)、他の漁業資源にも影響を与える可能性が大きい。トロール漁業の性質上、破棄魚となってしまう魚も操業のたびに漁獲してしまうことになるため、破棄魚を減量していくことは難しく、現時点では明確な政策もない。

以上のような理由から、トロール漁業が漁業資源の減少の原因のひとつとなっていることは明確といえよう。政府はトロール操業政策に関しては明らかにミスリードしてきたといえる。1980年から新たにトロール船の造船を許可することにより漁船数の減量政策を試みてはいるものの、実際には、トロール船の造船がまだ続けられており、古い操業免許を用いての操業や、免許不携帯のままの違法漁業が数多く続けられており、その数は3万隻を越すと推定されている<sup>24</sup>。

トロール操業の抑制をするために、政府は、沿岸から3km以内でのトロール漁船の操業を禁止する規制を定めたが、実際には有効な抑制にはなっていない。沿岸域は、漁業資源の再生産の場として重要であるばかりではなく、零細・小規模漁業者の大切な漁場でもある。沿岸域でのトロール操業は、稚仔魚などの加入資源の搾取のみならず、零細・小規模漁業者が底近くに仕掛けた漁具なども破壊してしまうため、資源減少のみならず、彼らの生活を脅かす存在である。したがって、トロール操業の制御について、明確な政策と確実な執行が必要である。なお、IV章にて後述するバンサパン湾パイロットプロジェクトの結果から、問題解決過程において、政府と地域漁業者との協同関係がある場合には、トロール操業の管理は可能であるということがいえる。

<sup>24</sup>2005年3月8日 農業協力省水産局職員へのインタビューより

### 3. タイの水産政策

1962年以降、タイの水産政策は、表7に示す一連の国家経済社会開発5カ年計画に沿って実施されてきた。

第1次国家経済社会開発5カ年計画では、海面漁業の生産量増大が図られ、開発中心の施策であった。第3次計画が施行される頃には、海洋資源の枯渇が認識されるようになり、第4次計画において海洋資源の問題について取り扱われたが、トロールやブッシュネットの漁獲努力量の低減や、増養殖による資源の増大に焦点を当てた慣習的なものであった。

第7次計画において、ようやく漁業管理における漁業者組織の設立や同組織との協力について言及される。第8次国計画では、沿岸漁業管理政策の目的として、小規模漁業者を巻き込んだ資源管理を掲げるようになった。具体的な内容は、1) 漁村の社会基盤の整備、教育機会や保健福祉あるいは雇用機会の増大、資金管理の改善のための漁業協同組合の設立などによる小規模漁業者の生活改善、2) 漁業者の海洋資源保護や、キャンペーンや教育プログラムを通じた持続的な資源利用における漁業者の意識向上に焦点を当てた政策、3) 沿岸資源の不適切な漁獲と水産生物生態の劣化を減少させるための自主的資源管理および自主的執行への共同体の参加による住民参加型資源管理(Community-based Resources Management)の推進である(Ruengrai 1997)。また、そのために、住民参加型水産資源管理のための漁業権や養殖権を認可についても盛り込まれている。さらに、沿岸管理政策として、沿岸海域への人工漁礁の投入と、水産生物資源の産卵育成のための海洋保護区の設定により水産資源の増大を図っている。

第7次計画および第8次計画の目的達成のため、タイ水産局によりいくつかの沿岸漁村において、住民参加型水産資源管理(CBFM)の導入が試みられた(導入されたプロジェクトについては、Appendixに示した)。一番初めのプロジェクトは、FAOのベンガル湾プロジェクト(Bay of Bengal Project:BOBP)の協力の下、1996年からのタイ南部のパンガ湾に導入されたものである<sup>25</sup>。BOBP/CBFMプロジェクトは既に終了したが、現在でもプロジェクトの対象となった漁村では一部の活動を継続している。もうひとつのCBFMプロジェクトはバンサパン湾パイロットプロジェクトである。同プロジェクトは、1999年にタイ水産局により、対象地域の漁業者を巻き込んで始まった。同プロジェクトの詳細については、次章で述べる。

---

<sup>25</sup> BOBPプロジェクトに関しては、V章の資源としての仲買人に関する項目において、詳述する。

表 7 タイの漁業政策の変遷（国家経済社会開発 5 カ年計画をもとに）

計画（年）	目標	施策
第 1 次 第 2 次 (1962-1971)	食糧安全保障に向けた国内消費のための海洋漁業の生産量増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の方向性は海洋漁業の発展。そのため、トロール漁業による底魚資源開発を奨励。</li> <li>トロール漁業投資者に対する優遇措置：5-8 年間の所得税控除、ソフトローンの提供、関税の引き下げ</li> </ul> <p>【結果】海洋漁獲量の増大（1971 年には 150 万トンにまで達し、10 年間で 5 倍以上の伸び）。トロール漁船数の増加</p>
第 3 次 第 4 次 (1972-1981)	漁獲生産量の増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内消費にとどまらず、輸出も視野にいれた開発</li> <li>エビ養殖の推進</li> <li>海洋天然資源生態の保護政策</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産量：170 万トン(1976 年)ら 200 万トン(1981 年)に増大</li> <li>トロール漁船に関しては、数もサイズも増大</li> <li>底魚の CPUE の減少（1961 年には 297.6kg/時間だったが、1981 年には 49.8kg/時間にまで落ち込んだ）</li> </ul>
第 5 次 第 6 次 (1982-1991)	タイ海域・内水面での天然資源・生態の保護 タイ海域外への漁場拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚卵や稚仔魚の放流</li> <li>保護すべき特定種に関し産卵期の産卵漁場での禁漁</li> <li>人工漁礁の設置</li> <li>近隣諸国の漁業許可証の取得と領海外での操業拡大</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1990 年には 280 万トンにまで増加（84.8%が海洋漁業由来）</li> <li>タイ湾の 50m までの海底資源は過剰開発</li> <li>CPUE の減少、破棄魚量の増加</li> </ul>
第 7 次 (1992-1996)	資源の再生産、生態保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>排他的経済水域・近隣諸国・公海における海洋資源の持続的な利用</li> <li>漁業管理における地域行政と漁業者組織の協力</li> </ul>
第 8 次 (1997-2001)	タイ領海内の操業	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業管理方法を強化。パイキャッチ<sup>26</sup>や市場価格の低い魚種の漁獲を年間 10 万トンまで削減</li> <li>トロールやプッシュネットによる操業を削減</li> <li>漁場の閉鎖や禁漁期の設定、漁具規制など、慣習的方法の導入</li> <li>住民参加型水産資源管理のための漁業権や養殖権を認可</li> </ul>
	タイ領海外での操業	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 180 万トンの生産のために、18m 以上の漁船約 3,500 隻に操業を許可</li> <li>他の沿岸国との合併企業におけるタイ漁船の行動規範を導入</li> <li>インド洋におけるマグロまき網への融資の優遇措置、政府間の協力強化、国際水域での操業を統治する国際的な規定、民間セクター-NGO などへの対応</li> </ul>
	養殖の開発	汽水域エビ養殖における海水灌漑など整備促進による環境劣化の予防措置。効率的で生産性の高い多様な養殖システムの導入。養殖対象種の年間の生産量の 5% 上昇
	ポストハーベスト技術の開発	品質管理を改善し、海外市場との競争を可能とする トレーサビリティの確立、水産市場および水産プロジェクトの開発、加工製品および輸出製品の品質管理の徹底、加工業による環境劣化の制御

出典：Menasveta, D. 1997 より作成

<sup>26</sup> 一網打尽タイプの漁法（トロール漁やまき網漁など）により、対象としない魚種や市場価値の低いもの（市場価格の低い魚種あるいは対象魚種の幼魚など）を混獲してしまうこと。パイキャッチされたものは、水揚げ後あるいは漁場において、破棄されるため資源の無駄使いとされるとともに、資源枯渇の原因となっているとされている（FAO 1996, SEAFDEC 2003）。



#### 4. タイの漁業に関する法制度

タイで初めての漁業法 B.E.2444 が 1901 年に発行されるまでは、タイの水産資源は水税法 R.E.120 (Water Duty Act R.E.120)<sup>27</sup>の下で管理保全されていた。その頃のタイの内水面および海面の両水域では資源が豊富にあり、水産業も未熟であった。

初の漁業法の主な目的は、漁業者からの徴税であったが、資源管理の視点からみると、淡水魚の産卵時期を禁漁にするといった措置がとられ、資源保護手段にもなっていたといえる。発効から 46 年後、同法の内容は、「タイ漁業法 B.E.2490<sup>28</sup>」、「タイ水域における漁業権利管理法 B.E.2482 (The Act Governing the Right to Fish in Thai Fisheries Waters B.E.2482)」および「タイ漁船法 B.E.2481<sup>29</sup>」の 3 つの法規制に置き換えられた (Tokrisna et al. 1997)。

操業範囲と資源の所有に関しては、1939 年に制定された「タイ水域における漁業権利管理法 B.E.2482」で規定している。操業水域に関しては、タイの権限の及ぶ沿岸から 12 海里以内としている。また、国家が水産資源の権利を所有しており、操業の許可を与えていることから、Tokrina (1997) は、すべての水産資源は、タイの国家に属すると解釈できるとしている。

本項では、水産分野の基本法である「タイ漁業法 B.E.2490」について内容を概説し、水産資源管理における課題をあげる。

##### 4-1. タイ漁業法 B.E.2490

タイ漁業法 B.E.2490 は、水産資源、漁場、操業免許などについて規定する水産分野の基本法であり、1947 年に制定された。

同法では、水産資源を全ての水生動植物と定義している。

漁場は、「自然保護水域 (Sanctuary Area)」、「借地水域 (Leased Area)」、「保存水域 (Reserved Area)」および「公共水域 (Public Area)」の 4 つに分けている。自然保護地域での漁業は、水産局長官から許可された場合を除き禁止されている。借地水域での漁業は、水産局長官あるいは当該海域の管轄役人によって規定された規則の遵守を条件としている。また、公共地域は、誰もが自由に参入できるオープンアクセスの漁場であるが、水産局長官が公布した規定に従わなければならない。

漁業法によって、農業協力省からの水産に関する通達に公的権限が付与されている。同

---

<sup>27</sup> R.E. は Ratanagosin Era で、R.E.120 は B.E.2405 (1862 年) にあたる。

<sup>28</sup> 資源の権利のほかに、外国の漁船の操業についても言及している。タイ国外の企業や漁業者は、タイ国内での操業権を得る資格がなく、タイ側のパートナーの責任のもと操業されるか、タイ国籍所有のパートナーの資本が少なくとも 70%ないと許可が下りない。また、国家間で協定を締結している場合を除き、外国船籍船あるいはタイ人以外の乗組員が乗船しているタイ船籍船のタイ水域内での操業を禁じている。しかし、1981 年 (B.E.2524) の排他的経済水域への批准により、領海は 200 海里まで拡大した。

<sup>29</sup> タイ漁船法は、B.E.2481(1938 年)に制定された。同法の下では、6GT 以上の漁船の船主は通信省 (Ministry of Communication) の港湾局 (The Harbor Department) に登録しなくてはならない。船主はタイ国籍を所有しているかタイ企業との合弁でなければならず、合弁会社の場合、少なくとも 70%のタイ企業側の資本と権限が必要である。漁船免許は港湾局が公布するが、6 GRT 以下の動力船には許可は必要としない。このため、水産局による漁船許可の管理や制御ができず、統計的なデータの不足や権限の欠落が指摘されている。

省は、漁業の操業や漁具<sup>30</sup>に関する許可と情報収集に関する権限を有している。

免許は、操業免許、漁具使用免許および漁場使用免許の 3 種があり、適宜漁業者に発効される。免許を所有する際に、漁業法の規定に従って納税が義務付けられている。通常、免許の有効期間は 1 年で、毎年更新の必要がある。免許の移転の場合には、所管役人の裏書が必要である。違法行為を行った漁業者は、免許取り上げとなる場合がある。また、法の違反者にはその内容に応じた罰則が与えられる。自然保護水域または保存水域での操業における違法行為や、同省発布の法的枠組みに違反した場合には、罰則が重くなる。

漁業法でも水産資源管理について規制しているが、基本的に農業協力省が保護管理に関する通達を発効したときに有効となる。

#### 4-2. 現行法の問題点

##### (1) 現状との不適合

タイ漁業法 B.E.2490 は、1947 年に制定されたもので、すでに 60 年近く経過している。この間、水産セクターは、表 8 に示すようにならかなり変化し、同法発効当時の状況と異なるため、もはや現状に適合した内容ではなくなっている。そのため、環境問題、漁業権、漁業管理における地方分権化を見据えた漁業者の参加や漁業者組織の整備といった重要な課題を包括的に取り扱うことができていない。

表 8 漁業法発効時と現在の漁業セクターの状況の違い

	1947 年漁業法の発効時	現状
水産セクターの占有項目	ほとんどが淡水漁業	海面漁業
水産資源の資源量	淡水域・海域ともに豊富	淡水域・海域ともに減少。特に海域での減少は顕著。
操業形態	伝統的でシンプルな漁具による操業	効率的、効果的漁獲を目指した、高度技術搭載の漁具、機材による操業
市場	ほとんどは自家消費あるいは地域での消費であり、競争は低かった	市場は地域消費から国内外へ拡大。市場価値の高い魚種をめぐる競争が激化

出典：水産局職員へのインタビューより筆者作成

##### (2) 中央集権的な行政の体制

また、現行法では、水産セクターにおける管理や合意に関する権限を農業協力省および水産局に与えていることから、必然的に管理アプローチが中央集権的になり、地域の漁業者の参加が欠如した状態になってしまう。漁業者は、資源管理におけるパートナーであるため、管理機能を担う主体として、法により漁業者に権限を与えるように適合させるべきである。

<sup>30</sup>具体的には、漁具の数・タイプ・サイズ・搭載機材、産卵期の決定および特定水域における漁具の使用、漁場、漁具の使用法、漁獲魚の種類・サイズ・数量などについてである。

### (3) トロールを優遇する不適切な徴税制度

徴税の点でも、現行の漁業法は明らかに現状に適応したものとなっていない。

150 パーツ/年（約 4 米ドル）を支払うプッシュネット<sup>31</sup>を除けば、他の漁具を用いた操業の際の税金は、年間 1 米ドル以下である。この税額は漁業法制定時から変更なく適用されている。制定当時は、内水面漁業が主な漁業であり、漁獲物の用途も自家消費であった。表 8に示すとおり、海面漁業が水産セクターの主流となり、用途も国内全域の市場および輸出市場へと変化した現在では、もはや適合した徴税額とはいえない。魚種による漁獲量や市場価格の違い、漁具の投資費用や規模の異なる操業の経済的環境、現在の貨幣価値などを考慮すると、操業税はあまりにも低く、小規模漁業者にとっても不平等なものといえる。たとえば、トロール漁船は、漁獲圧力も高く、大規模な商業漁業であるにもかかわらず、操業税額はたったの年間 5 パーツ（0.13 米ドル）である。一方、小規模漁業で最も利用されている漁具のひとつである刺網の場合、年間 100 パーツ（2.5 米ドル）を支払うことになる（表 9）。これらの 2 つの漁具は、漁獲努力漁、環境への負荷、使用漁業者の経済的状况などの違いのため、一概に比較することは出来ないが、トロール漁がはるかに優遇されていると考えられる。

現在、海面漁業の競争が非常に激しい。漁獲量が増加すればするほど、漁業者の収益も増大する。しかし、海洋環境への影響も大きくなることは容易に想像できる。トロール漁業は、漁場である水産生物の生息環境や生態系を破壊するだけでなく、沿岸漁業の操業をも妨げる、破壊の度合いが非常に大きい漁法であると考えられている。それにもかかわらず、他の環境への負荷が小さい漁具漁法と比べて、税負担が軽く設定されている。

表 9 漁具別操業税

漁 具	年間の操業税 (パーツ/ユニット)
Simple lift net、流し網 (Strownet)	20
Bag of Barm	15
White board catching、投網 (4m 以上) すくい網 (3.5m 以上)	10
延網 (Long line、40m 以上)	5
Barrage	1
プッシュネット (Push net)	150
刺網/まき網 網目合 7cm 以上	1
網目合 7cm 未満	2
トロール	5
その他の網 -幅 1-4m	0.5
-幅 4-8m	1
-幅 8-24m	2
-幅 24m 以上	3

1 米ドル=40 パーツ

出典：Anuchiracheeva 2004

<sup>31</sup> 船で網を押し進めて海底付近に生息する水産生物を漁獲する漁具。トロール漁同様、海底に生息する水産生物や仕掛けた網へのダメージが大きい。

漁業法が制定されて以来、約 60 年の間に大きな成長を遂げ、複雑化した海面漁業セクターの課題に対処するために、効果的な漁業法へと変更することが急務であるといえよう。1947 年の漁業法制定以来、幾つかの通達による変更はあったものの、徴税システムに関する主要な変更は何も加えられていない。

また、現行法には、オープンアクセスという現状に対する規制措置は規定されておらず、漁船数の制限などの全面的な改正が必要である。

## 5. 水産資源管理に関する法規制

大規模漁業と小規模漁業が存在することから、多様性や地域性を考慮したうえで、包括的で柔軟性を備えた資源管理政策の必要性が指摘されている (Yamao, et al. 2002)。

このような中、特に保全が必要な海域について、個別の水産資源管理規制措置が取られている。また、管理への資源利用者の参加に関しては、1997 年末に議会承認されたタイ憲法 B.E.2540 を根拠法とした住民参加型の地域開発や資源管理に高い期待が寄せられている。

### 5-1. 水産資源管理に関する個別の規定

現在、タイには、水産資源および沿岸資源の管理に関する包括的な法規制はないが、各地に地域の固有の状況に合わせ、禁漁期間、地域、漁具・漁法に対する管理規制を定めた個別の漁業規則が適応されている (表 10)。

表 10 タイにおける水産資源管理規制

禁漁期間	管理規制・規制地域	漁具・漁法
通年	沿岸線から 3km 以内、定置漁具は 400m 以内 ソクラ湖、パンガ湾 (パンガ県からクラビ県)	漁具を搭載した動力船
	プラチュアブキリカン県およびチュンポン県における沿岸線から 3km 以内	トロール、プッシュネット、まき網、貝類ドレッジ、集魚灯を用いた操業
	トラッド県の一部地域	集魚灯付きまき網
	タイ湾およびアンダマン海の全領海	集魚灯付きまき網 (目合 2.5cm 以下)
	・沿岸から 3km 以内では、 1) 口幅 3.5cm 以下、2) ふるいの目合い 1.2cm 以下 3) 18m 以下の漁船、4) 一隻につきドレッジは 3 機まで、という範囲で操業すること。 ・サムユットサコン県の場合、沿岸から 8km 以内禁漁。	貝類ドレッジ採集船 (Short-necked clam dredge)
	タイ湾およびアンダマン海の全海域	イカ集魚灯、目合 3.2cm 以下の網
	タイ湾およびアンダマン海の全海域	定置網 (Set bag net)
	海面および内水面の全域	定置網
	サンゴ礁および人工漁礁の設置されたタイ湾およびアンダマン海の全海域	Drive in nets
	タイ湾およびアンダマン海の全海域	採掘機材
	・ウミガメ、ジュゴン、珊瑚、イルカ ・プーケット、チュンポン、トラッド、パンガ各県の保護海域では禁漁	全漁具

表 10 つづき

禁漁期間	管理規制・規制地域	漁具・漁法
6 ヶ月 (9月1日- 2月28日)	チョンブリ県一部地域	動力漁具
3 ヶ月 (2月15日- 5月15日)	プラチュアブキリカン県、チュンボン県、スラタニ県における産卵固体および稚仔魚の保護 2月15日-3月31日の夜間、4月1日 5月15日の終日	ペアトロール、オッター式トロール、まき網、目合 4.7 cm 以下の刺網 オッター式トロール、ビームトロールの操業を除く。
3 ヶ月 (10-12月)	ドロガニ、ワタリガニおよび <i>Charybdis feriatus</i> の抱卵固体の禁漁	全ての漁具
3 ヶ月 (12月1日- 2月28日)	パンガ湾および流入河川でのカニ (Horse Shoe crab) の保護	全ての漁具
2 ヶ月 (4月15日- 6月15日)	クラビ県およびパンガ県における産卵および稚仔魚の保護	全てのトロール、まき網、目合が 4.7 cm 以下刺し網

出典：Supongpa, S. 1998

### 5-2. タイ新憲法 B.E.2540

1997年に発効された新憲法 B.E.2540には、天然資源管理の共同管理アプローチを支え、地域共同体の協力の強化を可能にする条項が2つ盛り込まれている。

1つは第56条であり、個々の国民が、コミュニティで協力することを可能にし、天然資源の利用や生物多様性の改善について言及している。また、人々に対し、健康、福祉、生活の質を害さない環境で暮らせるよう権利を与えている。この条項は、政府組織、公社、地域行政などに対し、変化をもたらすことを可能とするタイ国民の権利でもあると言及している (Anuchiracheeva 2004)。

もうひとつは第290条である。地域行政が環境の維持や改善において合法的権利を有することを可能にさせるものであり、所有地域の天然資源の管理、維持および開発、およびこれらへの参加を主な内容としている。

いままで法規制のなかで言及されてこなかった資源管理とその責任に関し、新憲法によって、タイ国民が自分の住む地域の天然資源を維持管理する機会が保障されるようになり、地域住民の権利が保護されるようになった。これにより、地域住民が、天然資源管理の一部を担うため、自ら組織化する機会を得ることができるとともに、天然資源を扱う政府機関にとっても本新憲法をよりどころとする規制へと改訂し、政策の方向性や戦略を見直す好機になるといえる。

### 5-3. 新漁業法の改正の必要性

漁業法は、1952年 (B.E.2495) と 1978年 (B.E.2528) に改正されているが、現行法では現状に適した漁業管理ができず、農業協力省も各下部組織が新憲法 B.E.2540 に沿った法規制に適合させるよう促している。さらに、だいぶ前から FAO (ADB, 1985) も、タイには漁業管理、漁獲能力、漁業免許および違法漁船の制御機能が全く無いため、漁業法の更新を

早急にすべきであると提言している。このような理由から、1998年から新漁業法への改正について提案がなされるようになった。

漁業法改訂委員会が水産局長および水産局内の各部局長により構成され、FAOは法改訂に関する専門家の派遣もしている。この新漁業法案は、現行法を踏襲することなく新たに書き換えられたため、現行法とはかなり異なった内容となっている。まず、新法は、現在のタイの水産セクターの中心を担っている海面漁業に焦点を当てている。また、詳細まで言及することなく、枠組みおよび異なるステークホルダーの権限について示している。

新法は、1) タイ領海外での操業、2) 養殖、3) 海面漁業区域、4) 分権化、および5) 漁業共同体による漁業管理、の5つの課題から構成され、水産生物の増殖と開発、破壊的漁業の操業の回避、漁業者(特に小規模漁業者)の生活水準の向上など、FAOの「責任ある漁業の行動規範」の枠組みが盛り込まれた。さらに、食糧の安全保障および生物多様性の視点から、内水面・海面の両水域の資源を持続可能な範囲で最大限利用すること、そして、国内供給及び輸出の持続のため、全水産物の品質を保持することについても言及されている。新法では、国も含め、全ステークホルダーが権限をもつ水産資源管理に関する地域の漁業委員会の設立を承認し、管理の規則および方法については地域の状況に応じるものとしている。

新法では、水産資源方法に関して、ゾーニング(水域設定)、商業船の標識表示、水産局による漁船登録のモニタリング、近隣諸国での操業などの重点項目があげられている。さらに、ゾーニングに関しては、沿岸線から3海里は海洋保護海域とし、さらに沿岸線から12海里を沿岸漁業海域として共同体(漁村)に操業権限を付与し、商業漁業船の同海域への侵入を規制するといった内容も盛り込まれている。なお、沿岸線から12海里までは、国家水域と考えられ、中央政府により制御可能な範囲である。また、この水域で操業する大規模商業漁船は、漁船モニタリングセンサーを取り付けることを義務付け、1) 商業漁船数の把握、2) 万が一漁船が沈没した場合の救助、3) 近隣諸国の迫害を受けた場合の漁船救助に備えること目的としている(財団法人海外漁業協力財団2003)。

資源管理の基本となる漁船数と漁獲の把握のため、全漁業者が所有する漁船・漁具に関する水産局への登録を義務付けようとしている。これにより、近隣諸国の活動についても把握が可能となる。いままで、操業にかかる問題が二国間の対立に発展するような問題に対して、政府は責任ととってこなかった。新漁業法の下では、操業を希望する企業と契約先(国)その協定に関し、水産局の承認を得なくてはならなくなる。契約船は契約書に記載されている漁港に寄港し、水揚げをすることとなり、水産局は特定の漁船と漁獲量の記録を確認することができ、操業内容についてのモニタリングが可能となる。

その他の調査については、将来の書き換えにそなえ、通達として記載される。

漁業者の代表、検察官および各政府機関からのコメントを下にした第1稿の修正案が2003年1月にACMに提出され、現在、国会の承認を待っている段階である<sup>32</sup>。

---

<sup>32</sup> 本節の内容は、2004年8月のアンダマン海水産局事務所長、2005年2月、3月30日の水産局でのインタビュー、Dr.Anuchiracheevaへのインタビューを基に作成した。

## IV. タイ・バンサパン湾パイロットプロジェクト

本章では、プラチュアブキリカン県 (Prachuab Khiri Kan Province) のバンサパン湾で実施されている住民参加型水産資源管理プロジェクト (Community Based Fisheries Management、以下 CBFM プロジェクト) を概説する。同プロジェクトは、零細漁業者が、沿岸海域において、水産資源をめぐる大規模漁業との競合をなるべく低減させ、確実に操業できるように地元の小規模漁業者に専用海域を設定し、漁場利用権を零細漁業者に付与したタイで初めてのプロジェクトである。その後、類似のプロジェクトの導入が他の地域でも試みられている<sup>33</sup>。

### 1. プロジェクト発足の背景と経緯

CBFM プロジェクトは、水産局がタイ全土の漁村に一斉に導入した「沿岸小規模漁業開発プロジェクト (the Coastal Small-scale Fisheries Development Project、以下 CSFD プロジェクト)」の一部を発展させたものである。CSFD プロジェクトの目的は、漁村のインフラストラクチャーの整備<sup>34</sup>を行うことにより、小規模漁業者の操業を支援することであった。また、インフラ整備にとどまらず、漁村振興を促すため、漁業者や養殖従事者への回転基金の設立による経済的な支援や、稚仔魚の放流といった資源回復事業も実施された。

底引き網やまき網を用いる商業漁船は、沿岸から 3km の大規模漁業の操業禁止海域にも侵入し、細かい目合い (2.5cm 以下) の網と集魚灯を用いた漁獲効率の高い操業を続けた。これにより、小規模漁業者の仕掛けた漁具が破壊され、対象資源が競合することになり、これを補うために更に早い者勝ちの操業による資源の収奪に拍車がかかった。このため、資源の枯渇や漁場の生態の変化といった問題が顕著になり、バンサパン湾沿岸のほとんどの漁業者は、生活維持が困難になっていった。このような、漁場利用や資源争奪をめぐる対立は、CSFD プロジェクトの支援だけでは解決することはできなかった。

かかる背景の下、漁場や資源をめぐる対立や資源の減少などの実態を把握し、その解決に向けて地元の漁業者と水産局が協同して対応するため、1999 年にタイ水産局 (Department of Fisheries) によってバンサパン湾に CBFM パイロットプロジェクトが導入されることになった。

当初、プロジェクトの方針は、日本の沿岸資源管理の概念<sup>35</sup>に基づいた漁業権の確立であったが、「すべての水産資源は、タイの国家に属する<sup>36</sup>」と解釈できる現行のタイ漁業関連法と矛盾したため、導入には至らなかった。そこで、プロジェクトに区画海域内を定め、その区画内での破壊的漁業 (トロール漁業や集魚灯付まき網漁) を禁止するプロジェクト

<sup>33</sup> 現在、漁業権導入のプロジェクトは、バンサパン湾プロジェクトの南部のチュンボン県においても、2001 年から独立行政法人国際協力機構 (以下、JICA) および東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) の支援の下、漁業資源管理を踏まえた漁村振興プログラムにおける一プロジェクトとして実施されている。また、SEAFDEC および FAO によって地方分権を睨んだ漁業権漁業のプロジェクトが推進されている。

<sup>34</sup> 棧橋、漁具倉庫、漁礁、防波堤、雨水タンク、ポート引き上げウィンチなど。

<sup>35</sup> 日本の沿岸水産資源管理については、II 文献レビュー 2. 漁業資源管理への取り組みにて概説したとおり。

<sup>36</sup> 「III 章 4. タイの漁業に関する法制度」にて言及したとおりである。

としては始めるよう、水産局の水産資源保護規制委員会によって提案がなされた。

同プロジェクトを始めるにあたり、水産局職員によって、プロジェクト対象域の漁業者<sup>37</sup>に対する資源管理の重要性とプロジェクトの基本概念となる区画海域に関する制度導入について普及教育が行われた。しかし、破壊的漁具の利用漁業者を中心に抗議が繰り返され、この概念が湾内の漁業者に受け入れられるには時間を要した。プロジェクト職員（水産局職員）と漁業者との間で、概念や将来の便益に関する会議が重ねられ、プロジェクト規制が告知される前までに、70%以上の湾内の漁業者からの賛成が得られるに至った。

こうして、1999年10月19日に県条例「プラチュアブキリカン県の特定地域における禁止漁具規制」が発効され、これをバンサパン湾パイロットプロジェクトの規則となった。

## 2. 調査地（バンサパン湾）の概要

### 2-1. 地勢および環境

バンサパン湾は、プラチュアブキリカン県の南部に位置する。同県は、マレー半島の中部の東側に位置するタイ中南部のタイ湾（シャム湾）に面しており、8つの群（District、タイ語ではアンパー）から成る。バンサパン湾に面しているのは、Bang Saphan および Bang Saphan Noi の2つの群であり、同県の沿岸南部に位置する。

バンサパン湾は、バンサパン群のマエランブン山（Mae Ramphung Mountain）を北端とし、南のバンサパンノイ群のバンバード山（Bang Berd Mountain）まで広がる。湾内には、シン島（Sing） スン島（Sung）およびタル島（Thalu）の3つの島がある。バンサパン湾はタイ湾に続いており、海底の傾斜は緩やかで湾央の深度は約10mである（Terao et al., 2000）。

プロジェクトエリアは、バンサパン湾の北端マエランブン山（Mae Ramphung Mountain）から南端のバンバード山（Bang Berd Mountain）まで23kmの沿岸と、沿岸から10km沖合いの漁業権区画線に挟まれた、面積150,000ライ（240km<sup>2</sup>）の海域である（図7）。

パイロットプロジェクトが開始されるまでは、特に専門的な資源測定などの調査が実施されたわけではないが、バンサパン湾沿岸海域は、水産資源が豊かな海域であると漁業者間で認識されており、プラチュアブキリカン県南部の広い海域で、インドゴマサバ（Indo-pacific mackerel: *Rastrellinger brachysome*）とカタクチイワシ（Anchovies nei, *Engraudae*）の産卵場所があることが漁業者の経験上知られていた。同県の海域には、小型マグロやイカなどの浮魚や底魚の生息海域であることが確認されている（SEAFDEC 2000）。

水産局群職員（District officer）によると、バンサパン湾の資源量が潜在的に豊富な理由は、湾曲した沿岸線と湾内の島々の存在、海底のところどころにある岩礁やサンゴ礁質の海底、さらに5つの河川が流れ込む栄養塩に恵まれているなど、地理的な条件が整っているからであるということである。

### 2-2. パイロットプロジェクト漁村の概要

プロジェクト地域内には、図7および表11に示すように、9つの漁村がある。

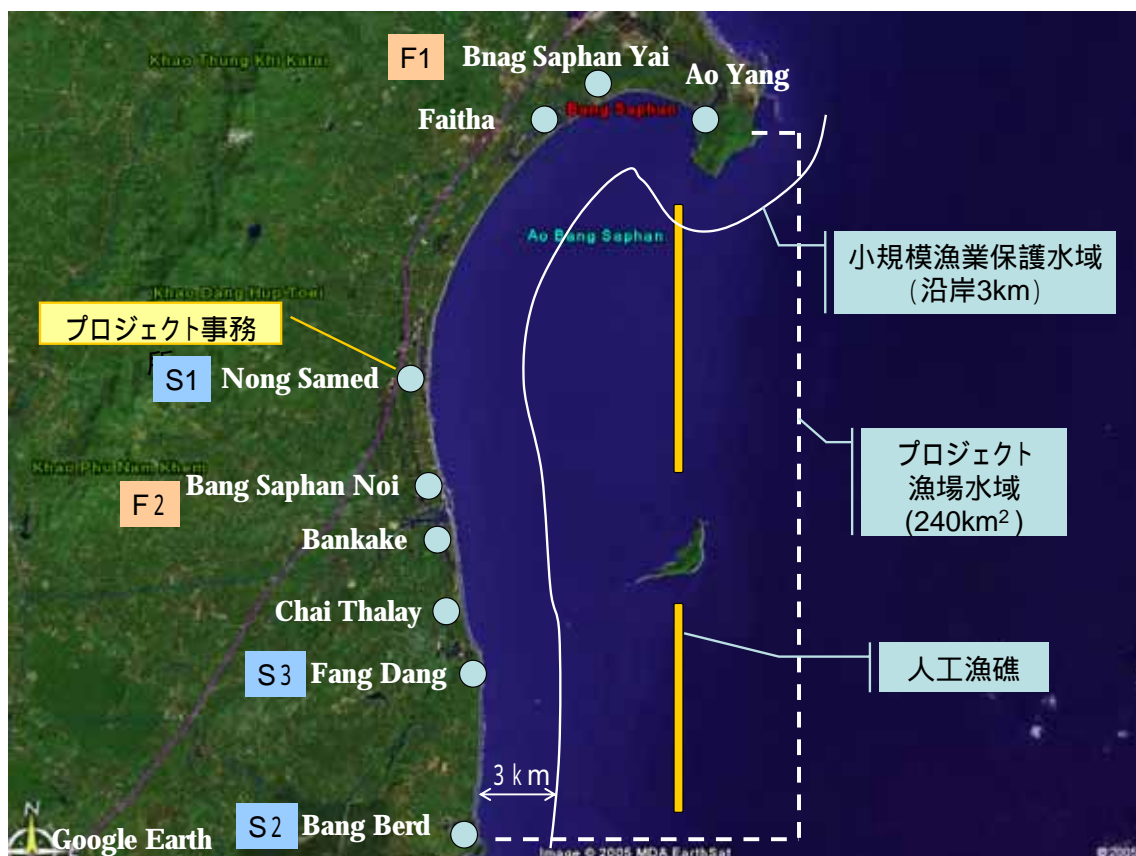
<sup>37</sup> CSFD プロジェクトで回転基金プロジェクトの導入対象として組織化された9つの漁村グループ



2005年2月の時点で、合計374人の漁業者がプロジェクトに参加しており、90%以上の漁業者がバンサパン湾地域の出身である。村民の中には1960年代以降、水産セクターの台頭に伴う漁業への転向や、結婚のために転入した者もいるが、ほとんどの漁村グループのメンバーは、100年以上前から存在する自生村の村民である。就学に関しては、50%以上が小学校卒業、約30%が中学校卒業であり、98%が仏教徒である。なお、回答者の年齢層は20代から60代である。

同グループ設立のきっかけは、CSFDプロジェクトのもと、1990年代初めから水産局により全国の漁村に一齐に導入された回転基金の運営のための母体の組織化であった。各グループともリーダー、サブリーダー、会計、複数の役員からなる委員会を設置し、これが中心となってグループ活動を運営している。グループのメンバーは漁業者およびその家族、漁船の乗組員、グループによっては仲買人によって構成されている。

これらの漁村のうち、回転基金の運営状況に注目し、表11に示すとおり、回転基金の回転が良好なグループから3つ、運営が停滞・中止しているグループから2つを選びアンケート調査を行った。便宜上、前者のグループをS1からS3、後者のグループをF1およびF2と呼ぶこととする。



出典：著者作成

図7 プロジェクトエリア

表 11 プロジェクト地域の概要

District	Sub-district	漁村 (漁業者グループ)	回転基金 の回転度	回転基金 運営への 仲買人の 参加	漁業 者数 (人)	調査対象 世帯数 (世帯)	調査地 番号
Bang Saphan	Mae Ramphung	Ao-Yang	良好	参加	30	-	
		Park Klong Bang Saphan Yai	停止	参加	66	18	F1
	Phong Prasart	Fai Tha	不良	不参加	36	-	
Bang Saphan Noi	Bang Sapahn Noi	Nong Samed	良好	不参加	24	21	S1
		Park Long Bang Saphan Noi	不良	不参加	49	12	F2
	Park Prake	Ban Kake	普通	不参加	43	-	
	Sai Thong	Chai Thalay	普通	不参加	39	-	
		Fung Dang	良好	参加	36	24	S3
		Bang Berd	良好	不参加	51	29	S2
合計					374	104	104

出典：著者作成

### 2-3. 漁村の経済状況

プロジェクト地域全体では約 70%以上の漁業者が、主な収入源を漁業に頼っている。

対象としている魚種は、イカ、カニ、イワシ類（主にカタクチイワシ）、ボラ、サバであり、漁村別の対象割合は、図 8に示すとおりである。

漁村により多少ばらつきはあるが、調査対象漁村では、平均 57%が収入を漁獲漁業のみに頼っている（図 9）。加工業を加えると、92%が水産セクターからの収入になる。特に、図 10から、S1 および F1 で漁業のみに携わっている漁業者の割合が多く、S2 および F2 では漁業以外にも収入手段を持っていることがわかる。なお、図 9において F1 で加工業の割合が多いのは、仲買人が個人経営している加工場があるためと考えられる<sup>38</sup>。

その他の収入源は、主に、農業、日雇い業、ビジネスなどである。農業は、約 60%の漁業者が土地を所有しており、ココナツヤシ、パームヤシ、ゴムの栽培や牧畜などを営んでいる。農園の所有者は禁漁期だけに農業を営む者もいるが、近年の原油高の煽りを受け、収入源の中心を農業に移行しようとしている漁業者もいる。

F2 で 16%の割合を占めるビジネスの主な内容は観光業である。同地は沖合いに観光地として集客力のある島があり、行政区であるタンボン自治区の助成を受けて観光船の船着場の整備や個人での宿泊施設経営など、観光開発の途上にある。これを受け、同村の漁業者（2世帯）が漁業をやめ、観光業（観光船の運航）に転向したほか、観光客が多い場合には、グループ内の漁業者の船外機付き漁船を観光ボートとして運航してもらうネットワークができています。その場合、漁業者が受け取る料金は観光業オーナーの 50%である。

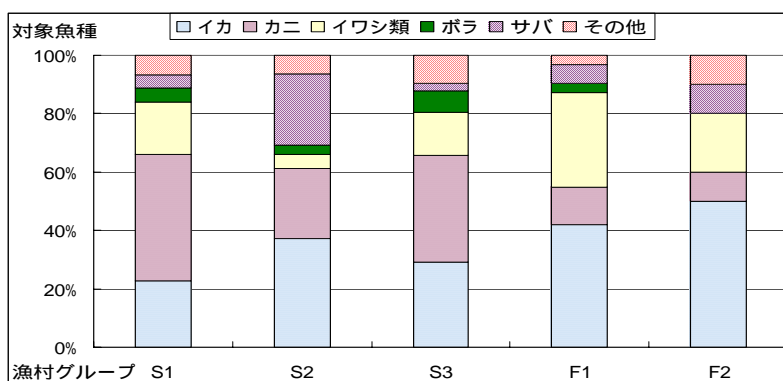
一方、漁村別の操業等にかかる経費は、図 11に示すとおりである。イワシ類の操業が多い F1 および集魚灯を用いた操業の多い F2 で燃料費の割合が 25%と他のグループ（15%前後）より高い。

<sup>38</sup> プロジェクトサイトの水産セクターの従事者については、Appendiz にて詳述する。

表 12 バンサパン湾パイロットプロジェクトの漁村の経済的状況

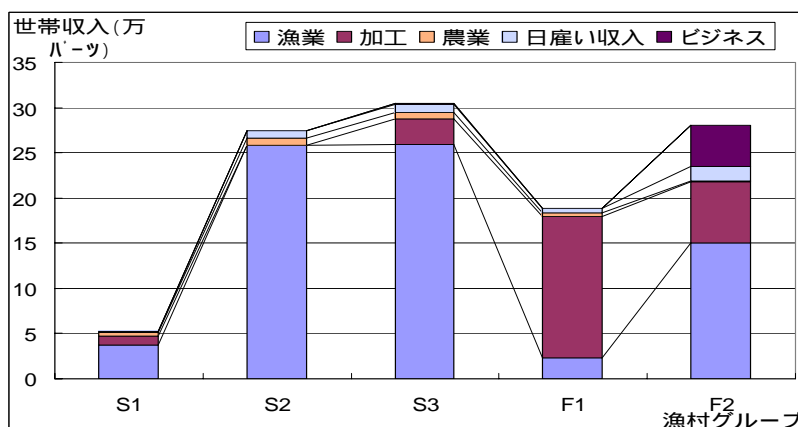
No	漁村	月収 (バーツ)	収入内訳 (%)						支出 (バーツ)	支出内訳 (%)		年間利益
			漁業	加工	農業	日雇い 収入	ビジ ネス	その 他		食費	その 他	
S1	Nong Samed	4,390	71.6	19	7.5	1.1	0.8	0	6,359	66.1	33.9	-23,625
S2	Bang Berd	22,824	94.1	0	3.3	2.6	0	0	6,079	38.8	61.2	200,945
S3	Phang Dang	25,359	85.2	9.3	2.4	2.8	0.3	0	7,297	43.1	56.9	216,741
F1	Bang Saphan Yai	15,741	12.2	83.1	2	2.6	0	0	6,944	49.1	50.9	105,563
F2	Bang Saphan Noi	23,386	53.4	24.4	0.3	5.8	16.1	0	6,614	54.9	45.1	201,262
平均		18,340	57	35	2	3	4	0	6,659	53	47	

出典：Kulapa Boonchuwong, 2002 を改変  
1999 年に収集したデータをもとに作成



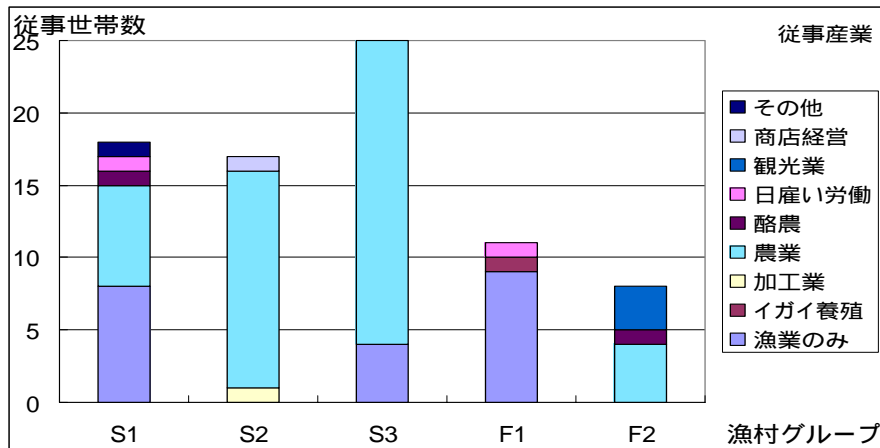
出典：アンケート調査結果

図 8 対象魚種



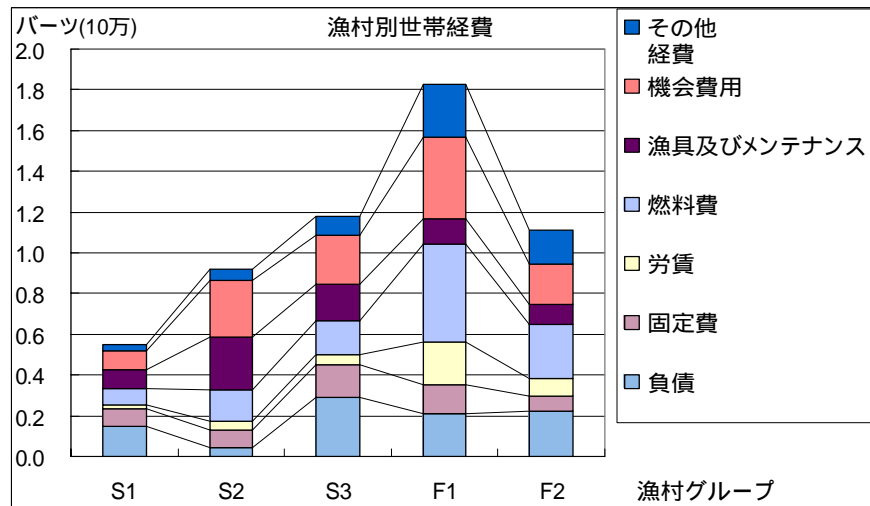
出典：Kulapa Boonchuwong, 2002 より作成

図 9 漁村別世帯当たり現金収入および内訳



出典：アンケート調査結果

図 10 漁業以外のサイドビジネスの割合



出典：Kulapa Boonchuwong, 2002 より作成

図 11 漁村別世帯当たり経費

### 3. プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの活動主体は各漁村グループであり、行政はその活動を支援するという構図になっている。中央政府から郡（アンパー）派遣されている中央の水産局職員（以後、水産局群職員とする）およびプロジェクト開始時に雇用された臨時職員が、適宜、プロジェクトサイトを巡回し、指導や普及活動を行ってきた。しかし、同プロジェクトは中央政府の水産局の事業として導入され、実質的な実施機関は行政側（水産局）である。

また、基本的に群職員がプロジェクトの実施および調整をしている。同プロジェクトのサイトは Bang Saphan および Bang Saphan Noi の 2 つの群に分かれるため（表 11）、各郡

職員がそれぞれ管轄下の地域のみを担当するという縦割りの支援体制になっていた<sup>39</sup>。両者は全サイトの合同活動の時には行動を共にするが、通常は互いに担当地域への干渉はできない<sup>40</sup>。なお、Bang Saphan Noi の群職員であったL氏は、プロジェクト事務所が管轄地域（Nong Samed : S1 村）にあったこともあり、プロジェクト職員になった。後に県職員に昇格し、現在、本プロジェクト全般を担当している。

#### 4. 漁業者グループの活動

CBFM プロジェクトの活動内容は、Appendix の表 25に示したとおりである。中心となっている活動は、回転基金の運営や違法操業のモニタリングなどの漁業資源管理活動である。また、グループによっては共同運営店舗運営やカニの資源管理といった活動も行っている。

##### 4-1. 回転基金（ローンおよび貯蓄）の運営

CSFD プロジェクトの下、1992 年から 1998 年の間に回転基金が導入され、グループ活動として続けられている。Bang Saphan Noi を除き、貸付の他に貯蓄も行っている。ほとんどの漁業者が漁業活動や家庭での用途のために貸付を利用している。概ね月に 1 度のペースでグループ内の委員会が会議を開催し、貸付の適用、グループ活動や操業に関する問題点などについて協議する。運用状況はグループによって差があり、漁業者数を増やし、自治体を巻き込んで資金調達し、運営を拡大しているグループもあれば、停滞・停止しているグループもある。Ao Yang グループは、Mae Ramphung 自治区と緊密な連携を保ち、グループ基金を大きくするために同自治区より 30 万バーツ借り入れ運用するなどしている（V 章にて詳述）。

##### 4-2. 共同運営店舗の運営

プロジェクト地域では、S2（Bang Berd）および S1（Nong Samed）のグループが協同経営ストアも運営している。1999 年に設立された S2 の店舗の運営成績がよいことから、水産局群職員の紹介により、2002 年に S1（Nong Samed）にも店舗が開設された。

事業内容は、漁業操業の際の燃料および日用品の一括購入および販売である。燃料は、協同組合向けの特別価格設定があることと、Bang Saphan Noi にある石油会社より現金購入することから、一般のガソリンスタンドに比べ、安価に販売することができる。また、協同組合には、漁業者グループのみならず、地域の農業従事者も入会でき、現在は漁業者と農業従事者の数は半々であり、メンバー数も増えてきている（表 13）。なお、入会の際には、500～1,000 バーツの株を支払う。

<sup>39</sup> Bang Saphan の水産局職員は、Ao yang、Bang Saphan Yai（F1）および Fai Tha を、Bang Saphan Noi の職員が残りの漁村グループを担当していた

<sup>40</sup> 2005 年 3 月 8 日水産局県職員へのインタビューによる。

表 13 S1 (Nong Samed) グループの協同運営店舗事業への参加人数

年	2002 (設立年)	2003	2004	2005
メンバー数	データなし	49	38	61

出典：著者作成

同ストアは、漁業者グループの下部組織であり、運営体制は、会計係、商品購入係、会計を行う委員、および販売員 1 人から成る。前者の委員は、元水産局バンサパン CBFM プロジェクト事務所の地元職員であった夫人が一括して行い、販売員は、漁業者グループ会計係の妻が担当している。

運営にあたっては、販売記録をとるなど会計体制を徹底させるとともに、毎月、貸借対照表を作成し、販売員への給料を決定している（表 14）。協同組合の会員は、付け払いも可能であり、月に一度請求書を発行して資金回収を行う。また、毎月、一番の購入会員には何らかの特典を与えることになっている。来店人数は、25～30 人/人である。運営状況については、下表のとおりである。店舗の売上げの 30%は、支払株数に応じて会員に還元される。

表 14 S1 (Nong Samed) グループ共同運営店舗の運営状況 (2004 年度)

大項目	内容	金額 (バーツ)
基金歳入	漁具グループの収入 (行事实施時の収入)	0.00
	メンバーからの会費	88,300.00
	小計	88,300.00
グループの歳出	投入費	0
	運営費	79,586.53
ストアの収入		1,672,057.00
利益		229,315.41
販売員の給料		60,577.60
漁業者グループへの返済		0.00
合計		131,579.85

出典：著者作成

#### 4-3. 漁業管理活動

漁業資源管理に関し、漁業者グループが中心となって実施している活動がある。通常は、各グループが個別に活動しているが、必要に応じてプロジェクト職員や他のグループと共同実施をしている。

##### (1) 共同モニタリング活動

プロジェクトのパトロール部隊との共同モニタリング活動へは、プロジェクト事務所がある Nong Samed グループのメンバーが中心となって参加している。他のグループについては、禁漁期にボランティアが自主的にパトロールを実施し、違法漁業を見つけた際にプロジェクト職員へ通報している。

## (2) 漁業資源増殖

稚仔魚の育成場の確保のため、竹を用いた浮き漁場を漁業者グループで作成し、プロジェクト区画海域内に設置している（図 7）。

また、2年に1度の割合で漁業局から提供された稚魚の放流が実施されている。しかし、稚魚放流については、現在も目合いの小さい網で昼間カタクチイワシまき網漁や投網漁が行われるため、それほど効果が期待できないと事業に反対する漁業者もいる。

これらの活動の実施の際には、プロジェクトエリア内の 9 つの漁村から多くの漁業者が参加するだけでなく、報道関係者や水産局の中央幹部も参加する。当該プロジェクトの内外の関係者に対する、違法漁業への抗議とプロジェクトのデモンストレーションのような意味合いを持っているといえよう。

## (3) カニの資源管理

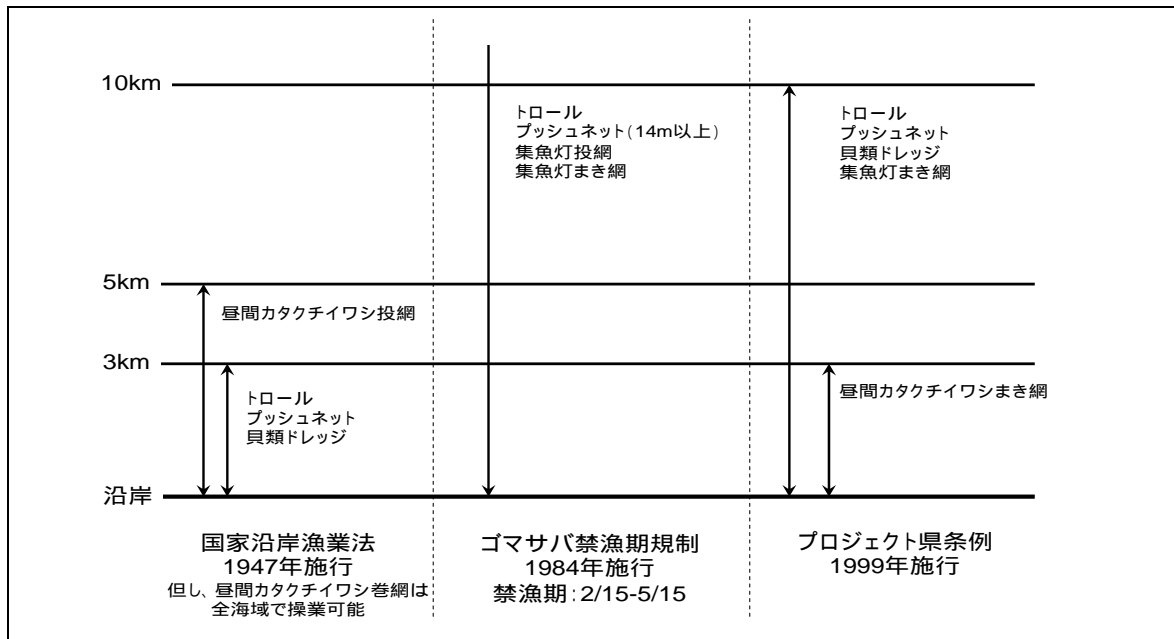
ワタリガニ (Blue Swimming Crab: *Macrobrachium rosenbergii*) は、プロジェクトエリアの重要な水産資源であるが、破壊的漁業が導入されて以来、資源の減少が著しい。そこで、カニ刺網漁を行っている S1 (Nong Samed) および S2 (Bang Berd) の漁業者グループが、ワタリガニ資源を保全のために、カニを対象魚種としている漁業者間で自主的に漁獲管理運営を行っており、抱卵期の最終ステージ（腹部に抱えている卵が外部にあふれ出している状態）の母ガニを漁獲した場合には、漁村の前の海域に定めた筏の中に確保するようにしている。

なお、Phang Nga で行われておるカニバンクは、漁業者グループの貸付事業とリンクさせ、1 操業でカニバンクに確保する個体数を定め、一定期間以上実施したメンバーには、貸付を優遇する措置をとっている場所もあるが、本プロジェクトサイトにおけるカニバンクの運営規範に関しては、まだ構築段階であり、回転基金などの他の活動と連動した仕組みにはなっていない。

## 5. プロジェクトサイトにおける漁業法および管理方法

III 章で述べたとおり、タイの漁業に関する法規制は、1947 年に発効された漁業法 B.E.2490 や、その後、個別に発効された海洋漁業管理規定がある。バンサパン湾プロジェクトサイトにおいて適用されている操業規制は、タイの全沿岸域で適用されている「沿岸から 3km 以内の沿岸漁業に関する法 (the National Coastal Fisheries Law: 以下、国家沿岸漁業法)」、「インドゴマサバの産卵期に伴う禁漁期に関する規定 (the Law of Closed Areas during the Indo-pacific Mackerel Spawning Season: 以下、禁漁期規定)」および「パイロットプロジェクト規定」の 3 種類ある（出典：筆者作成

図 12）。前者 2 つは類似しているが、バンサパン湾において施行されているパイロットプロジェクト規定は異なっている。



出典：筆者作成

図 12 バンサパン湾内での操業規制

#### 5-1. 沿岸 3km 以内沿岸漁業に関する法（国家沿岸漁業法）

タイの漁業活動に関する法規制は、2490 年漁業法に沿って規定されたもので、主な内容は、タイ沿岸の県を通じた、漁業活動の制御に関するものである。バンサパン湾で施行された一番初め法規定は「沿岸から 3km 以内の沿岸漁業を排除する法（国家沿岸漁業法）」である。同法の目的は、小規模漁業者の漁場として利用され、海洋生物の生育海域とされる、国内の沿岸から 3km までの海域を保護することで、内容は以下に示すとおりである。

1. 全てのタイプのトロール漁船の沿岸から 3km 以内での操業を許可しない。
2. 集魚灯を伴うカタクチイワシ投網の沿岸から 5.4km 以内での操業を許可しない。
3. 動力付の貝類用ドレヅジの沿岸から 3km 以内での操業を許可しない。
4. 動力付プッシュネットボートのから 3km 以内での操業を許可しない。
5. 昼間カタクチイワシまき網の沿岸域での操業は許可する。

1990 年にタイに上陸した台風「Gray」が小規模漁業者に甚大な被害を与えたことから、小規模漁業支援のために、水産局は、1990 年から 2000 年まで、プラチュアブキリカン県およびすぐ南部のチュンポン県における、昼間カタクチイワシまき網について沿岸から 3km 以内の操業を禁止した。同条項は 10 年間施行の後、2000 年に廃止されて法的担保がなくなったため、小規模漁業の操業に負荷を与えている。

#### 5-2. インドゴマサバの産卵期に伴う禁漁期に関する規定

プロジェクト地域の地勢の説明でも触れたとおり、プラチュアブキリカン県の沿岸海域は、タイ人の主要な食材であるインドゴマサバの重要な産卵水域であることから、同種の



産卵期（はじめの 45 日間）および稚魚の期間（次の 45 日）を保護することを目的に 1984 年に施行された。禁漁海域は、プラチュアブキリカン県の沿岸線約 80km に及ぶ<sup>41</sup>。禁漁期は、2 月 15 日から 5 月 15 日までの 90 日間で、禁漁期間は、商業漁業の操業も禁止となる。はじめは、トロールとまき網の 2 種の漁具のみが禁止されていたが、法の施行後、III 章で触れたように、漁業者の操業の工夫と新技術の導入により、規制の網目を抜けるようにして、さらに多くの水産物が漁獲されるようになった<sup>42</sup>。

また、法の発効時点では、プロジェクト海域において、投網も集魚灯付すくい網もほとんど利用されていなかった。その後、ほとんどの漁業者が、集魚灯付の漁具や巻き刺網など、インドゴマサバの稚仔魚に大きなダメージを与える漁具での操業をするようになった。そこで、水産局は旧来の規制から、以下のような規制へと変更した。

1. 全長 16m 未満のシングルトロールを除き、動力機付の全トロールは本海域内での操業を禁止する。ただし、エビを対象とする夜間トロールに限り全期間操業できる。
2. 本海域において、サバ漁の際に、まき網法として動力機付漁船で刺網を利用することを禁止する。
3. 本海域で全てのタイプの投網の使用を禁止する。
4. 本海域でカタクチイワシを対象とした集魚灯付投網およびすくい網（網の目合は 5.5mm 以下）の操業を禁止する。ただし、網目合が 2.5cm のイカ投網およびすくい網は操業可能。
5. 本海域において、全長 14m 以上の動力付プッシュネット船での操業を禁止する。

### 5-3. バンサパン湾住民参加型漁業管理プロジェクト（パイロットプロジェクト）におけるプラチュアブキリカン県条例

バンサパン湾における住民参加型漁業管理の実施のため、プロジェクトサイトの特性に適合した規定が必要となり、1999 年 10 月 19 日付けで以下のとおり、バンサパン湾住民参加型漁業管理に係る県条例が公布された。

#### 1. 区画海域

バンサパン湾は住民参加型漁業管理パイロットプロジェクトの区画海域とする。区画海域は、Bang Sapha 郡の Mae Ramphung 山の沿岸から 3km を基線とし、南部の Bang Saphan Noi 郡の Bang Berd 山までの範囲である。沿岸から沖の基線のうち、最も距離がある Nong Samed 村（本研究では S1 村としている）で 10.8km である。区画海域は 240km<sup>2</sup> である。

#### 2. 漁場と禁止項目

水産資源にとって破壊的な操業と考えられる以下の漁法について、区画海域内での操業を禁止する。

1. トロール漁法の全て
2. 動力機付プッシュネット
3. 動力機付貝類ドレッジ
4. 動力機付（集魚灯付）まき網
5. 昼間カタクチイワシまき網の操業に付いては、沿岸から 3km より沖合であれば区画海域でも操業ができる。

<sup>41</sup> Ta Mong Lai 山（プロジェクトサイトの北）から、スラタニ県の Don Sak まで

<sup>42</sup> 漁業者は当該領海内で利用が可能であった小型トロールを 2 隻利用することにより、ペイトロールとして操業するなどの工夫を重ねた。

## V. 漁業活動の組織への影響

前章のプロジェクト区画海域での規制を受け、本章では、プロジェクト対象地域での漁業に伴う活動について整理したうえで、制度の漁業者へ与えた影響について分析する。

### 1. バンサパン湾における操業状況

#### 1-1. 操業規模

プロジェクト地域の漁業者や水産局職員によると、湾内での漁業操業の規模は概ね 3 種に分類できる(表 15)。各漁業の従事者の内訳は、小規模漁業が 67%、中規模が 19%、準大規模が 3.6%である。

ここでいう小規模漁業とは、無動力ボートか、エンジン搭載の場合には、85 馬力までの漁船のことを指す。(ただし、2005 年 2 月の調査時には、インタビューに応じたボート所有者すべてが、エンジン搭載の船であった。)彼らの漁場は、専らプロジェクト区画海域内である。操業は 1-3 人でおこない、乗船メンバーは家族か親戚の家族経営である。漁具は、1 年を通じて 2-3 種類用い(図 13)、季節によって使い分けている。主に、刺網、延網(hook and line)、イカや漁用のトラップ、叉手網(すくい網)、カタクチイワシまたはイカの Casting Net(投網)など、船外機の小型船で十分対応できるものである。イカ、カタクチイワシ、サバなどを主な対象魚種としているほか、ナマコや貝類を対象にしている漁業者もいる(図 8)。

中規模漁業は、搭載エンジンが、85 以上 165 馬力未満のもので操業人数が船主を含め、4-5 人の操業形態を指す。乗船メンバーは、家族あるいは村内で雇った村人である。使用漁具は、目合いが大きいカタクチイワシまたはイカの Casting Net(投網)、深海カニ(Deep sea swimming crab)網、およびトロールである。ただし、現時点では、プロジェクト海域内では、プロジェクト規則の施行とそのモニタリング活動により、トロールによる操業は行われていない。

準大規模漁業は、搭載エンジンが 165 から 300 馬力ものを使用し、操業人数は 6-25 人/隻である。乗船メンバーのほとんどが村外から雇用され、その大部分がミャンマー人<sup>43</sup>であった。漁具は、昼間操業のカタクチイワシまき網および集魚灯付きまき網である。

プロジェクトエリアでは、F2 を除き、全ての漁業者が自分の船を所有している。漁船の規模は、12m 未満の船が 90%以上であり(図 14)、操業時の乗組員は、ほとんど一人、もしくは家族とともに 1-3 名ほどで行うことから(図 15)、小規模漁業であることがわかる。また、F2 では、12 未満の漁船での操業であるにもかかわらず、人を雇用して操業する割合が高い。

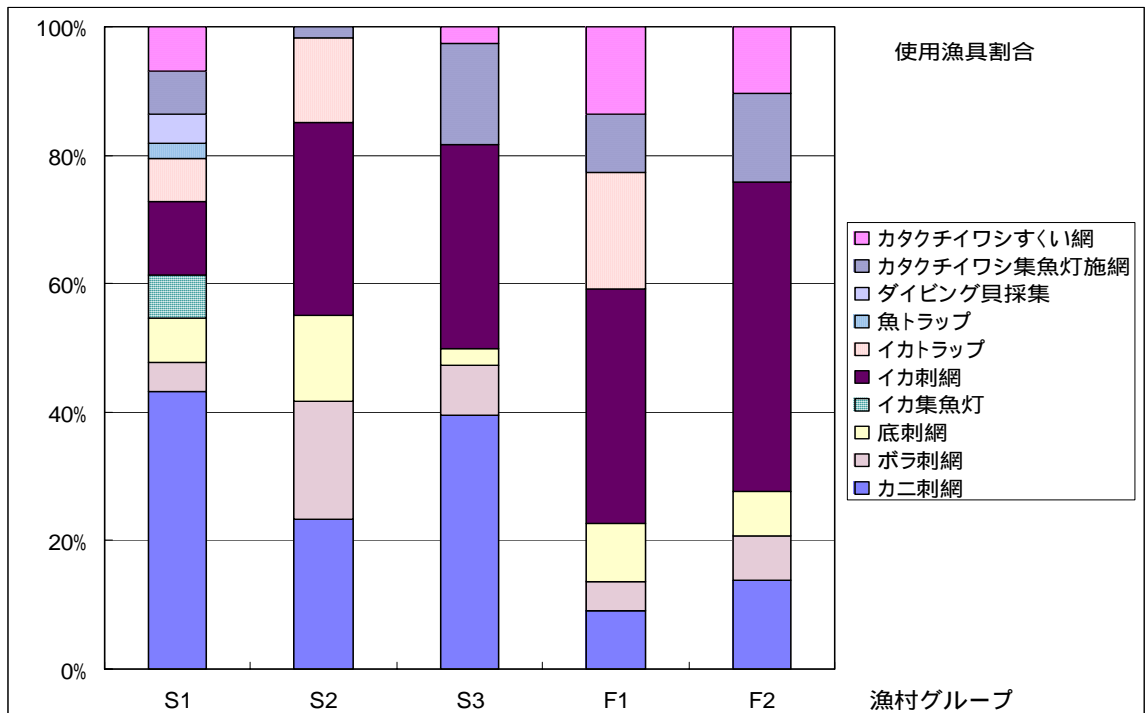
操業日数は、S3 村を除き 70-90%以上が週のほとんどを漁業操業に割いているが、土地の所有者数が 90%に達している S3 村では週の半分を農業にも割いていることがわかる。

<sup>43</sup> タイの商業漁業では、タイ国内水産セクターの労働者不足のため、多くのミャンマー人の雇用が吸収され、一般化してきている。Anuchiracheeva (2002)によると、バンサパン湾におけるミャンマー人は、労働許可を得て従事しており、水産セクター労働者の賃金はタイ人より概ね 10-30%低い。

表 15 バンサパン湾内における操業形態

規模	漁場	エンジンの型	エンジンサイズ	操業人数(含船主)	主な乗船者	使用漁具
小規模	プロジェクト区画海域内	船外機 中規模エンジン	未搭載～ 85馬力未満	1-3名	家族、 親戚	トラップ(魚、イカ) 刺網(カニ、エビ、インド ゴマサバ、ボラ、silago、 シマガツオ、Rocky fish) ダイビング(ナマコ、貝類) 投網(緑灯付き：カタクチ イワシ、イカ) クラゲ叉手網
中規模	プロジェクト区画海域内外	中規模エンジン	85 165 馬力	4-5名	家族、 村内 からの 雇用	すくい網(カタクチイワシ、 イカ) 深海カニ(20m以深) トロール
準大型	区画海域外	中規模エンジン	165-300 馬力	6-25名	村内外 からの 雇用	カタクチイワシまき網 集魚灯付きまき網

出典：Anuchi racheeva 2002



出典：アンケート調査結果

図 13 操業形態

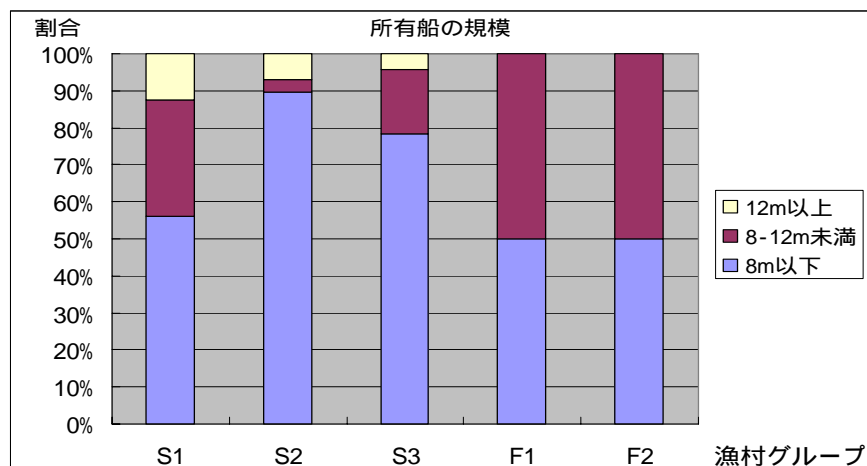


図 14 所有している船の規模

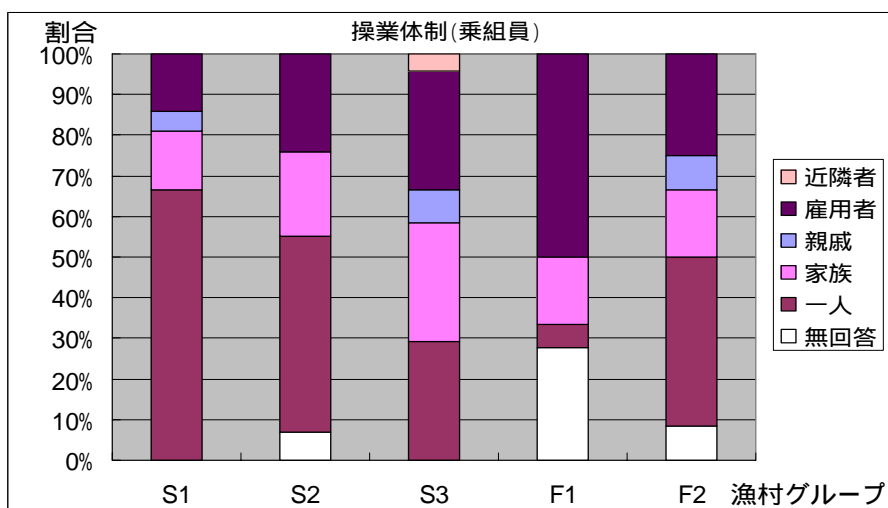


図 15 操業時の乗組員

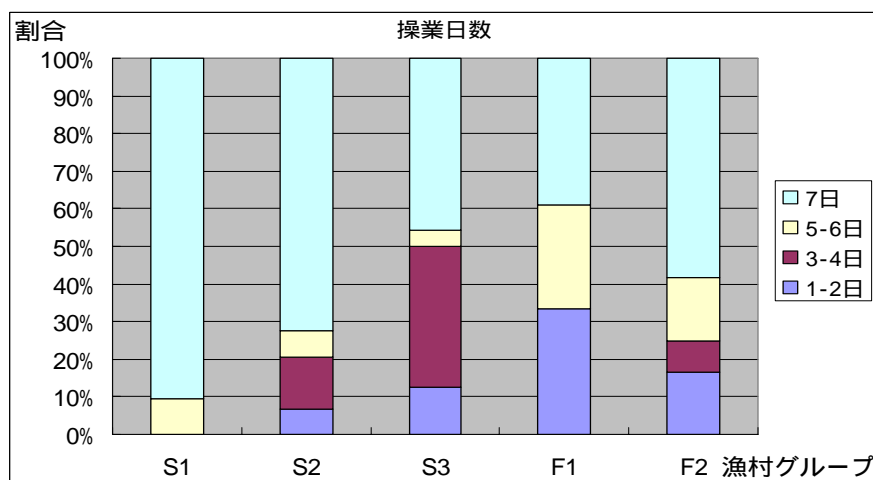


図 16 一週間の操業日数

## (1) 使用漁具の変化

かつて湾内での操業は、シンプルで小規模なものだったが<sup>44</sup>、ライオン、チュンタブリ、トラッドなどタイ湾東部から商業漁船のバンサパン湾内外での操業がきっかけとなり、湾内の漁業者が使用する漁具が近代化した。東部からの漁業者は、魚群探知機などの最新技術の機材や漁具を搭載した漁船で、イカ投網、カタクチイワシ投網、まき網、トロールなどを用いて大規模な操業を行い、イカ、カタクチイワシおよびサイマイ<sup>45</sup>(小型カタクチイワシ)など特定の魚種を大量に漁獲し、独自の流通ルートで輸出品として販売していた。

これに触発され、湾内の比較的裕福な漁業者が、外部の漁業者から中古船や漁具・機材に大きな投資を始めるようになった。しかし、ちょうどその頃、漁業資源も枯渇の兆候があらわれはじめ、バンサパン湾周辺の操業では商業漁業が求めるほど大きな利益が上がらなくなった。このため、地元の漁業者の大規模漁業への参入と入れ替わるようにして、外部の大規模漁業者は資源の豊富な場所を求めてバンサパン湾を後にし、資源の減少した湾内には地元の漁業者に取り残され、いまだ操業を続けている。

1999年のプロジェクト条例公布後、プロジェクト区画海域内でのトロールおよび集魚灯付きまき網の使用は禁止された。現在、バンサパン湾の漁業者は、湾内では20種以上の漁具が操業に用いられているが、そのほとんどが小規模漁業で、中規模および準大規模漁業での操業はわずかである。また、漁業者の工夫によってサイズダウンしたカタクチイワシ投網漁船も操業している。これらの漁船は小規模漁業のカテゴリーには入っているものの、湾内で最も多く操業される漁獲圧力の高い漁業となり、湾内のカタクチイワシ投網操業数を増大させる要因となった。

## (2) 漁期

漁期は、天候や漁業資源の再生産など自然現象と、漁業法など管理規則など人為的取り決めによって決まっている。

たとえば、刺網などの小規模漁業の漁具は一年を通じて利用されるが、操業の最盛期は、モンスーン時期ではあるが、資源のピークになる10-12月である。

また、カタクチイワシの漁期は、毎年2月15日から5月15日までは、インドゴマサバの産卵時期のため、資源管理規制により本プロジェクトの区分海域では禁漁期間となっている(表10およびIV章5-3.)。

なお、インドゴマサバの産卵期に伴う禁漁期の設定は、トロール漁の操業が無いため、イカトラップやカニ刺網の操業者(主に小規模漁業者)は、より深い沖合いに漁具を仕掛けることができ、漁獲量も高くなるので漁業者にとって便益の高い措置であるとコメントする漁業者が多くいた。

<sup>44</sup> 2005年2月実施の漁業へのインタビューより。

<sup>45</sup> 地元でSaimaiと呼ばれる体長1.5-2cmの小型カタクチイワシ。学名は*Encrasicholina heteroloba*。釜茹めおよび日干しなどの加工後には、仲買人買取価格100-150パーツ/kgで販売される。主な輸出先は台湾、香港および日本である(2005年2月仲買人からのインタビューによる)。

## 1-2. カタクチイワシ漁業

カタクチイワシは、バンサパン湾内の重要対象種であり、調査村でも 2-3 割を占め、操業者数も多い。そこで、本節では、同湾におけるカタクチイワシ漁の漁法や変遷などについて述べる。

### (1) 生態

カタクチイワシは、沿岸域に生息する経済価値の高い浮魚の一種である。タイ王国周辺では、14 種のイワシが確認されているが、86.8%は *Stolephorus heterobus* である (SEAFDEC 2002)。仔魚はサイマイ (Saimai) あるいはカオサン (Khao Sarn) と呼ばれ、丸みを帯びた体型である。

プラチュアブキリカン県の近海は、カタクチイワシが多く生息し、産卵場所もある資源の豊富な沿岸域のひとつとされている。カタクチイワシの産卵期は、2-4 月および 7-8 月である。カタクチイワシは、通常沿岸から 2-60km の範囲に生息しており、産卵期には、水深 15m の辺りを生息深度としている。生活サイクルは 12 ヶ月で、体長は約 9cm に達し、生態系内では、他の浮魚や底魚、イカなどの餌となる。漁獲されるカタクチイワシの体長は、2-8.5cm であるが、ほとんどは 4-4.5cm である。集魚灯付き投網による漁獲サイズは、6cm 以上の成熟サイズであるが、昼間まき網による漁獲サイズは、ほとんどが成熟サイズより小さい。これは、前者の操業範囲が後者より浅瀬であるためである。

### (2) 概要

かつては、カタクチイワシは、魚醬 (ナンプラー) や Budu とよばれる南部で使用されるソースの原材料や煮干として利用されていた。1982 年から、日干しカタクチイワシは、マレーシア、スリランカや中東諸国への輸出に伴い、需要が急増し、カタクチイワシを対象とする集魚灯付きまき網など、高度な漁獲技術を導入した漁業が始まった。漁獲量も年間 2 万トンから 10 万 4 千トンを超え、年間 10 万 1 千トンの MSY<sup>46</sup>を 23% 超える量まで増大し、総漁獲量の 80% は、プラチュアブキリカン県を含むタイ湾の東沿岸域で漁獲されたものであった。1989 年から総漁獲量の 90% 以上がまき網漁によるものとなった。現在では、カタクチイワシの資源量は過剰漁獲となり、成魚のみならず、加入資源の仔魚 (Saimai) も漁獲されるようになったため問題は深刻化している (DOF 1993)。

このような現状を受け、水産局は、規制を設けることによりカタクチイワシ漁を取り締まり、資源管理をはじめた。水産局の調査研究により、昼間まき網は、集魚灯付きまき網より仔魚サイズへの漁獲圧が低く押えられることが判明し、これを根拠にカタクチイワシ漁操業に関する規制<sup>47</sup>が制定された。

バンサパン湾では、約 150 人の漁業者が湾の内外から集まり、カタクチイワシを対象に操業をしている。その 90% 以上が投網を使い、その他は昼間まき網を利用している

<sup>46</sup> Maximum Sustainable Yield (III 章 1. の注釈にて詳述)

<sup>47</sup> 集魚灯付きまき網および投網は沿岸線より 5km 以上沖合いが操業範囲であるのに対し、昼間まき網は、沿岸線から操業が可能である。

(Anuchiracheeva2002)。カタクチイワシ漁は、毎年禁漁期の明けた5月16日から開始され、バンサパン湾を操業拠点とする外部の漁業者も多く<sup>48</sup>、オープンアクセスの政策の下で起こりがちな、漁業資源をめぐる典型的な争奪操業の構図を示す。

湾内で使用されている漁具は集魚灯付き投網および昼間まき網の2種類で、サイマイの価格がよいことから、バンサパン湾内の漁業者はカオサンより、サイマイを選択的に漁獲する。通常、サイマイは100-150パーツ/kg、カオサンは22-90パーツ/kgである。

### (3) 集魚灯投網 (Luring light Cast Net)

カタクチイワシおよびイカの集魚灯投網は、網以外の機材(集魚灯、網を支える竹竿など)は同じ道具が利用できるため、汎用性が高く、湾内で最も漁業者がよく使用している漁具である。

かつては、網が大型で重量もあったことから、集魚灯投網は、ある程度以上の馬力のある中規模漁業(白熱球集魚灯タイプの投網漁、搭載エンジン85-165馬力)だけでしか使用されていなかった。1990年代後半に、F3村(Fung Dang)の漁業者が漁具を改良し、網のサイズダウンと軽量化の改良を加え、小規模漁船(緑灯集魚灯タイプの投網漁)での操業も可能になり、今までと同じ生産性で、操業人数も5人から3人にまで抑えることが出来るようになるとともに、った。この頃から、バンサパン湾内で刺網やトラップで操業していた小規模漁業者は、改良集魚灯投網へと漁具を変更するようになった。

漁具変更の理由、対象魚種(サイマイ)の市場価値が高いことと、操業リスクの低減である。サイマイは市場価格が高いため、漁具の変更により多少の経費がかかっても、他の対象魚種よりサイマイの方が高い利益を上げられる<sup>49</sup>。また、後者については、投網を利用すると、他の小規模漁業で用いる中海底に設置するタイプの漁具(トラップや刺網)のように紛失するリスクを低く抑えられるということである<sup>50</sup>。

カタクチイワシ漁の投網のサイズや重量の減少の技術革新によって、固定費(表16)や操業費(表17)などの投入費用の削減につながったことも、その後、カタクチイワシ投網操業数の大幅な増加に拍車がかかった原因といえる。現在、地元漁業者による小規模カタクチイワシ漁の操業は、約100隻といわれている。これらの漁業者のほとんどが、かつては、小規模で別の漁法で操業をしていた漁業者であり、出身はAo yang, Fai tha, Bang Saphan

<sup>48</sup>湾の北に位置する湾外の漁村(Thug Pradue; プロジェクト地域北部のTub Sakae districtに位置する)からも操業者が集まり、3-4ヶ月滞在する。操業期間中、F2村(Bang Saphan Noi)近くに概ね10前後のベースキャンプを構え、サイマイ(小型イワシ)を漁獲、加工し、仲買人に販売する。モンスーン時期とインドゴマサバの産卵期に伴うカタクチイワシの禁漁期には、ベースキャンプを閉じ操業を終了させる。

<sup>49</sup> Anuchiracheevaが2002年に実施したPRAでの調査によると、漁業者の一人が漁具と操業収入について次のように述べている。「一操業(通常一晩)のカタクチイワシ投網では500パーツの投資で、通常、少なくとも約1000パーツの利益を得る。しかし、よい漁場で操業ができ、漁獲が多い場合には、10,000パーツ以上も得ることができる。一方、刺網やイカトラップでの操業の利益はかなり低い。」

<sup>50</sup>投網漁の場合、漁業者は、日が暮れる前に漁場へ向かい、翌朝早くに戻る操業サイクルであり、一回の網にかかる漁獲量によるが、一晩で数回網を打つことが可能である。一方、カニ刺網やイカトラップの場合、監視などによる漁具の保護対策がなされないまま、漁具を1-2日漁場においておかななくてはならず、場合によっては、トロール漁やまき網漁によって仕掛けた漁具が持っていかれてしまう。これが漁業者の漁具紛失がしばしば起こる原因である。

Yai (F1 村)、Nong Samed (S1 村)、Chai Thalay、Funf Dang (S3 村) および Bang Berd (S2 村) である。Bang Saphan Noi (F2 村) および Ban Kake については、投網漁のほとんどが中規模漁業で操業されている。また、湾内の漁業者だけではなく、湾外の漁業者もこの操業形態を取り入れるようになった。

表 16 カタクチイワシおよびイカ投網の操業にかかる固定費

操業規模	投網の対象魚種	漁船・エンジン (千パーツ)	搭載機材 (千パーツ)	漁具 (千パーツ)	合計 (千パーツ)
中規模	カタクチイワシ	360-400	40	50	460-505
	イカ			10-15	
小規模	カタクチイワシ	50-80	30-35	12-15	95-135
	イカ			3-5	

出典：Anuchi racheeva2002

表 17 カタクチイワシおよびイカ投網の操業にかかる操業費用

操業規模	投網の対象魚種	燃料 (パーツ)	労賃 (パーツ)	食費 (パーツ)	合計 (パーツ/操業/日)
中規模	カタクチイワシ	800-1,000	1,200	300	2,300-2,500
	イカ	1,000-1,700	450-600	200	1,650-2,500
小規模	カタクチイワシ	170	200	100	470
	イカ	200	150	100	450

出典：Anuchi racheeva2002

#### (4) Day time anchovy purse sein (昼間まき網)

昼間まき網は、タイ湾の東部沿岸から操業に来る漁業者によりバンサパン湾に導入された漁具である。現在、バンサパン湾内では、40-50 隻の昼間まき網船が操業している。操業サイクルは、日の出前に出港して、日の出と共に操業を開始し、日の入り後、帰港する。同操業には、1 隻につき 6-10 人の人員が必要となる。

昼間まき網でのカタクチイワシ漁の固定費と操業費用は投網漁よりかなり高い(表 18)。固定費用は、投網漁と比較すると、中規模では 55%、小規模では 90% も高く、操業経費も、同様に、中規模投網との比較の場合 31%、小規模投網との場合は 87% も高い。

このようなことから、小規模漁業の操業が、中規模漁業や準大規模漁業よりも同等か場合によっては生産効率が高いこともあり、投資した分が漁獲量の増大に必ずしも反映されていない。これは、サイマイの生息環境は概ね水深 8m までであり、水深 12m の漁場であるバンサパン湾での操業には、漁船の規模に関係ないためといえる。

また、カタクチイワシは、浅瀬で群れをなす生態であるため、漁獲にそれほどの高度な技術は必要としない。技術よりも、いかに一番はじめに魚群を見つけるかということが、カタクチイワシ漁では重要となる。小型船は、漁場をたくみに動き回り、魚群を見つけるのに適しているということもいえる。また、カタクチイワシを対象魚種とする漁業者がかなりの数おり、なお増加傾向にあるにもかかわらず、資源は減少傾向にある。高度な技術



を搭載した漁業機材を用い、操業スケールを拡大しても、漁獲の伸びにはつながらない。

表 18 昼間まき網の操業にかかる固定費および操業経費

経費項目	漁船・エンジン	搭載機材	漁具	合計
固定費(千パーツ)	650	300	200	1,150
経費項目	燃料 (パーツ)	労賃 (パーツ)	食費 (パーツ)	合計 (パーツ/操業/ 日)
操業経費	1,400	1,500-1,700	500	3,400-3,600

出典：Anuchiracheeva2002

#### (5) カタクチイワシ漁の問題点

これまでに示したカタクチイワシ漁は、1)無機質な漁獲量、2)不公平な漁業規制、および3)外部からの漁船の影響、という3つの問題点が指摘できる。

##### 1) 無規制の漁獲量

タイには、漁獲量の制限に関する管理規制はないため、漁具の軽減とコストダウンを実現した改良カタクチイワシ投網によって、湾内のカタクチイワシを対象とする小規模漁業の操業数の増大に拍車をかけることとなった。より高い利益への期待と漁具紛失のリスク低減が、小規模漁業の漁具から改良投網への変更のきっかけとなった。

再生可能資源であっても、新たな加入にはそれなりの時間を要する。カタクチイワシ資源の保全を考えると、操業数の抑制に関する管理規制が必要であろう。適切な漁船数に関しては、水産局や関係の専門機関からもいまだ見解が出ておらず、カタクチイワシ資源へのアクセスは、依然他の漁業資源同様オープンアクセスのままである (Anuchiracheeva 2002)。カタクチイワシ資源量の正確な把握には科学的調査が必要であるが、漁業による利益が上がらないような場合には、カタクチイワシ資源が枯渇に瀕している危険性があるため、漁業者の操業をコントロールする措置が必要である。

ただし、漁獲制限規制を導入する場合にも、どのくらいの漁獲努力量が許可されるべきで、誰がカタクチイワシの漁獲の許可をとるのか。あるいは、どのように管理規制を設定すべきか、現行のカタクチイワシ漁に関する規制で十分であるのかといった点の検討が必要であり、適切な導入までに道のりは長いと考えられる。

##### 2) 不公平な漁業規制

バンサパン湾内で、異なる漁法により同一の魚種の漁獲配分をするために、すべての資源利用者の効用を満たすような規則を設定することは非常に難しい。水産局の資源調査によると、昼間カタクチイワシ漁業は、カタクチイワシ投網よりも他の魚種の稚仔魚へのダメージが低いとの見解を出している<sup>51</sup>。すなわち、カタクチイワシ漁の規制は、投網よりまき網に対して構わずべきであるといえる。

<sup>51</sup> 水産局郡職員へのインタビューによる。

### 3) 外部からの漁船の影響

1999年にバンサパン湾パイロットプロジェクトが開始してから、プロジェクト規制による湾内での破壊的漁業の抑制に一定の成果があがったとする漁業者が多い一方で、外部からの漁船の管理が課題であるとする漁業者も多くいる。

バンサパン湾の漁業資源は、地元の漁業者のみで利用されているわけではない。コウイカ(cuttlefish)やカタクチイワシの操業のため、多くの外部の漁業者が参入する。コウイカは、サバの禁漁期間中(2月半ばから5月半ば)大規模漁船の操業がないため、資源量が上昇するため、イカトラップ(図20)の外部漁業者が参入する<sup>52</sup>。また、サバの禁漁期が明けたカタクチイワシ漁の最盛期(5月半ばからモンスーンの始まる10月半ば)には、多くの漁船が外部から操業に訪れる<sup>53</sup>。このような状況については、インタビューでも各漁村とも3割から6割の漁業者が操業上の困難として挙げており(図18)その内容は、外部漁業者との漁場をめぐるコンフリクトやトロールなどの破壊漁業による漁具の紛失である(図19)。Anuchiracheeva(2002)による調査でも、82%の地元漁業者が、外部漁業者による湾内での操業が負のインパクトを与えていると考えている。

タイでは、国家沿岸漁業法を除いて、特に、操業海域に関する管理規制が設けられていないため、通常、水産資源を求めてタイの海域中を自由にめぐって操業を行う。特に、漁船の規模が大きくなるほど、航海能力も高いため、この傾向が顕著になる。特に、プロジェクト区画海域では、トロール漁船が行われなくなってから、インドゴマサバの産卵期にコウイカの資源量が豊富になり、外部のイカ漁業者の参入を集中させる結果になってしまっている。

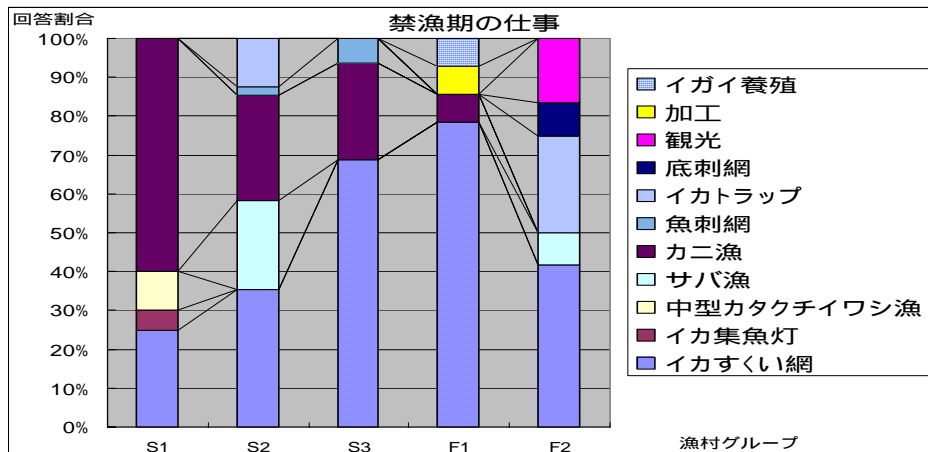
このような現状が、モニタリング活動や種苗放流など、地元の漁業者の水産資源の保全活動を困難にしている。

イカ漁の外部参入者の多いF2村では、プロジェクトの職員とともに外部漁業者との話し合いを設け、プロジェクト区分海域内での漁業を慎むよう、取り決めに迫ったが、タイの法規制では、タイの水産物は全てのタイ人のものであるとしているということを根拠に拒否されたため、合意には至らなかった。このように、法で資源が担保されていないため、バンサパン湾内の漁業者やプロジェクト職員が何か策を講じることは事実上不可能である。

2005年2月のインタビュー調査では、誰のための資源保護なのか疑問視する漁業者や外部漁業者との協調関係が確立できない限り、資源の持続的利用に対しモチベーションを維持することが難しいとする漁業者が多くいた。資源の保護活動をして、外部から資源活動を行っていない漁業者が参入するという、フリーライダー問題が深刻化しており、このような問題に対処する規制措置など、フォーマルなバックアップが必要であるとの発言が多かった。

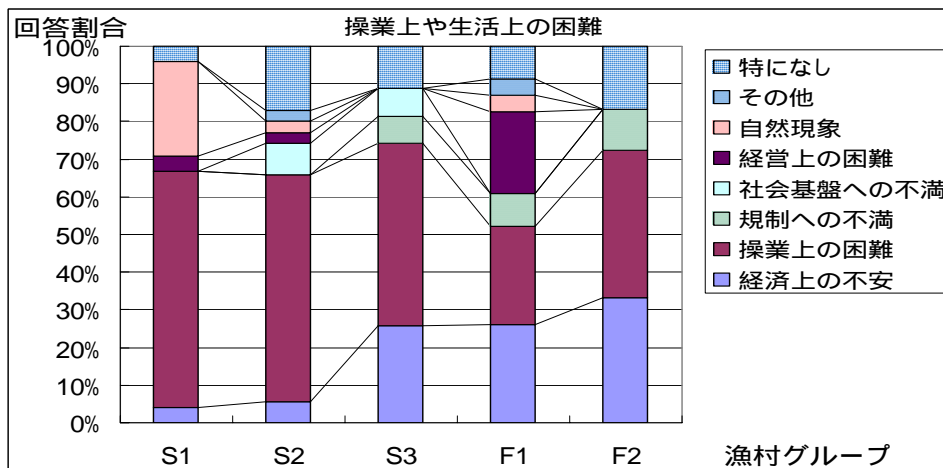
<sup>52</sup>調査時にも、何百ものイカトラップがF2村の防風林の中に保存されていたが、どれも地元の漁業者のものではなく、ライオンなど外部からの漁業者のものであった。一操業のトラップ使用量は、20-100であるので、少なくとも10以上のワタリガニを対象とする小規模漁業船団が入っていたことになる。バンサパン湾内での操業期間中は、湾内の漁村で家を借りて生活している

<sup>53</sup>2005年2月のアンケートにおいても、この点について強く協調され、漁場コンフリクトとして掲げられていた。



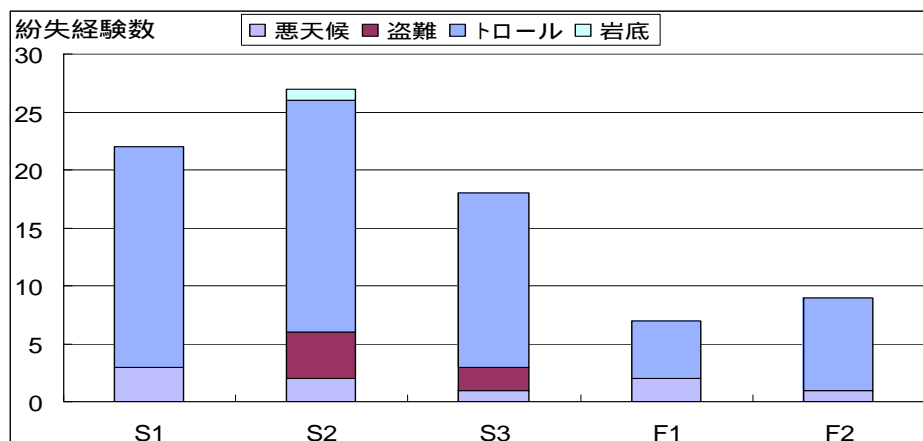
出典：アンケート調査結果

図 17 禁漁期の仕事



出典：アンケート調査結果

図 18 操業上および生活上の困難



出典：アンケート調査結果

図 19 漁具の紛失経験およびその原因



図 20 イカトラップ

## 2. 共同モニタリング活動

プロジェクト海域での違法操業の阻止とプロジェクト規定の遵守のため、バンサパン湾パイロットプロジェクトの各漁村の協力のもと、禁漁期に監視モニタリング活動が行われている。

プロジェクトのパトロール部隊との共同モニタリング活動へは、プロジェクト事務所がある Nong Samed (S1) グループのメンバーが中心となって参加している。他のグループについては、禁漁期にボランティアが自主的にパトロールを実施し、違法漁業を見つけた際にプロジェクト職員へ通報している。

なお、検挙後は、1) 水産局の警備事務所が容疑者を捕らえ、犯行内容の記録をし、2) 警察が犯罪訴追手続きを行ったうえで、3) 裁判所が罪状を決定することになる。有罪判決となると、乗組員につき 5,000-10,000 バーツの罰金が課される。船主が乗船している場合には船が没され、場合によっては禁固刑となる。情報提供者がいた場合には報酬が支払われる。しかし、罰金の金額が低く、刑務所の対応も甘いので、違法漁業を減少させるインセンティブのためにも厳しくすべきであると水産局職員はコメントしている<sup>54</sup>。

巡視船の操業コストは約 2,000 バーツ/時間であり<sup>55</sup>、概ね月に 4 回巡回する。漁業者

<sup>54</sup> たとえば、あるまき網漁船のケースでは、巡視船が違法漁船の追跡中に、違法操業中の漁船船長と漁港の船主とのやり取りを無線でキャッチした。はじめ、船主は違法漁業を辞めるように船長を説得していたが、その日の漁獲量が約 30 万バーツ相当であるということを確認すると、罰金および漁具没収による損失が 10 万バーツであるので、双方で操業を続けることで両者が合意してしまったことがある。

<sup>55</sup> 燃料 (120 リットル/時間) × 燃料価格 (1.5 バーツ/リットル) (2000 年 12 月時点)

のパトロール活動への参加については、表 19に示すとおりである。

プロジェクト開始直前の 1999 年 8-9 月に実施されたモニタリング活動では、沿岸 3km 以内での以上操業として、5 隻が検挙された。そのうち 3 隻がプロジェクトエリア内のトロール漁船、他 2 隻は他のエリアのまき網船であった。この 5 つのケースの場合、漁具が没収されたが、1999 年 10 月にプロジェクトの特別海域が有効になって以降、検挙数は減少した。プロジェクト開始後、1 ヶ月に 1-3 件ほどの割合で違法漁業に関する通報が操業中の漁業者からあったが、次第に漁業者のパトロール体制が厳重であることが、バンサパン湾内外の漁業者に知れ渡るようになり、違法漁業者数は目に見えて減少してきた。

しかし、漁業者へのインタビューによると、モンスーンと禁漁期の合計約 6 ヶ月を自然や規制により操業を制限されなくてはならず、収入の面でも深刻な問題となっているため、やむを得ず禁漁期間にもカタクチイワシ漁を続けている者もいるとのことである。

なお、漁村別にみると、S グループでは自主的な参加が見られるのに対し、F グループでは、水産局の要請があってはじめて参加するという体制である。これは、F グループがイカ刺網を用いた操業が 4-5 割を占め、外部から来るイカトラップ漁の参入者と対象魚種と漁場が競合していることに理由があると考えられる。前項の外部漁業者のフリーライダー問題でも触れたとおり、F グループの漁業者の中には、誰のために資源管理活動を行っているのか、と疑問視する漁業者が多く見られるとともに、行政に何とかして欲しいという依存心も高い傾向が見られた。

表 19 漁村グループのパトロールへの参加体制

漁村グループ	パトロール体制
S1	禁漁期に 4-5 回、メンバーが交代で参加
S2	禁漁期に 4-5 回、ボランティア（約 10 名）が交代で参加
S3	禁漁期に 4-5 回、ボランティア（約 10 名）が交代で参加
F1	水産局の要請による
F2	水産局の要請による

出典：筆者作成

### 3. 資源管理制度の組織への影響

本プロジェクトでは、資源利用主体である漁業者に対して、資源管理機能の委譲と漁業権漁業の導入を行った。これにより、水産資源へのアクセスへの制限の必要性について段階的に認識してもらうとともに、漁業の効果的な管理の推進が試みられた。このようなアプローチによる漁業者への影響と、共同管理を継続させるための管理主体について考察する。

#### 3-1. 漁業権の付与による漁業者への影響

普及員による PRA 調査（2002）および本調査より、プロジェクトサイトの漁業者の漁場に対する知識など、次の3点に整理できる。

##### （1）漁場の利用

水産局は、バンサパン湾パイロットプロジェクトの導入前から、漁業権の導入を試みようとしていた。1995年前後、“Pramong Na Ban（前海漁業）<sup>56</sup>”というプロジェクトとして漁業権制度を導入することを試みた。その内容は、「漁業権は、漁業者が排他的に漁場を利用できる所有権のひとつであり、漁場使用权が政府により制定された法的枠組みの下、漁業者グループに委譲される。同権利制度に則って、漁業者は、水産資源を保全し、かつ収入と生活水準を向上できるように、自身の漁業管理制度を作ること」というものであった（Wongsanga P, Jantarashote K, Aujimangkul S, Kaewnern M, & Suanrattanachai P., 1997）。しかし、プロジェクトが「村の前の漁場でのみ操業が可能」という誤解を招くような名称をつけられたため、この制度は、これまでのタイには無い非常に革新的なものであったが、区画域の利用権の定義が明確に説明されていなかったため、多くの漁村から強い反発があり<sup>57</sup>、結局プロジェクトは中止されることになった。

バンサパン湾プロジェクトの漁業者と普及員によると、たとえ異なる村の漁業者であっても、使用する漁具が同じ場合には、互いの村の境界を超え、重複して漁場が利用されている。漁獲量の合計が資源の再生産量を超えなければ、いくつかの村が水産資源を共同で利用し、漁獲量から利益を出すことも可能である。従って、かつて、水産局が導入しようとしたような、資源利用権の境界を村の前海だけで小さく区切るような区画設定では、漁場をめぐるコンフリクトを誘発しえず、賢明とはいえないことが示唆された。

---

<sup>56</sup>村の目の前の沿岸域での漁業操業のことで、日本の共同漁業権と類似する。共同漁業権とは、一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利であり、漁業協同組合のみを対象として免許される。本来自由漁業であるべきものを、漁業者自ら漁場を管理させるために、組合にその権利を与えることを目的として漁業権としたものである（川島ほか 1992:614）。

<sup>57</sup>漁業者は、水産局が自分たちから水産資源を取り上げてしまうのではないかという強い危機感を抱き、水産局職員に対して暴動がいつ起こっても不思議ではないほど、漁業者と水産局職員の間で緊張状態になった。当時は、水産局職員も身の危険を感じ、常にナイフを携帯しているほどであったとインタビューで答えている。

この理由は、プロジェクトの名前と説明不足に問題があったといえる。ほとんどの漁業者は、村の前海だけに漁場が限定されてしまうのではないかという誤解をしていたため、このアイデアはことごとく拒絶されることになった。

また、ある場所に境界を設けることにより、資源利用者を明確化することは、CPRの長期管理の原則のひとつであるが(Ostrom, E. 1990)、資源の利用や管理に関する権利の設定によって、必然的にプロジェクト区画海域内の利用を制限することになる。それまでオープンアクセスレジームの下で利用されてきた資源に対し、このような権利を適用して管理する場合には、短期的に便益と不利益を被るアクターに関する十分な検討が必要である。本プロジェクトにおいても、区画海域の設定前に、改良した小型漁船でカタクチワシ漁を操業していた漁業者は、境界設置によって、不利益を被ることになり、水産局と対立することになった。このようなコンフリクトの回避のためにも、対象地域の漁業者の制度に対する理解が必要となり、地元漁業者の意見に耳を傾け、取り入れるとともに、新しい規則とその遵守について彼らに理解を促していくことが重要となる。

## (2) 区画内外での操業

現在、バンサパン湾の地元漁業者は、プロジェクト海域の内外で操業をしており、プロジェクト外部の漁業者もプロジェクト海域内で操業を行っている。しかし、漁獲努力漁の制限は設けられておらず、全ての漁業者がプロジェクト海域での漁法に関する漁業規制に従っているだけである。

水産局職員およびS1漁村リーダーによると、プロジェクトが開始してしばらくは、プロジェクト対象地域内の漁業者のほとんどが、プロジェクト海域内での「使用权」はプロジェクトサイト内の漁村のみに有効な排他的なものにすべきであると認識していた。しかし、2003年にプロジェクト普及員の支援の下、各漁業者が地図に漁場を描く視覚化の作業が行われた。これを機に、ほとんどの漁業者がプロジェクト海域外で操業をしているという自覚を持ち、プロジェクト区画海域内において外部漁業者の操業を認めなければ、自分たちもプロジェクト海域外での操業を行うことはできないということを認識するようになった。

普及員であった Anuchiracheeva (2002) の報告書によると、ほとんどの漁業者がこの問題に関する見方が変化したとの意見を述べており、参加漁業者の94%が、地元の委員会により設定した規則に従うのであれば、外部漁業者のプロジェクト海域内での操業を許可してもよいとしている。また、約7割の漁業者が入漁を支払うべきであるとしており、85%が地元漁業者により運営される管理活動に対する資金を支払うべきであるとしている。しかし、約3割しかプロジェクト海域での水産資源管理活動への外部漁業者の参加に賛成していない。この結果から、プロジェクトのほとんどの漁業者は、自分自身で漁村レベルで排他的に「管理権」を設定すべきであると認識するとともに、その「管理権」の下であれば、プロジェクト海域の水産資源の「使用权」は外部漁業者と分かち合うことはできるとしていることがわかる。

## (3) 漁業者の認識と規則の地域への適合性の不足

管理の方法と規則の設定に関し、Ostrom (1990) は、「どの対象地域でも、物質的・文化的・経済的システムと政治的關係が異なるため、その地域にあったルールが必要であり、異なるルール無しでは、専有者や資源利用者は地域資源の便益を利用することができない」

としている。

タイの場合には、ほとんどの漁業規則が沿岸の県 (province) を通じて適用されている。たとえば、破壊的漁具 (トロール、プッシュネット、貝用ドレッジ) は沿岸から 3km 以内、カタクチイワシ投網は沿岸 5.4km 以内での使用が禁止されている (図 12)。この規制は、漁業者が輸出市場において価値の高いサイマイ (カタクチイワシの仔魚) の漁獲をめぐり資源枯渇を招かないようにするためのものである。

バンサパン湾のサイマイを漁獲対象とする漁業者は、沿岸から 3km 以内で水深が 4-8m に生息するサイマイを漁獲している。このような状況に対し、沿岸からの距離より水深について考慮して規制を定めるべきだとする漁業者もいた。政府が、サイマイの他国への輸出を許可している一方で、地元の漁業者にはサイマイを漁獲しないように呼びかけていることから、サイマイの管理手法は、漁業者にとって明確なものとなっていないと漁業者は認識している<sup>58</sup>。なお、20%以上の漁業者は、サイマイをカタクチイワシの仔魚と思っておらず (Anuchiracheeva 2003)、適切な資源管理を推進するためには、生態的な知識の普及の必要もある。

### 3-2. 共同管理における地域の管理体制の設立と権限の委譲

Pinkerton (2003) は、「共同管理は、組織の共同の (Collective) 権利を基本とする。…資源利用者の共通の関心に影響する権利を有することにより、はじめてグループの能力を発揮することができるからである。そのためには、制度が必要である」として、地域固有の制度が、共同管理の推進過程における必須の構成要素であることを主張している。

漁業者 (漁村) への資源管理機能や権限の委譲のためには、漁業者グループのようなインフォーマルな組織ではなく、行政機関の行政規則などのフォーマルな管理サポートを受け入れられるフォーマルな地域組織が必要である。行政区 (タンボン自治区) が行政法に基づいたフォーマルで合法的な地域組織であることから、水産社会学の研究者の中には、行政区が地元漁業者を代表し、管理機能及び権限の委譲がなされるべき地域組織としての選択肢となりうるとしている (Yamao et al., 2002; Ruangsvakul et al., 2002; Suanrattanchai et al., 2002)。

行政区は、1994年11月26日公布の「1994年タンボン評議会及びタンボン自治体法」に基づき1995年3月の施行以降順次設置された、タイで最も新しい形態の自治体であり、住民自治の行政体として位置づけられている (図 21)。補助金を除く年間歳入が設置直前の3年間連続で平均15万バーツを下回らないタンボン評議会は、タンボン自治体を設置してよいことになっている。タンボン自治体は、「タンボン自治体議会」と「タンボン自治体執行委員会」の2つから成る (同法44条)。タンボン自治体議会の議員は、各村から2名ずつ選挙権を持つ住民により選出される (同法45条)。また、タンボン自治体が行わなければならない9つの業務が規定されており、陸水路の設置及び維持、公害の防止と鎮静、教育文化の振興などとともに、「天然資源や環境の保護、監督、維持」(第67条7項)が謳われている。さらに、自治体域内で行ってもよい業務として、「農業グループ及び協同組合

<sup>58</sup> 漁業者へのインタビューによる (2005年2月)。

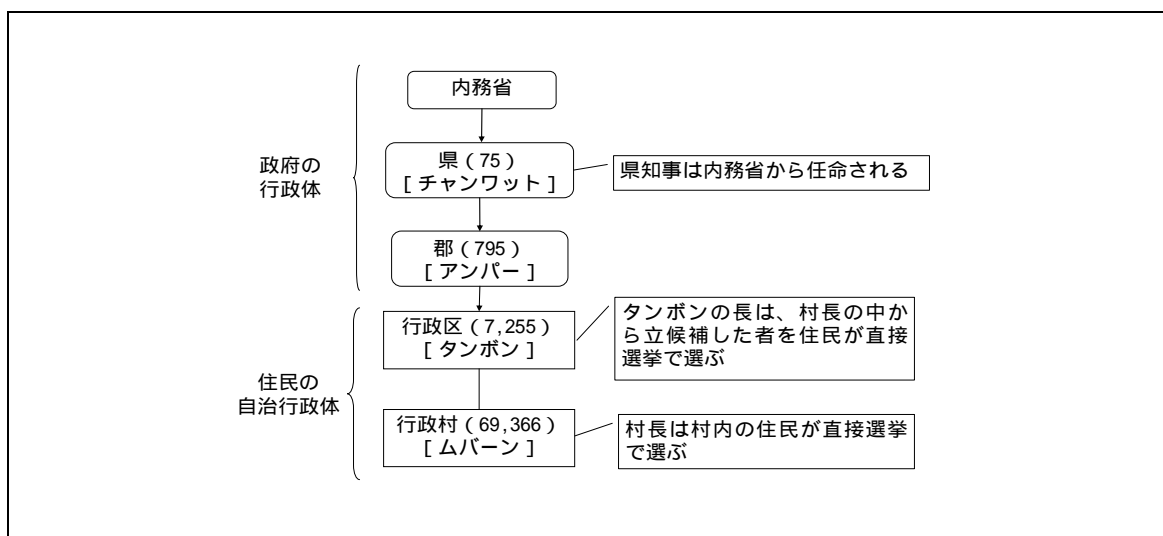


活動の設立と振興」「住民の生業の保護・促進」(第 68 条 10 項)が定められている(永井 2001)。

漁業が行政区や群(アンパー)の主要産業であったり、人口のほとんどを漁業者が占めているような場合には、これまでの研究者の「行政区を漁業者の地域主体とする」という主張は非常に適しているといえよう。しかし、漁業セクターに関しては、必ずしもこの主張が適合しているとはいえない。

第一に、地方開発の観点から、この組織が中央政府から管轄県内の開発について権利が委譲されて予算が計上されるが、ほとんどの場合、行政区の多くの住民に便益のあるインフラ整備などに優先的に充てられることになり、天然資源管理について、行政区の権利はまだ明確にされていない。

第二に、バンサパン湾の場合、タンボン自治区が地域の実施主体として選択された場合には、5つの行政区が湾内の水産資源管理について調整を行わなければならない。しかし、バンサパン湾における水産セクターの現状を考えると、行政区に占める漁業者の割合が非常に小さい。すなわち、Mae Ramphung 行政区では 4.3%、Phong Prasart 行政区では 1.4%、Bang Saphan 行政区で 4.2%、Pak Praek 行政区で 4.4%、そして Sai Thong 行政区で 6.4%である<sup>59</sup>。したがって、漁業者の抱える問題やニーズは行政区の討議においては少数派の案件として全面的に扱って盛られない可能性が非常に高い。



出典：重富(2003)、永井(2001)より筆者作成  
( )内の数値は、全国の各行政体の数

図 21 タイの行政構造

このような条件を考慮すると、本プロジェクトのアプローチによる、各主体の資源管理の機能と責任の分担は、表 20のように配分することができる。

<sup>59</sup> <http://www.moi.go.th>より。2005年3月検索。

表 20 漁業権および共同管理アプローチにおける管理機能および責任の配分

責任および管理機能	担当組織				注
	漁業者 組織	行政区 タホン	水産局	その他 行政組織	
1. 沿岸漁業管理政策					
1) 漁業権漁業および共同管理の方向性における統合的沿岸漁業管理政策の形成	*	-	***	-	
2) プロジェクトサイトへの施策の実施	*	-	***	*	
3) 導入過程の調整およびモニタリング	*	-	***	-	
4) 既存プロジェクトの評価および沿岸域の他のプロジェクトへの普及	**	*	***	*	
2. 地域での沿岸漁業管理					
1) バンサパン湾の地元水産規則（権利利用者）の定義づけ（明確化）	***	*	**	*	Note 2
2) モニタリング、監視および遵守	***	**	**	*	
3) 事例調査および刑罰	***	*	*	*	
4) 紛争管理（外部漁業者も含む）	***	**	*	*	
5) 教育訓練：資源の持続的利用など	***	**	**	-	
6) 沿岸漁業資源開発：沿岸生態の回復および水産資源増殖	***	**	**	*	
7) 地元組織のエンパワーメント：リーダーシップ、管理技術、沿岸水産資源管理	***	**	**	*	
8) プロジェクトのモニタリング評価	***	*	***	*	
3. 沿岸漁業管理の継続のための統合的支援					
1) 技術支援（水産資源管理、管理体制、漁業政策に関する助言）	*	*	***	*	
2) 水産資源開発に関する調査研究（海洋生物学、社会学、水産経済学）	*	*	***	**	
3) 技術および管理に関する教育普及活動	*	*	***	**	
4) 資金的支援	*	**	***	*	

Note 1: \* = 関与レベル (\*\*\*) = 主な活動主体, \*\* = 活発な巻き込みが必要, \* = 巻き込みが必要)

Note 2: 警察や裁判官の巻き込みが必要である。

水産資源管理では、地域組織として、行政区と漁業者グループを並存させることにより、地元組織の利点と制限のバランスをとることができるようになる。

漁業者グループは、日々持ち上がる問題や管理課題に直面し、解決に向けて対応する資源利用者の真の代表といえる。しかし、ほとんどの場合、法的根拠のないインフォーマルな組織である。一方、行政区は地理的に区画された地域住民を代表する法的な地域組織であるが、必ずしも水産セクターの住民の代表をするわけではない。バンサパン湾において沿岸漁業の共同管理の地域組織を設立する場合には、漁業者グループおよび行政区の両方が、地域の沿岸水産資源管理のキープレイヤーとして必要であるといえる。バンサパン湾内の 9 つの漁村と 5 つの行政区において連携と実行メカニズムが可能となる漁業者グループと行政区の組織形態とすべきであろう。

## VI. 回転基金の組織への影響

資源管理の推進のためには、資源の利用者である漁業者が主体的に管理する必要がある。IV 章および V 章では、資源管理体制の法規制など、外側から漁業者組織をサポートする体制についてみてきた。ここでは、プロジェクトの対象グループが組織をどのようにコントロールし、自律的な組織運営を行うようになるのか、回転基金を例として分析する。

### 1. 回転基金の定義

回転基金は、貧困層や低所得者を対象に貧困緩和を目的として行われてきた小規模金融であるマイクロファイナンスのひとつである(吉田 2002)。一般的なサービス内容としては、融資、預金、保険およびそれらを円滑に運用するためのグループ形成である。期待される効果として、経済的側面では、所得や消費の平準化および拡大、リスク対応力の強化があげられる。また、政治的社会的効果としては、高利貸しからの脱却、交渉力の強化、および社会的ネットワークの形成などがあげられる(吉田、岡本 2004)。

### 2. バンサパン湾プロジェクトにおける回転基金の位置づけ

IV 章でも述べたとおり、本プロジェクトにおける回転基金は、「小規模漁業開発プロジェクト」の一環として、タイ水産局が全国一律に導入したのが始まりである。その際、水産局群職員によりバンサパン湾沿岸部に存在する 9 の行政村(ムバーン)を単位にグループ形成され、そのグループが運用実施主体となり、水産局によって、漁村グループ委員会の設置と基金の運用方法について指導がなされた。なお、行政村は、もともと同地にあった自生村と一致している。

漁業が不確実性の極めて高い産業であることと、漁業者が融資を利用するにも担保を準備できないことから、漁業者は、一般に銀行などフォーマルな金融機関へのアクセス機会が少ない。そこで、漁業者およびその家族のための資金へのアクセスの確保することが、同基金の当初の設立目的である。主な利用目的は、漁具購入などであるが、1999 年からは、CBFM プロジェクトのもと、破壊漁業防止のための漁具の買い替えなどの資金としても利用されている。インタビューでも、S1 村および S2 村で教育や漁業以外のビジネスで利用しているという回答がそれぞれ、2 件ずつあったほかは、全員漁具購入など漁業関係を使用目的としている。

主なサービス内容は融資であるが、原資を増やすとともにメンバーのグループ所属への便益を高めるために、F1 村を除いて貯蓄も行っている。

なお、行政区(タンボン)ごとに導入される村落基金<sup>60</sup>が普及してきたため、水産局は 2003 年に回転基金事業を廃止している。

---

<sup>60</sup> タクシン政権が「緊急経済施策 11 項目」のひとつとして掲げ、導入されたもので、全国 7 万箇所のタンボン自治区(行政区)および 4 千箇所のチュムチョン(都市部のコミュニティ組織)に対し、政府が一律に 100 万バートの資金を供与し、村民に対して融資を行う事業のこと(末廣 2003)。

## (1) 運営体制

導入に当たり、運営主体となる漁業者グループに対して水産局群職員<sup>61</sup>が回転基金に関する講習を行った<sup>62</sup>。その後、運営委員の選出を行い、サブリーダー、会計係および数名の委員（概ね 5 名）を選挙により選出したうえで、運用規範のモデルを提示し、各漁村の事情に合わせた規則作成を促した。これに倣い、各漁村グループでは成文化した規則を所有している。また、運営の進捗をフォローアップするために会計係への指導を行っている。

S3 村および F1 村には、回転基金グループが設立される前から村内に相互扶助を目的とした貯蓄グループが存在し、ほぼ同じメンバーが回転基金グループに参加している。

回転基金の運営状況は、表 21 に示したとおりである。

回転基金の管理者は、全グループともリーダーであるが、実質的な管理は会計係が行っている。S1 村は行政村の会計担当者、S2 村は協同店舗の店主が会計補佐、S3 および F1 の各村では仲買人<sup>63</sup>と、いずれも会計に明るい人物が回転基金の会計業務に携わっている。

役員を選出および定例会議の開催は、S1 から S3 の各漁村では、規則に則って実施している。F1 および F2 の各村では、成文化した規則はあるものの、適宜行うこととしている。

資金のやり取りに関しては、F1 を除き、全グループが会議内で行うようにしている。S1 から S3 の各漁村では、明細を明確化するため書類を残すようにしている。融資に関してはタイプした書類を委員会と融資を受ける漁業者にそれぞれ準備するようにし、貯蓄に関しては通帳を準備して会計係が保管している。通帳およびグループの帳簿への記録は、会議中に漁業者本人の目の前で会計係が行うようにしている。一方、F1 村では、定期的な会議がないため、会計係りが個々の世帯を回るか、漁獲物の水揚げの際についてグループ基金の融資や貯蓄のやり取りも行うようにしている。

また、F2 村を除いて緊急基金を設置している。同基金は、悪天候や破壊的漁業による漁具紛失があった際には、仮に回転基金の融資の返済が済んでいない場合でも、無利子無担保で漁具購入基金を貸し出すものである。S1 村の場合、返済期間が 12 ヶ月の緊急基金のほかに、漁業以外の用途にも無利子で貸し出し可能な支援基金（返済期間 2 ヶ月）を設置している。

---

<sup>61</sup> 水産局の職員は、基本的に中央政府から政府の行政体である県（チャンワット）および群（アンパー）に派遣されており、実質的には中央集権の状態である。

<sup>62</sup> グループリーダーに 3 日間、グループメンバーに 2 日間（水産局県職員へのインタビュー：2005 年 3 月 8 日）

<sup>63</sup> S グループと F グループにおいて会計係を担っている仲買人の立場は対照的である。

S3 村の仲買人は、役員の出選挙の際に、漁業者によって選ばれた W 女史である。同村には、もともと漁獲物を一手に引き受ける仲買人がいなかったため、かつて S3 村付近で仲買人として働いていたことのある人物の娘である W 女史に漁村の村長をはじめとするメンバーが水産物の販売を依頼したのが仲買人になるきっかけである。その際、漁獲物を運搬するための自動車の購入についても、僅かであるが漁業者グループのメンバーが出資している。

一方、F1 の仲買人 C 女史は、大学を卒業した後、職を探している際に、当時の水産局群職員から回転基金をグループで運営する際に、是非、会計を担当して欲しい旨依頼され、設立以来現在まで続けている。C 女史は親の代から仲買業を営んでおり、現在は、F1 で買い取った漁獲物をバンコク近くに在住の姉が営んでいる加工場に卸している。漁獲物は加工後、市場へ販売される。

表 21 回転基金の運営状況体制

漁村 No.	S1	S2	S3	F1	F2
グループ名	Nong Samed	Bang Berd	Fang Dang (2004)	Bang Saphan Yai	Bang Saphan Noi
実質的な 管理者	会計 (行政村会計)	会計	会計 (仲買人)	会計 (仲買人)	リーダー
役員を選出	1回/年	1回/4年	1回/2年	規則なし	なし
定例会議	1-3回/月	毎月25日	1回/月	適宜	なし
資金のやり 取り	会議内	会議内	会議内	会計が独自 に行う	会議内
緊急融資	緊急基金 支援基金	なし	なし。但し被 害者に200B/ 隻を贈与	あり	なし

出典：筆者作成

## (2) 利用状況

1992年から1998年の間に水産局から各漁村へ10万-14万バーツの回転基金の初期資金が導入されている(表22 漁業者グループ別回転基金利用状況)。メンバー一人当たりの平均貯蓄額は約4000-6000バーツ、融資額はS1村では約5000バーツ、S2,S3の各村では約6000バーツ利用されている。F1およびF2の各村でも融資等があるものの、滞納したまま回収などの措置がとられていないため、正確な金額は把握されていない。

入会後一定期間(3ヶ月または6ヶ月)を経て月に50-100バーツの貯蓄がある程度蓄積してから融資の利用が可能となる。融資を申請する際は、保証人を2-3人立てることとする。利率は1-2%/月で、借りた翌月から1年から1年半以内に返済することとする。融資は、申請した即日を受けることができ、内務省で実施している村落基金(表23)に比べると利率も低く迅速である。

回転基金の利用回数は、Sグループでは10回以上借りているメンバーがいるが、Fグループでは、設立から10年近く経過しているにもかかわらず、8割以上が1-2回の利用にとどまっている(図22)。また、資金必要時の資金調達先に関する設問でも、Sグループでは3-5割のメンバーが回転基金を利用している一方、Fグループでは家族や知人に頼るメンバーが多い結果が出ている。特に、F2村では、自己の貯蓄や銀行(貯蓄銀行や農業協力銀行)からの調達の割合大きい(図23、図24)。

表 22 漁業者グループ別回転基金利用状況

グループ No.	S1	S2	S3	F1	F2
グループ名	Nong Samed	Bang Berd	Fang Dang	Bang Saphan Yai	Bang Saphan Noi
設立年	1998	1992	1998	1995	1994
組合員数	36	123 (漁業者 90)	55	34	49
利用者の増加(倍)	1.1	4.9	1.3	0.5	-
事業	融資・貯蓄	融資・貯蓄	融資・貯蓄	融資・貯蓄	融資
初期投入額	120,000	100,000	140,000	120,000	100,000
貯金総額	168,640	484,470	353,685	(230,800)	なし
ローン総額	145,125	747,700	362,000	(652,940)	213,747
漁具紛失時の利用(%)	34.8	17.5	32.1	7.1	0
平均貯蓄額	5,621	3,939	6,431	(3,497)	-
平均融資額	4,838	6,054	6,582	(9,893)	(4,362)
条件など					
利率	2%	2%	2%	1%	1%
返済期間	12ヶ月	18ヶ月 最長 24ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月
貸出最高金額	貯蓄金額の2倍まで	10,000	10,000 貯蓄額による	-	-
株	なし	1株以上 100ﾊﾞｰツ/株	1-5株 100ﾊﾞｰツ/株	-	1株 1,000ﾊﾞｰツ
貯金(ﾊﾞｰツ/月)	100	100	50以上	100	なし
入会条件	-	1株	20ﾊﾞｰツ 1株以上	30ﾊﾞｰツ	-
貸出条件	保証人2人 貯金	保証人3人	保証人2人	3人の委員の承認	保証人2人 株の支払
その他条件	入会后6ヶ月以降 会議への参加	入会后6ヶ月以降 会議への参加	入会后6ヶ月以降 株1株以上の支払 会議への参加	入会后3ヶ月以降、貸出	-

出典：筆者作成  
(2005年3月時点)

表 23 回転基金と村落基金の比較

	水産局の回転基金	村落基金
貸出条件	保証人（2-3人）	保証人（2人） 世帯、借人本人に関する書類の作成および提出
返済期間	12-18ヶ月	12ヶ月
利率	1-2%	6%
最大融資金額/回	10,000バーツ	20,000バーツ
利用頻度	前回分が返済済みであれば 何度でも可能	1回/年
借金までの所要日数	即日	2-3日後
貯蓄	100バーツ/株/人以上	なし

出典：筆者作成

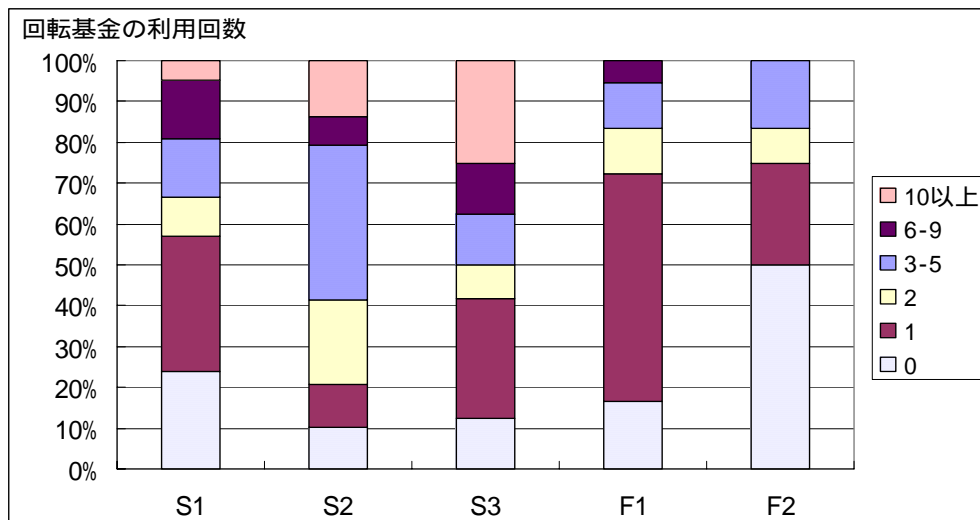


図 22 回転基金の利用回数（アクセス）

緊急に資金が必要な場合に頼るべき資金源としては、どの村でも自己の貯金が40-70%と高い割合を占めており、なるべく他を頼らず、借金は作りたくないという意向が伺える（図23）。これは、漁具を紛失した際の資金繰りにも同様のことがいえる。また、貯金でまかなえない場合の調達先は、S村グループでは、回転基金の割合が一番高く、26-44%を占めている。また、友人や親類など身近な範囲から調達する割合も、S3村の20%からF1村の50%まで、比較的高い割合となっている（図24）。

漁村グループのうち、6-8割のメンバーが村落基金グループに参加しているが、その利用は、1-2割にとどまっている。

なお、回転基金のアクセスの良さと村落基金やフォーマルな金融機関と比較しての利率の低さに対して、メンバーから高い評価が得られている。



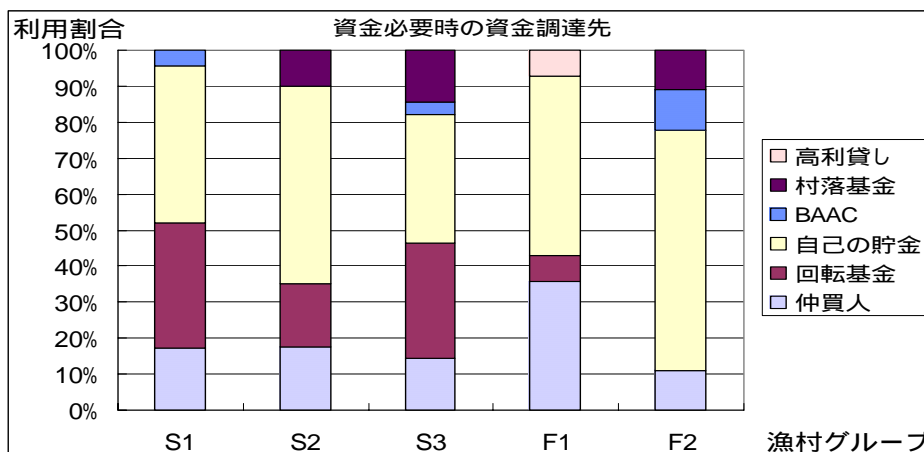


図 23 資金必要時の資金源

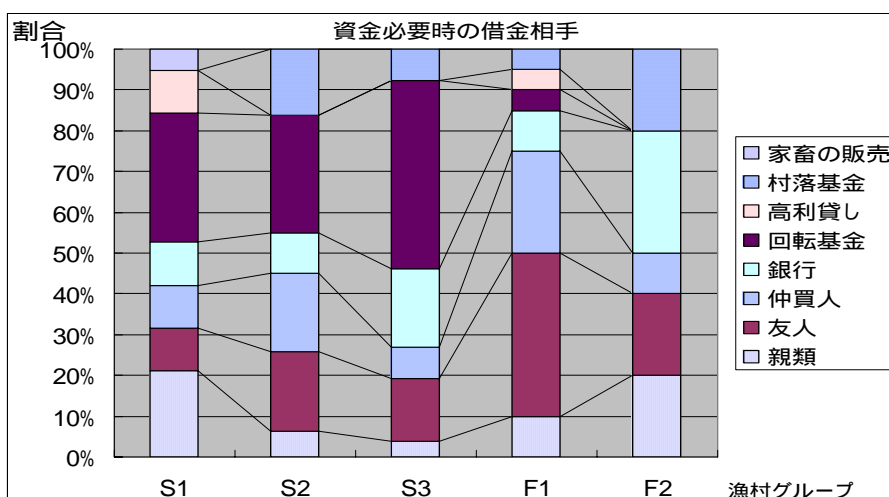


図 24 資金必要時の調達相手

### (3) 漁村グループへの参加について

漁村グループへ参加した理由は、Sグループでは、「メンバーとの関係保持」、「グループのエンパワーメント」、「活動への参加」といったグループ自体への参加に意義を求めているのに対し、Fグループでは「回転基金の利用」に重きが置かれていた(図 25)。実際に参加したことによるメリットについては、「回転基金の利用」が大きな割合を占め、概ね「メンバーとの関係維持」、「回転基金・貯蓄の配当」が続く(図 26)。また、プロジェクト事務所のある S1 村では、「漁業指導や情報の入手」できたことに意義を見出しているメンバーもいた。

また、「会議への参加」は、Sグループで8割前後のメンバーが「いつも参加」しているとの回答があった(図 27)。また、グループへの不満は8割以上のメンバーが「特にない」としているが、S3、F1、F2の各村で、延滞者により次の貸出が滞る場合があるということ

を上げるメンバーも1-2割いた(図28)。

「回転基金に関する不満」については、F1村で16件(回答者の88%)と最も多く、そのほとんどが、「回転基金の規則が厳しい」というものであり、中には「運用が不透明」という回答もあった(図29)。

参加後の「グループの協力」について、「他の漁業者の船の修理などの手伝いを協力するか」との質問に対しては、S1グループでは「無償での協力」が高い割合を占めたのに対し、Fグループでは「協力しない」あるいは「有償で協力する」との割合が比較的高かった(図30)。また、「漁業者間の結束」について、「グループ参加後、結束は強くなったか」との質問について、Sグループでは7割以上が強くなったと自覚している一方で、Fグループでは、「変わらない」、「弱くなった」と判断しているメンバーの割合が多かった(図31)。

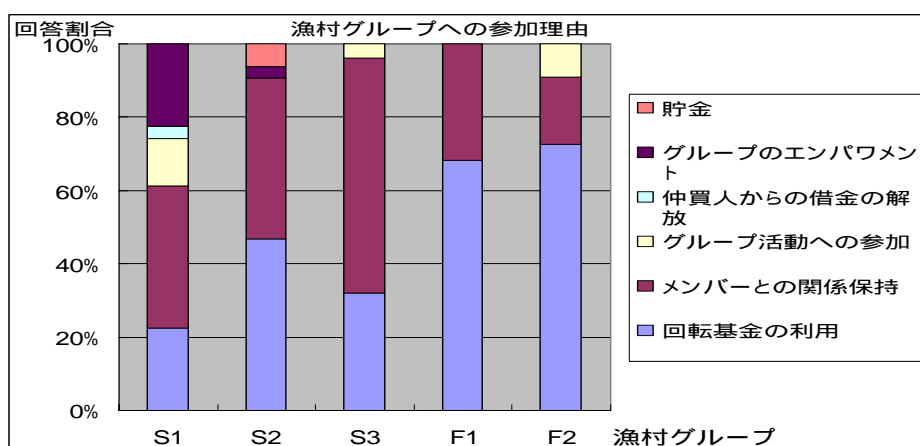


図25 漁村グループへの参加理由

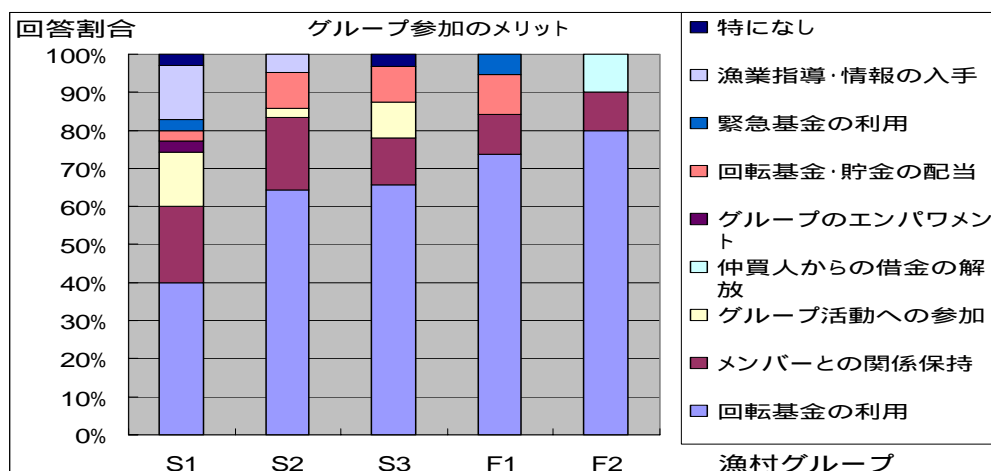
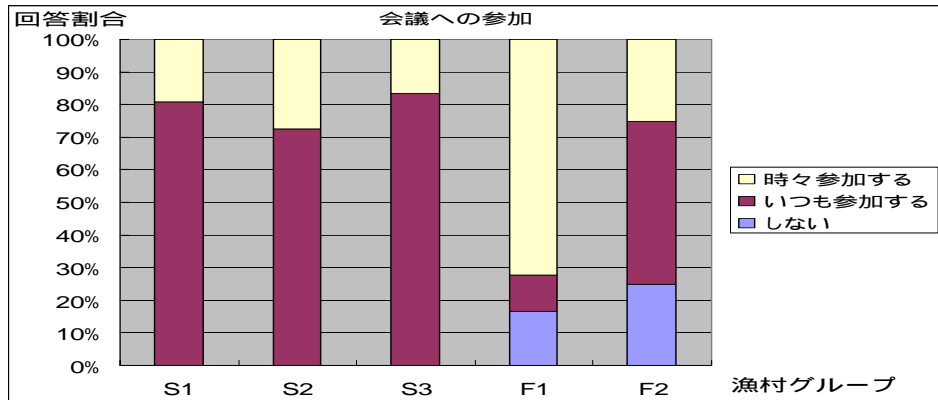


図26 漁村グループへの参加によるメリット



F2グループについては、現在活動が停止してしまっている。上記内容は、グループ活動が行われていたときの参加態度について回答している。

図 27 漁村グループ開催の会議への参加

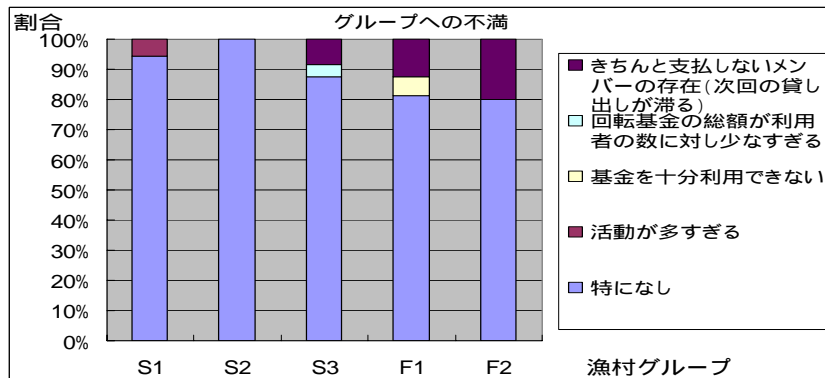


図 28 グループへの不満

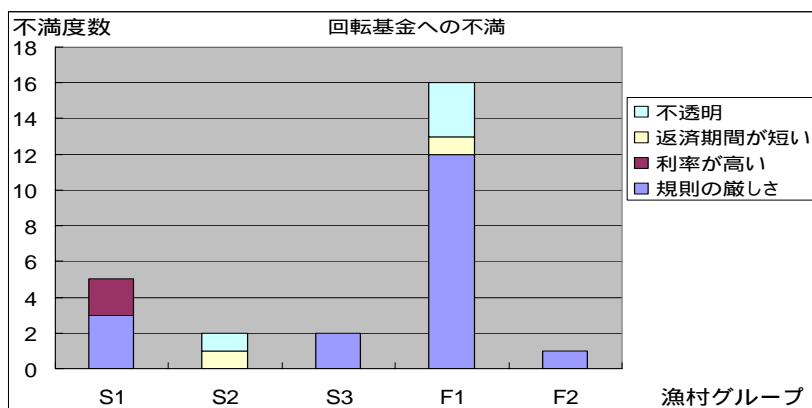
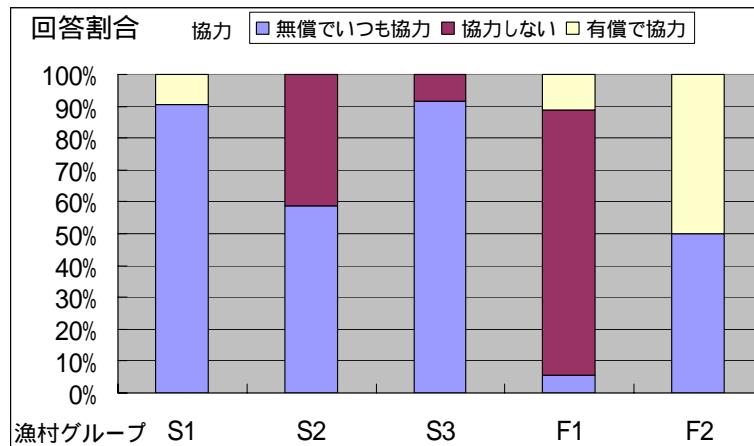
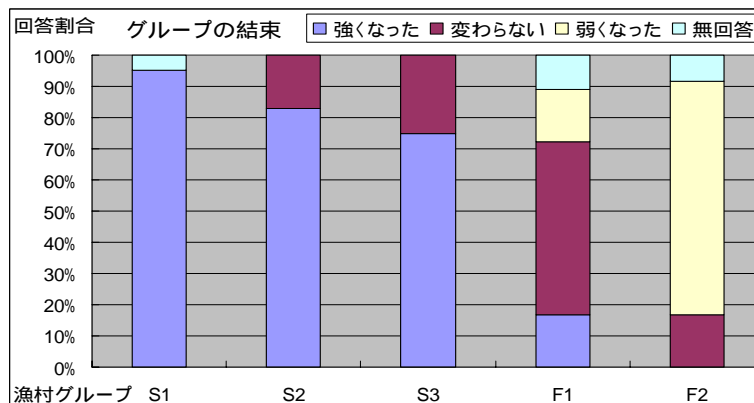


図 29 回転基金への不満



質問「他の漁業者の船の修理などに協力するか？」

図 30 漁業者間の協力



質問：「グループ参加後、漁業者同士の結束は強くなったか」

図 31 漁業者間の結束

#### (4) グループの管理と今後の展望

S村グループに共通する特徴は、資金および人的資源の増大、回転基金以外の事業の推進である。漁村周囲の農業従事者にもメンバーになってもらうことで、資金の拡大を図ることができる。特に、S2村およびS3村では、グループリーダーが、行政村（ムバーン）のみならず、行政区（タンボン）の評議委員をメンバーとして誘い、行政とのつながりをつけることで、補助金などの資金調達に関する情報および資金の獲得に成功している。アンケート調査においても、回転基金利用者から、利用できる融資金額が小額であり、不便を感じるという意見もいくつか見られた。

また、リーダーをはじめとする委員のメンバーは、地元の漁村の福祉向上を考えた場合、漁業のみでは限界があり、水産分野で効果的効率的な経営を行っていく必要があるという自覚を持っており、魚醬加工場の設置による付加価値向上および雇用の創出や、協同組合化による販売ルートの強化および市場に対する漁業者の権利の強化を試みようとしている。

特に、資金が順調に増大した S2 村では、農業協同組合銀行や一般の銀行から、融資についての案内が頻繁に来ており、社会的にも信頼される組織へと成長したことが伺える。また、回転基金の余剰分の用途については、メンバーへの配当にとどまらず、地域の学校や寺への修復や寄附などに充てられ、回転基金が自生村社会と一体化しつつあるといえる。

表 24 漁業者グループ別回転基金利用状況

グループ No.		S1	S2	S3	F1	F2
グループ名		Nong Samed	Bang Berd	Fang Dang	Bang Saphan Yai	Bang Saphan Noi
設立年		1998	1992	1998	1995	1994
資金	当初比 (倍)	2.6	12.3	5.1		
人的資源	利用者の 増加割合	1.1	4.9	1.3	0.5	-
	巻き込んだ 主体	農業従事者	農業従事者 行政区評議員 行政村議員	農業従事者 行政区評議委員	なし	なし
回転基金以外の 進捗事業		協同店舗経営	協同店舗経営 行政区からの 資金調達	行政区からの 資金調達		
今後の展望			魚醤加工場の 建設/運営	水揚げ場の改 善 協同組合化		
回転基金の 余剰の用途		メンバーへの配当 学校への寄附	メンバーへの配当 寺の修復 学校への寄附	メンバーへの配当	メンバーへの配当	

出典：筆者作成

### 3. 回転基金が組織に与えた影響に係る考察

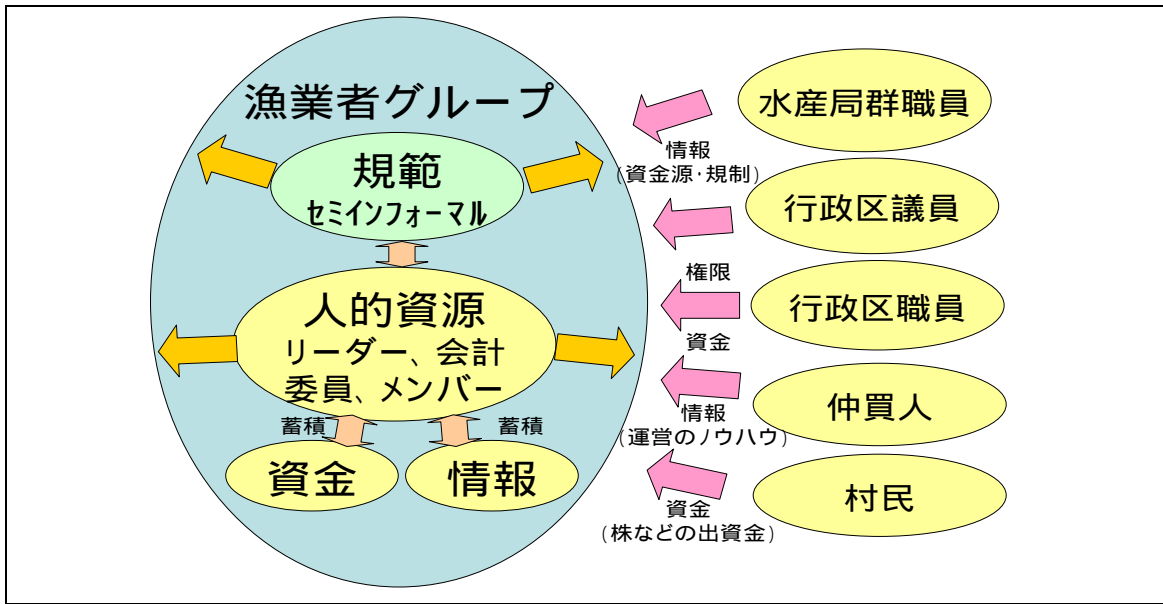
回転基金の運用が良好な漁村グループでは、資源および規範について次のような点が指摘できる。

資源（人的資源）については、グループの主体性を高め、漁村外部のアクター（行政、村会議員）を回転基金運用に巻き込んでいる。グループが利用する施設の整備や漁業協同組合への拡大などの目標が設定され、そのための回転基金の運用拡大を目指し、資金や運用ノウハウの提供者となりうる外部関係者に対し、漁業者グループへの加入を促すなど積極的な外部関係者の巻き込みを図る傾向が見られた。

規範については、Sグループでは、基金運用ルールが明確で透明性が高い。すなわち、回転基金の貸借の際には、グループ会合時にメンバーの面前で行い、記録を残すようにし、グループメンバー全員が監視する仕組みがつけられていた。また、グループ活動への参加率が高く、相互扶助などの際の結束度が強い。すなわち、漁船の修理などの際、グループ内の漁業者であれば、無償で協力すると答えた漁業者が多かった。また、S2グループでは、グループのメンバー数の拡大と共に、地域ごとのサブグループを編成し、細部まで監視の目が行き届くような構造的工夫がなされており、組織の拡大と共に、内部規則の変更を行っている。

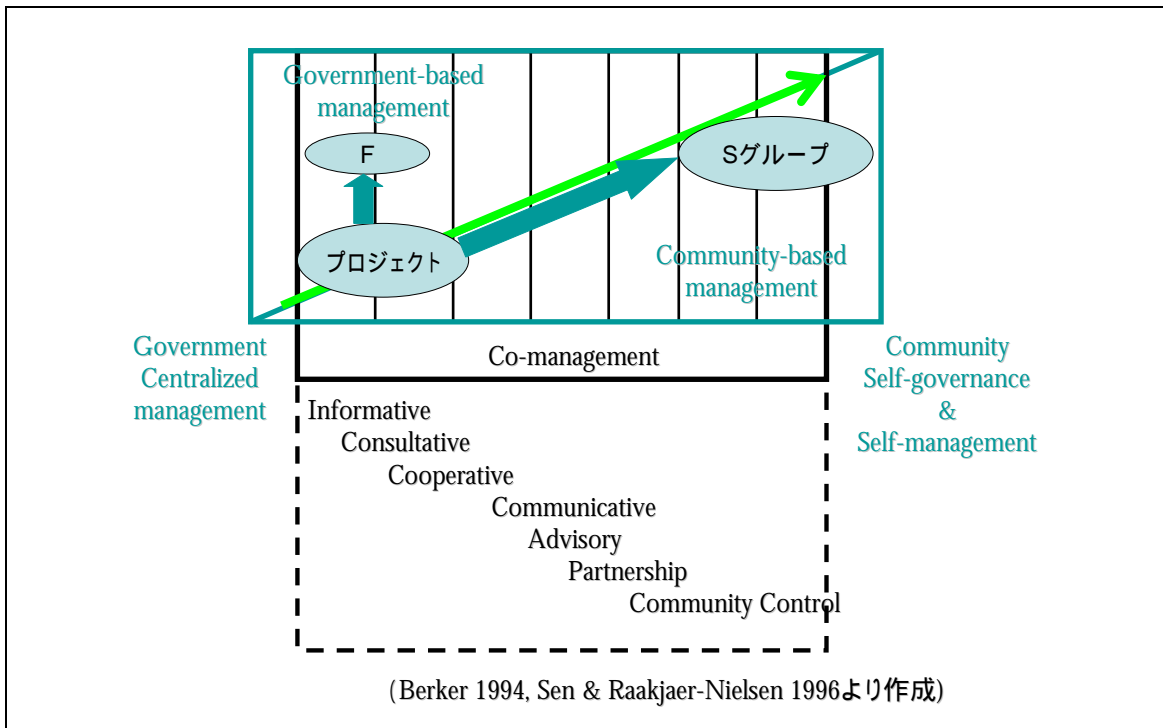
回転基金が、いままで貯蓄する機会が積極的に設けられなかった漁業者、あるいは、農業協同組合銀行や貯蓄銀行などへのフォーマルな貯蓄をするには資金的余裕がなかった漁業者に対しても、回転基金の利用メンバー登録の際に半強制的に貯蓄することが促され、結果として、漁具紛失や急な入用の際の安心感やリスクへの担保が確保されるとともに、漁業者自ら集合し、会議などを重ねるうちに漁業者組織の活性化のトレーニング材料となり、Yogo（1986）や大内（2003）の言う「経験蓄積装置」として働いたといえよう。すなわち、回転基金に関する関係主体を巻き込むことにより、資金および運営のノウハウなどの情報を獲得し、それを組織内の規範に従って運用していくことにより「内在化」させ、組織内の人的資源の成長を促して、組織の拡大へとつながった（図 32）。

この過程で資源の獲得と組織運営のためのノウハウを学習することにより、行政に従う Informativ の状態から抜け出し、行政を利用し対等なパートナーとして振舞える位置づけにエンパワーしたと考えられる（図 33）。



出典：筆者作成

図 32 回転基金に関する主体およびその関係



出典：筆者作成

図 33 行政と漁村グループの関係の変化

次に、運用が良好なグループにおいて、積極的な漁業者の参加が得られた理由について S1 (Nong Samed) グループを例に考えてみる。同グループの村には、本プロジェクトの事務所があり、比較的頻繁に水産局職員が同村を訪問する機会に恵まれていた。また、経済

面では、村内で協同ストアを経営しているにも関わらず、収入は調査対象グループの中で一番低い。

第一に、プロジェクト事務所の存在が大きい。事務所の所在に加え、成功しているグループということもあり、他地域からの見学者も多く訪れる。「本プロジェクトへの参加についてどのように思うか」との質問に、グループリーダーのみならず、複数の役職についていないグループメンバーが「誇りに思う。資源は自分たちで守るべきだと思う」と回答している。このような態度からも、本プロジェクトの実施により、認められたという自信や満足感につながっていると考えられる。さらに、事務所があることで、いつでも水産局職員がやってくるという潜在的監視や保護感があるということもいえる。

また、水産局職員に進められてはじめて共同店舗の運営が良好であるということも大きい。収益は、同グループのモデルとなった S2 (Bang Berd) グループより上回り、開始時に預けた株数に応じた配当も予想以上に多く、グループメンバーの思いがけない収入となり、アンケートでも協同ストアの運営による配当金が同グループ参加のメリットであるとして回答している人もいる。このような確実に成長し、少ないながらメンバーの収入につながっていることが、収入が低くても、同プロジェクトへの積極的な参加を促している要因と考えられる。

さらに、同グループの会計係は、行政村（ムバーン）の副村長および酪農グループの会計係も兼任しており、グループ内（村内）で信頼され、マネジメントの面で経験が豊かであると考えられる。したがって、人的資源が満たされていることに加え、余語（2003）や重富（2003）の言うところの、社会組織が開発組織と重なっており、前者が後者の運営の際の潤滑の役割を担ったとさえいえる。

一方、回転基金の運用が停滞あるいは停止しているグループでは、回転基金の運用が不透明であり、グループリーダーや会計担当者に対してのみではなく、漁業者間の信頼も低く、結束が弱い傾向が見られた。回転基金の運用がグループへの信頼や結束の強度に影響を与え、これがさらに回転基金の運用の成否に結びつくのではないかという示唆が得られた。

回転基金の運用が停止してしまった F2 グループでは、1998 年にリーダーが替わる前までは、他のグループと同様、順調に運営されていた。2 代目のリーダーは、敬老文化が強いことと、コミュニティ内では大きい商店を経営しているということから一目置かれている村の長老がグループリーダーになった。しかし、ある会議で、リーダーである村の長老が支払を停滞させたのをきっかけに、コミュニティのメンバーの支払も滞るようになってしまった。その後、この状況を変えられるものはなく、F2 村のメンバーは、それぞれが、回転基金から借りた資金を抱えたまま返済することなく活動が中止になってしまった。

村落基金の巡回指導員によると、グループ内に、リーダーをサポートする体制や回転基金運営に関する監査体制および規範が不十分であったことが原因であろうとしており、F2 村の村落基金会議の際には、必ず巡回指導員も立ち会うようにしているとコメントしている。

さらに、停滞・中止グループのおかれている背景を見てみると、1) 操業形態の特性、および 2) 水産局のサポート体制の不足に運営が滞った要因があることが示唆される。

まず、操業形態については、沿岸から 10km 沖に設けられた本プロジェクトの小規模漁業



者に対する漁場利用権（漁業権）が設定された際に、回転基金の運用中止・停滞グループは、カタクチイワシまき網漁の中止が余儀なくされ、漁獲圧力の低い漁法に変更せざると得なかった。また、現在の使用漁具も、カタクチイワシ漁やイカ漁など、他の漁法や外部から操業にくる漁業者とコンフリクトの多い漁具を使用している。漁具の変更や漁具コンフリクトによる漁具紛失のため漁具を購入する際に、回転基金の資金が潤沢でなかったこと、他に村落基金など、アクセス可能な複数の金融機関があったため、次第に利用するものがなくなったことが考えられる。

さらに、S村グループのメンバーは、水産局職員への信頼が厚いのに対し、F村グループでは、不信感を抱いている発言が多く見られた。上記のような操業上のトラブルについて、相談役となる水産局職員の訪問がほとんど無く、したがって、ますます水産局への不満が募り、水産局職員も現場へ行きづらくなるといった信頼関係崩壊の悪循環になってしまったと考えられる。ただし、Fグループでは、このような不信感をいだきつつも、「収入向上の方策」をどのようにすべきかとの質問に、「政府の資金的支援」との回答もかなりの割合でみられ（図34）、依然政府への依存度も高いことが見て取れる。

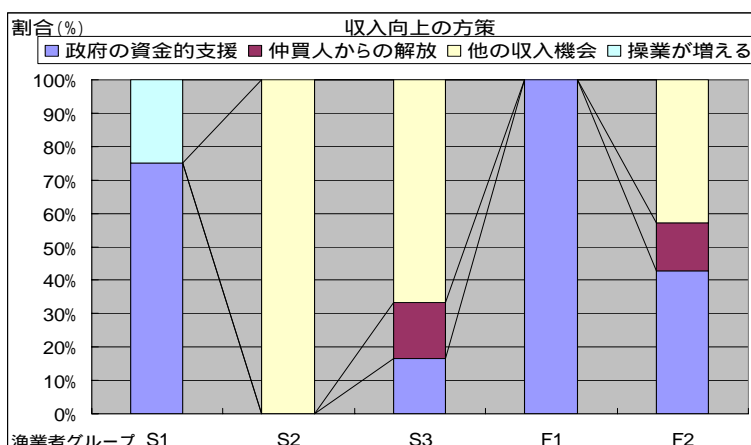


図 34 収入向上のために取るべき方策

#### 4. 組織強化のツールとしての回転基金と課題

パットナム(2001)は、「ソーシャル・キャピタル<sup>64</sup>が蓄積されたコミュニティでの回転基金は効果が高い」としている。すなわち、信頼、規範、社会的ネットワークが醸成された組織であれば、回転基金の運用はおのずと高くなるということである。これは、当該プロジェクトの調査でもリーダーや水産局職員、そしてグループのメンバー間に見て取れた。

たとえば、S1 グループでは、水産局職員の適切なタイミングで、適切なアドバイスをもとにグループの活性化が図られてきたこと、さらに、担当の水産局職員が賄賂や関係者などに左右されず<sup>65</sup>、常に正当性が問われてもぶれがないように物事を追及してきたことなどから、水産局職員に対する絶大な信頼感も醸成され、よい関係が保たれている。すなわち、漁村グループをサポートし、普及員のような職務を担当する正義感ある職員の設置など適宜外部サポートを行っていくことが重要なポイントとなるであろう。

一方、当事者としての組織のありようも重要である。本プロジェクトは、2009 年まで継続されることになっているが、成功している事例として、タイ南部のパンガ県で漁業資源管理プロジェクト(CHARM プロジェクト)を実施しているドナーの EU も、今後の協力の意向を表明している<sup>66</sup>。今後、どのような支援がこよとも、最終的に、漁業資源をはじめ、資金や人といった資源を管理し、持続的な漁業資源利用を実現していくのは、資源利用者である漁業者自身である。いかに漁業資源利用者として自覚をし、資源管理を自らのあるいは次世代の生活を維持するための重要なシステムと捉え、そのために必要な組織、規範、資源を取り揃えていくかということに自ら取り組んでいくことが重要であり、そのために、誰にも頼らない仕組みを構築する必要がある。収入規模、対象魚種、制度による変更の大きさによりプロジェクトへの関心の大きさが異なる。すなわち、トロールなどの大規模に漁業資源をとる漁業により損害を被っている事業体は、プロジェクトへの参加に積極的である一方、プロジェクトにより、大幅に漁法を変えざるを得なかった漁村や、外部漁業者と資源や漁場が競合している漁村においては、プロジェクトへの参加のインセンティブが低かった。

そのようななか、回転基金グループは、必ずしも全ての漁業者にとっての「構想の場」(飯田 2002)となりえなかったといえる。漁業者が個々に問題を抱えてしまうだけでなく、集団的な当事者として話し合い、将来的な変換に対する構想を話し合える場、試行錯誤の過程の場となり、解決へと結びつけるきっかけとすることで組織強化となることが理想であったが、構想の場となりうる規範と、参加による将来の利益が見込めなければ参加は促せないということが示唆された。

---

<sup>64</sup> ソーシャル・キャピタルの定義は、分野や研究者の関心項目によって様々であり( Appendix)、あまり明確ではないが、概ね「協力や相互扶助などにつながる、信頼、規範、社会的ネットワーク」を指している

<sup>65</sup> S1 グループの漁業者および同プロジェクト担当の水産局職員からのインタビュー(2005 年 3 月)による。他の地域を担当している水産局職員が、商業漁業者から賄賂を受け取り、事前に違反漁業に対するパトロールの日程を知らせるといった行為をしているが、本プロジェクト担当水産局職員は、賄賂受け取りには断固拒否してきた。また、同職員の親しい友人が違反漁業を操業した際にも、庇うことなく正當に裁かれるように対応した。

<sup>66</sup> 水産局職員からのインタビュー(2005 年 3 月実施)による。

「構想の場」を共同管理の受け皿をして初めから想定してしまうと、「政府が政策を押し通すための免罪符」(飯田 2002)とも成りかねない危険性をはらむ。あくまで、「将来の選択の多様性を漁業者自身が見出す機会として、その場を運営していくべき」であろう。そうして、有効な意思決定が出来るようになってはじめて、新たな役割を検討するのがよいと考える。

「組織化の利益は、組織の構成員が短期的な利己心を抑えて、長期的利益のために行動すえうことで生じる」(富重 1996:292)。したがって、この利己的行動を抑える組織規範が必要となる。

## 5. 人的資源としての仲買人の影響

組織をエンパワーメントさせるには、資源の内在化が重要であることは先に述べた。

回転基金を取り巻く人材は、漁業者グループ内では、リーダー、委員、グループメンバー、外部は水産局職員、仲買人である。

これまで多くの機関がたとえば漁業者組織を零細漁業開発のための理想的な手段としてみなし(Laidlaw 1962)組織化を進めるプロジェクトが行われてきた。しかし、一般的には漁業者の組織化は困難であるとの報告が多いといわれてきた(平沢 1992:18、斎藤 1991:61)。これは、主に個々の漁業者が経済的に仲買人に支配されている状況から生じる組織化の動機付け不足に起因するとされている。また、仲買人は、元来「搾取する」主体として農民や漁業者など第一次産業に従事する者に敵対するような立場に位置づけられてきた。

しかし、原(2002:68-70)が、仲買人を含む商人について、市場と第一次産業の生産現場を結び、生産物、情報および資金を流通させる非常に重要な役割を担っていると言及しているように、仲買人をどのように位置づけ、利用していくかにより、仲買人は各主体や産業にとって非常に重要な資源となりうる。

本節では、バンサパン湾パイロットプロジェクトにおける仲買人の位置づけを整理した上で、仲買人の組織における役割について考察する。

### (1) バンサパン湾パイロットプロジェクトにおける仲買人の位置づけ

各調査漁村には、2人以上の仲買人が出入りしていた。1999年にSEAFDECにより実施されたバンサパン湾のベースライン調査報告書(Terao, et al. 2000)では、仲買人が、漁業者の家計まで深く関わっており、簡単に関係を断つことができず、回転基金の運用がうまく行かない原因になっているとしており、2004年8-9月の調査時にも数名の現場の漁業者からも同様のコメントがあった。

しかし、今回の調査の結果、一部を除き、実際には漁業者と仲買人は搾取ではなく、むしろパートナーシップの関係にあるといえることがわかった。

漁業者の仲買人への態度を見ると、無利子で容易に資金や漁具を調達してくれ、借金の返済も自分の所持金に合わせた柔軟な対応に応じてくれる存在である(図 35)。ただし、回転基金の導入など資金へのアクセスが多くなり、現在も借金をしている漁業者は少なくなった(図 36)。通常、漁業者は、仲買人に借金がある場合には、その仲買人に販売をし

なくてはならない義務を負う。ここで、通常、仲買人はその権限を利用し、漁業者から搾取することになる。しかし、漁業者は、自分の便益を最大化させたいことから、少しでも価格のよい仲買人に販売したいため、回転基金をきっかけに借金を返済したという者が各漁村にいた。また、漁獲物販売の際、特定の仲買人に販売する者もあれば、一番はじめに水揚げ場に到着した仲買人に販売する者もあり、仲買人により価格がそれほど変わらない場合には、販売のしやすさといった利便性を選好しているといえる。

一方、仲買人の漁業者に対する態度は、同じ漁村に2名以上の仲買人が出入りすることから、自然に競争関係が生まれるため、漁業者に対し、便宜を図るようにしている。たとえば、S1村には、通常2名の仲買人が出回っているが、双方で買い取る漁獲物の割合を変えたり（ワタリガニの買取比重を高くしたり、魚専門に買い取ったりすること）漁業者に漁具や漁船の便宜を図っている。

漁業者と仲買人の関係は、単に水産物の売買のみでつながっているわけではなく、漁業者の資金調達の面で仲買人がサポートしていることもあり非常に複雑である。仲買人は「必ず」漁獲物を買って来て、しかも漁業者が漁具の調達から日常生活に必要な資金までも容易に借り受けられる存在である。その代わりに、一定の仲買人との取引と安価での漁獲物の販売が強いられる。S1村の仲買人は、自ら漁業者との関係は、販売契約と貸付契約の複合契約関係を作り出し、必ず販売してもらえるように工夫をしている。

しかし、このような漁業者と仲買人の強固な結びつきは、漁業者がなかなか貧困から脱することができない要因のひとつとみなされ、販売機能も持った業同組合のような漁業者の経済的な組織化までには至らない。

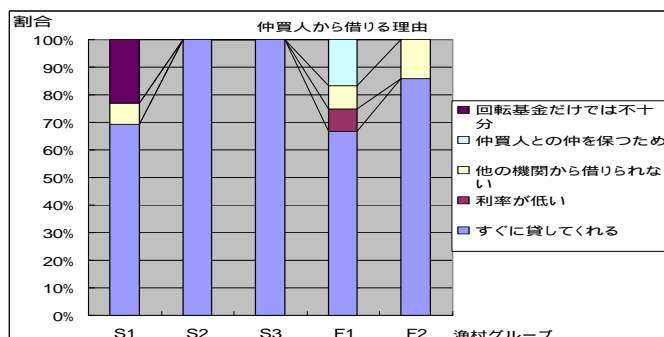


図 35 仲買人から借りる理由

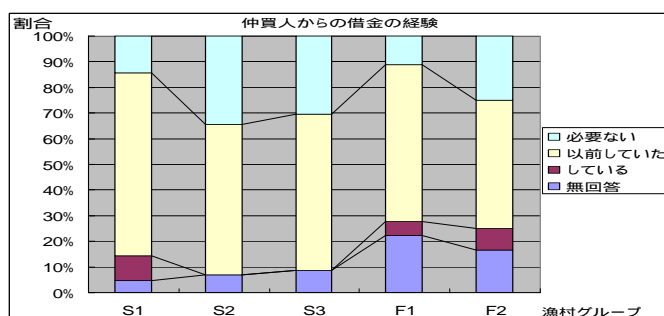


図 36 仲買人からの借金の経験

## (2) 仲買人の内在化

仲買人は大変重要な市場への架け橋となっており、ある程度のリスクを負って買い付け販売を行うことになる。このため、漁業者と仲買人との関係を分断して考えてプロジェクト実施し、漁業者の生活を向上させたとしても、根本的な解決にはならない。

農村における仲買人の役割について目を向けると、タイにおいて農民の耕作意欲を掻き立てる役割を果たしたのが、華僑系の仲買人である。都市の商品を仲買人が農村に持ち込むことで、農民の生活に変化をもたらしたのである。タイにおける仲買人に対する評価は搾取する者として低いが、外国企業の需要と農民の供給をマッチングさせる重要な役割を負っている。単に仲買人は農産物を買付けのみではなく、都市部から農民の購買意欲を刺激する商品を持ち込み、農産物を増産する動機付けをした（和泉、2001年）。

「人や組織の関係のあり方を規定する制度や規範、ネットワークの総称」を社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）といい、その機能として Narayan は「結束型ソーシャル・キャピタル」と「接合型ソーシャル・キャピタル」とに分類した。前者は共同体の構成員に協調行動をとらせる社会関係や規範であり、後者は共同体と外部とを結びつけるネットワークであり、外部の他者との関係で規定される。コミュニティのようなミクロレベルにおける結束型ソーシャル・キャピタルとは、共同体内部を結束させる様々な社会関係や価値観、規範であるが、Narayan（1999）は、共同体内の自助努力を高める結束型ソーシャル・キャピタルだけでは共同体は孤立し、構成員が等しく貧しい状態から抜け出せないことから、共同体を他の共同体や国家と繋げる接合型ソーシャル・キャピタルが重要であると指摘している（吉田、2001年）。

上記の農村の例の仲買人は、まさに接合型ソーシャル・キャピタルとしての役割を担っている。漁業者の資金調達に関するプロジェクトの場合には、漁業者のみならず、仲買人の役割やリスクにも配慮し、両者が納得するラインを設けることが成功への鍵ではないかと考える。バンサパン湾パイロットプロジェクトでは、回転基金のプロジェクトでは、仲買人が会計係という重要な役割を果たしているグループもあった。しかし、完全な内在化までしているわけではなく、仲買人との間で資金の貸借契約に伴う販売契約がある漁業者も少なくなかった。ただ、市場からの立地条件や仲買人同士の競合関係から、漁業者と仲買人はもはや搾取の関係を脱し、パートナーシップの関係にあるといえよう。

## VII. まとめ

本研究は、水産資源の共同管理の推進の際、漁業者組織に対する漁業権管理と回転基金の影響を検討してきた。ここで、本研究の結果を整理し、今後の課題について述べたい。

### 1. 漁業権制度について

#### 1) プロジェクト区画海域の設置の効用

プロジェクト区画海域は、共同利用の資源 (common pool resources: CPRs) および資源利用者について明確に定義すべきである。これにより、プロジェクト区画海域では、プロジェクト規則の遵守に向けたモニタリング活動や資源増殖活動などが実施された。このような活動を通じて、これを通じて管理主体である漁業者が管理手法を学ぶとともに、地域の資源利用者としての自覚が芽生え、保護しようとする意識が醸成されたといえる。このことは、将来、資源管理者としてエンパワーメントされるべき、対象資源の利用者の明確な定義付けができたといえる。

また、今後、モニタリング活動を継続していくためには、規則の遵守に加え、外部漁業者への税金や入漁料の適用や管理活動への参加促進など、バンサパン湾の資源管理に対して一助となるような方策が必要となろう。

さらに、パイロットプロジェクトには、国家沿岸漁業法、サバの禁漁期に伴う海域およびプロジェクト区画海域の 3 つの操業のゾーニングがなされている。これは、漁場利用の権利を見直す第一歩となったといえる。稚仔魚の育成場となる沿岸の生態に影響の大きい破壊的漁業の操業は禁止されるべきであるとともに、小規模漁業で用いられるような環境への影響の少ない漁業の操業が奨励されるべきである。現在の漁業法は、あまりにも一般的な内容であるため、地域の固有の問題に適合していないため、漁業法規は固有の事象に合わせたものにすべきである。

#### 2) 課題 - 水産資源管理は誰のためのものか? -

プロジェクトの開始から 5 年が経過し、プロジェクトサイトの漁業者がかつて、問題とされていた状況から救い出すことはできた。しかし、持続的沿岸漁業管理の目的を達成するためには、地域の漁業者の生活水準を向上させ、ひとつだけの管理手法を課すことによって水産資源の持続的利用を達成することだけでは不十分であるということが示唆された。

現在、プロジェクトは、「外部の漁業者のフリーライダー問題」という新たな課題に直面している。この問題は 2 つの課題を抱えているといえる。第一に、プロジェクト区画海域内での水産資源管理の運営に対して外部漁業者の協力が得られず、区域内の漁業者のみで管理運営を行わなければならないという点である。第二に、外部からの操業者数の増加により漁獲圧力が高くなったにもかかわらず、これをコントロールする手段がない点である。フリーライダー問題は、組織内の資源管理に対するモチベーションと規範に大きく影響する課題である。S グループのようにモニタリング活動に積極的に参加している一方で、外部漁業者の影響を受ける F グループは行政からの要請があってはじめてパトロール活動へ参加するという状態である。この問題を扱うには、より明確な管理方法と確実な実行体制が

必要となり、今後のパイロットプロジェクトの継続にも関わる。漁業権制度を取り入れた共同管理アプローチは、タイの沿岸漁業にとって、オープンアクセスから制限的アクセスへの移行を促す革新的なプロジェクトといえる。

ただ、現在のタイでは、いまだ水産資源がオープンアクセスレジームの下にあり、持続可能なレベルで外部の資源利用者を排他するように制御できていない。このため、フリーライダー問題の解決までには時間と知恵と関係者の多大なる協力を要することになる。

## 2. 回転基金について

「回転基金」は、漁業者組織が自ら歩みの方向性や方法を「構想」し「資源を内在化する」ための「場」となり、それにより「規範」が醸成されうるが、そのためには、将来に還付されるべき便益が組織の構成員に自覚されなければならないことが示唆された。

また、組織の自律性を醸成するためには、政府は資源（資金）を提供し、回転基金に関するサポートをするだけでなく、F2 グループが置かれているような資源のコンフリクトにも真摯に対応していくことが必要となる。これにより、政府への信頼が構築されることになる。

## 3. 共同管理における漁業者組織の役割

水産資源管理に共同管理アプローチを適用させるには、漁業者組織と行政との間で管理機能の責任分担が必要となる。当該プロジェクトにおいて、漁業者とプロジェクト職員は、課題解決に関する話し合いと実践によって、徐々に信頼関係を構築し、プロジェクトを成功へと導いた。その際、漁業者グループは、プロジェクト活動の際のプロジェクト職員との協力のためのコミュニケーションチャンネルとして機能した。

共同管理の政府と漁業者のヒエラルキー（図 4）を考えた場合、回転基金に関する資源（資金）の利用に関しては、S グループでは、既に“Partnership”あるいは“Community Control”の段階に進んでいるといえよう。しかし、資源管理に関しては、いまだ“Cooperative”の段階である。これは、組織内で合意形成ができ、管理運営ができる回転基金にくらべ、外部からの漁業者のような、プロジェクトに参加さえしていないステークホルダーとも調整をしていかななくてはならないからである。

漁業者グループのリーダーは、グループのメンバーとプロジェクトスタッフを調整する重要な役割を担っている。しかし、漁業者グループ間のネットワークはほとんど無く、あっても非常に弱い。漁業の問題が浮上すると、各漁業者グループのリーダーは、地域漁業委員会や、他のグループとの議論よりも、まず、プロジェクト職員に相談する傾向にあった。行政との縦のシナジー構築だけでなく、同じ資源を利用する組織間の横のシナジー構築も必要となる。

また、資源管理の推進のためには、リーダーシップと組織化や組織調整に関する実践的経験が大切である。共有する資源の管理の実践に関しては、S グループでは、回転基金が組織内の経験値を高める経験装置として働いたといえる。

また、誰がバンサパン湾における共同管理の地域機関となるべきか、という課題については、地域漁業者組織、地域漁業委員会、水産局などを除くと、行政区（タンボン自治区）

がそのひとつとして考えられる。行政区は漁業管理において、漁業者の代表ではないということは地域漁業者によって明確になったが、フォーマルな行政構造を考えると、行政区が行政構造の一番底辺を成し、行政区委員会（タンボン自治区委員会）の委員は選挙を経て選出され、地域開発事業における権限を担う地域の代業として考えることができる。さらに、行政区は今後、水産資源管理の支援にとっても重要となる地域予算を管轄している。行政区は、フォーマルな形で必要性が生じた場合、中央政府およびその他の政府機関の地域の代表として非常に重要な役割を担っている。漁業規制の設定や紛争の解決に、横断的な政府機関の権限が必要なときには行政区を通した方が容易に対処できる。従って、行政区との関係を維持しての活動は、今後の沿岸漁業管理を推進していく上で大きな力となる。

本研究の調査の間、予測の範囲を超えて、資源管理に正の影響を与えていたのは、原油高であったのではないかと考える。2004年から2005年にかけて恒常的に原油価格が上昇しており、操業に欠かせない燃料費にも大きな影響を与え、規模の大小に関わらず、操業に打撃を与えており、タイ政府も零細漁業者に補助金を工面するなどの策をとっていた。インタビューのなかでも、土地を所有する漁業者のなかには漁業から農業への一時的転換を図る者もみられた。すなわち、通常は漁業を営んでいるが、余りの燃料費の高騰に採算が合わないため、現在は、父親から譲り受けたゴム園の経営を主力としていたり、もともと農業に従事していた者が漁業から農業へ再度転換を図り、経済の情勢を伺いながら柔軟に対応し、収入機会を模索している。

このような社会経済的環境も含め、資源管理を論ずるためには、自然環境と人間活動双方の複雑な振り舞い理解しなくてはならない。二者が入り合う資源管理の現場では、意図せざる結果が生じ管理が失敗することもある（Scoones 1999）。「限られた変数から将来の変化を完全に予測することは不可能であり、重要なのはむしろ、あらゆる変化に対応しよう、多様な選択が出来るようにしておくこと」（飯田 2002）である。すなわち、漁業者組織が自らの環境を察知し、自主的によりよい選択を選びとり、歩みを進められるような力をつけておくことが資源管理の重要な鍵となる。

パイロットプロジェクトは、広範囲で実施される前に仮説や概念をテストする試験的プロジェクトである。パイロットプロジェクトから得られた教訓は、他の地域での概念を導入実施する際に、政策策定や実施プロセスの改善などに役立てることができる。制限のある法規制の中で、漁業者組織と水産局が互いに試行錯誤してきた本プロジェクトは、今後タイおよび東南アジア地域での漁業権漁業や共同管理の検討の際、大変示唆の多いのもであるといえる。



## 参考文献

- 秋道智彌 (1999) 『なわばりの文化史』小学館ライブラリー
- 秋道智彌 (2002) 「序・紛争の海 水産資源管理の人類学的課題と展望」秋道智彌、岸上伸啓編『紛争の海 水産資源管理の人類学』人文書院
- 有路昌彦 (2004) 『日本漁業の持続性に関する経済分析』多賀出版
- 飯田卓 (2002) 「漁場境界のジレンマ マダガスカル漁民社会におけるナマコ資源枯渇への対応と紛争回避」秋道智彌、岸上伸啓編『紛争の海 水産資源管理の人類学』人文書院
- 大内穂 (2003) 「参加型開発とその継続性を保証する条件」佐藤寛編『参加型開発の再検討』アジア経済研究所. 87-114.
- 大海原宏 (1991) 「資源管理型漁業における個別集団経営 - 集団形成と組織的行動に関する試論 - 」長谷川彰監修『漁業管理研究 - 限られた資源を生かす道』成山堂. 18-29.
- 岡本真理子、粟野晴子、吉田秀美 (1999) 『マイクロファイナンス読本 途上国の貧困緩和と小規模金融』明石書店
- 鹿児島経済大学地域総合研究所編 (1998) 『ボランティア・エコノミーと地域形成』日本経済評論社
- 加瀬和俊 (1987) 「資源管理型漁業に内在する諸問題」東京水産振興会『日本漁業の再編成 PART3』. 239-273.
- 川口恭一 (1991) 「資源培養管理対策推進のための事業の経過と課題」長谷川彰監修『漁業管理研究 - 限られた資源を生かす道』成山堂. 113-120.
- 川島利兵衛、田中昌一、塚原博、野村稔、隆島史夫、豊水正道、浅田陽治 (1992) 『改訂版新水産ハンドブック』講談社サイエンティフィック
- 川俣聲一 (1930) 『新校群書類従』第17巻、内外書籍
- 岸上伸啓 (2002) 「カナダ極北地域における海洋資源をめぐる紛争 ヌナヴィック地域のシロイルカ資源を中心に」秋道智彌、岸上伸啓編『紛争の海 水産資源管理の人類学』人文書院
- 経済雑誌社編 (1900) 「国史大系 12」経済雑誌社
- 国際協力機構 (2004) 「JICA 課題別指針 水産資源の持続的利用」JICA 公開セミナー - 水産分野課題別指針の紹介』国際協力機構
- 国際協力事業団国際協力研修所 (2002) 『ソーシャル・キャピタルと国際協力【事例分析編】』国際協力事業団
- 熊本一規 (2000) 『公共事業はどこが間違っているのか? - コモンズ行動学入門 - 早分かり[入会権・漁業権・水利権]』有限会社まな出版企画
- 財団法人海外漁業協力財団 (2003) 『タイ王国水産産業投資環境継続調査報告書 海合支 No.68』
- 斎藤隆志 (1991) 「開発途上国における沿岸地区漁業協同組合の進め方」『海外漁業協力』43号, 61.
- 佐久間美明 (1998) 「欧米とわが国の資源・漁業管理」日本水産学会監修『水産資源・漁業の管理技術』恒星社厚生閣. 19-28.
- 桜本和美 (1998) 『漁業管理のABC-TAC制がよくわかる本-』成山堂
- 笹岡正俊 (2000) 「ケイ・ブッサール(Kei Besar)島の慣習法に基づく資源管理」『環境社会学研究』6号、209-216.
- 重富真一 (1996) 『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所
- 重富真一 (2003) 「地域社会の組織力と地方行政体 - 東南アジア農村における小規模金融組織の形成と過程を比較して - 」『アジア経済』XLIV-5・6 (5・6)
- 島秀典 (1995) 「地域漁業の構築に向けて」『漁業経済研究』40(1), 18-36.
- 島秀典 (1998) 「内発的発展と地域漁業・漁村」籠島経済大学地域総合研究所編 (1998) 『ボランティア・エコノミーと地域形成』日本経済評論社. 253-293.
- 食料・農業政策研究センター (1999) 『食料白書 新たな漁業秩序への胎動』農産漁村文化協会
- 末廣昭 (2003) 「「タンボン計画」と「村落基金」」『タイ国別援助研究会報告書 「援助」から「新しい強力関係」へ』独立行政法人国際協力機構国際協力研修所
- 清光照夫、岩崎寿男 (1982) 『水産経済』恒星社厚生閣
- 清光照夫、岩崎寿男 (1986) 『水産政策論』恒星社厚生閣
- 田中栄次 (1991) 「「資源管理型漁業」の課題と展望」長谷川彰監修『漁業管理研究 - 限られた資源を生かす道』成山堂. 121-129.
- 田中栄次 (1996) 「資源管理技術とソフトウェア」平山信夫編『東京水産大学第16回公開講座 資源管理型漁業 - その手法と考え方 (改訂版)』成山堂. 126-159.
- ダフト、リチャード.L.、高橋晴夫訳 (2002) 『組織の経営学』ダイヤモンド社
- 多屋勝雄 (1996) 「乱獲漁業と奪われる水産資源」『世界』岩波書店、1996年12月号
- 鶴見和子 (1989) 「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会. 43-64.

- 永井史男(2001)「2-2 途上国の地方分権化の現状把握 タイに関するケーススタディ」『地方行政と地方分権報告書』国際協力事業団国際総合研修所
- 中田実(1993)『地域共同管理の社会学』東信堂
- 中田実(1998)「地域共同管理の主体と対象」田中実、板倉達文、黒田由彦(1998)『地域共同管理の現在』東信堂、17-28.
- 中田実、板倉達文、黒田由彦(1998)『地域共同管理の現在』東信堂
- 西川潤(1989)「内発的発展論の期限と今日的意義」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、3-41.
- 日本農林協会(2004)『図説 水産白書(平成15年度版)』財団法人農林統計協会
- ノース、ダグラス。(1990)『四度、制度変化、経済効果』晃洋書房
- 能勢幸雄、石井丈夫、清水誠(1998)『水産資源学』東京大学出版
- 長谷川彰(1989)「資源管理型漁業」の論理とタイプ』『漁業経済研究』33(2・3合併号)、1-39.
- 長谷川彰(1996)「資源管理型漁業総論」平山信夫編(1996)『東京水産大学第16回公開講座 資源管理型漁業 - その手法と考え方 - (改訂版)』成山堂、1-33.
- 原暉三(1948)『日本漁業制度史論』北隆館
- 原洋之助(2002)『開発経済論 第二版』岩波書店
- 平沢豊(1992)「発展途上国の漁業開発と漁業協同組合の育成」『海外漁業協力』45号、1-18.
- 平山信夫編(1996)『東京水産大学第16回公開講座 資源管理型漁業 - その手法と考え方 - (改訂版)』成山堂
- 廣吉勝治(1998)「資源管理型漁業の諸相と課題 - 5年間の調査事業のまとめを終えて - 」『漁協』74、54-56.
- 保母武彦(1996)『内発的発展論と日本の農山村』岩波書店
- マーシャル(Maeshall., A.)(1890)『経済学原理』第4編
- 牧野光琢(2003)「日本の水産資源管理理念の沿革と国際的特徴」日本水産学会誌、Vol.69(3)、368-375.
- 松宮公男(2000)『魚をとりながら増やす』成山堂
- 守友裕一(1991)『内発的発展の道 - まちづくり、むらづくりの理論と展望 - 』農山漁村文化協会
- 山尾政博(1998)「タイ水産業の構造変動 - 途上国型水産開発の再編成をめぐって - 」地域漁業学会編『漁業考現学 21世紀への発信』農林統計協会、91-105.
- 山崎丈夫(2003)『地域コミュニティ論 - 地域住民自治組織とNPO、行政の協働』自治体研究社
- 余語トシヒロ、高橋健(2002)『開発基礎論Ⅰ 開発研究』日本福祉大学通信制大学院国際社会開発研究科
- 余語トシヒロ(2005)「福祉社会開発学への方法論的考察 - アジアの社会開発の視点から - 」日本福祉大学COE推進委員会編『福祉社会開発学の構築』ミネルヴァ書房、128-159.
- 吉田秀美、岡本真理子(2004)『マイクロファイナンスへのJICAの支援事例分析』独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所
- 吉田秀美(2001)「社会資本とマイクロファイナンス」『援助と社会関係資本 ソーシャル・キャピタル論の可能性』アジア経済研究所
- 吉田秀美(2002)
- 婁小波(1999)「漁業資源管理における組織と漁協の役割」『月間漁協経営』37(5)、4-8.
- Acheson, James M.(1989) "Management of common-property resources". *Economic Anthropology*, 351-378.
- Acheson, James M. and Wilson, J.A.,(1996) "Order out of chaos: The case for parametric fisheries management". *American Anthropology*, 98(3), 579-594.
- Anuchiracheeva, S., et al., (2003) Systematizing Local Knowledge using GIS: Fisheries Management in Bang Saphan Bay, Thailand. *Ocean and Coastal Management*. 46 1049-1068.
- Anuchiracheeva, S. (2004) "Rights-Based and Co-management of Fisheries for Sustainable Development of Coastal Fishing Communities in Thailand". Asian Institute of Technology.
- Bailey, C. and C. Zerner(1992) "Community-based fisheries management institution in Indonesia", *Maritime Anthropological Studies*, 5(1),1-17.
- Berkes, F.,(1985) "Fishermen and 'the tragedy of commons'". *Environmental conservation*, 12(3), 199-206.
- Berkes, F.,(1994) "Co-management: bridging the two solutions." *Northern Perspectives*, 22(2-3), 18-20.
- Berkes, F., et al., (1991) Co-management: The Evolution in Theory and Practice of the Joint-Administration of Living Resources. *Alternatives*. 18(2): 12-18.
- Berkes, F., et al., (2001) The Canadian Arctic and the Ocean Act: The Development of Participatory

- Environmental Research and Management. Ocean and Coastal Management. 44(2001) 451-469.
- Chantawong, T., 1993. Monitoring in Phang Nga Bay. Technical Paper No. 17/1993. Marine Resource Survey Unit, Andaman Sea. Fishery Department Center, Department of Fisheries, Thailand.
- Charles, A.,(2001) Sustainable Fishery Systems, Saint Mary's University, Halifax, Nova Scotia, Canada
- Food and Agriculture Organization of the United Nation (2000a) Country profile Thailand (<http://www.fao.org/fi/fcp/en/THA/profile.htm> : アクセス日 : 2005年11月1日)
- Food and Agriculture Organization of the United Nation (2000b) Information on Fisheries Management in the Kingdom of Thailand (<http://www.fao.org/fi/fcp/en/THA/body.htm> : アクセス日:2005年11月1日)
- Food and Agriculture Organization of the United Nation (2004) Fishstat (<http://www.fao.org/fi/statist/FISOFT/FISHPLUS.asp>)
- Fishery Statistics Analysis and Research Group, Department of Fisheries, Ministry of Agriculture and Cooperatives (2004) "The Marine Fisheries Statistics 2002, Base on the Sample Survey", No.23/2004, Fisher Information Technology Center.
- Kuperan, K. and N. M. R. Abdullah, 1994. Small-scale Coastal Fisheries and Co-management. *Marine Policy*. (18): 306-313.
- James, M. A. and L. Taylor, 2001. Policy Review, "The Anatomy of the Marine Lobster Co-management Law". *Society and Natural Resources*. (14): 425-441 (No.5).
- Jentoft, S., McCay, B.J., and Wilson, D.C., (1998) "Social theory and fisheries co-management". *Marine Policy*, 22(4-5), 423-436.
- Jentoft, S.,(1998). Fisheries Co-management: Delegating Government Responsibility to Fishermen's Organizations. *Marine Policy*. (13), 137-54.
- Laidlaw, A. F. (1962) "Trainig and Extension in the Cooperative Movement", Rome, FAO
- McCay, B.J., (n.d.). Participation of Fishers in Fisheries Management. Department of Human Ecology, Cook College, Rutgers University, New Jersey, USA.
- MacIver, R.M. (1917) "Community" (中久郎・松本通晴監訳 (1975) 『コミュニティ』 ミネルヴァ書房)
- Marshall, A. (1890) "Principal of Economics" London, Macmillan
- Meansveta, D., 1997. Fisheries Management Framework of the Countries Bordering the South China Sea, Asia-Pacific Fishery Commission, Food and Agriculture Organization of the United Nations, Regional Office for Asia and the Pacific, (FAO RAPA), Bangkok.
- Narayan, D. (1999) "Bonds and Bridges: Social Capital and Poverty", Poverty Group, PREM, The World Bank.
- Nrtee, (1998). Sustainable Strategies for Ocean: A Co-management Guide, National Roundtable on Environment and Economy, Ottawa.
- Ostrom, E., 1990. *Governing the Common: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press.
- Ostrom, E., (1997) *Crossing the Grate Divide: Coproduction Synergy, and Development*. In P. Evans. (ed.). *State-Society Synergy: Government and Social Capital in Development*. University of California Berkeley.
- Phasuk, B., 1994. Fishing Effort Regulations in the Coastal Fisheries of Thailand. In *Socio-economic Issues in Coastal Fisheries Management: Proceeding of the IPFC Symposium*, FAO, RAPA Publication: 1994/8.
- Pinkerton, E., (1989) Introduction: Attaining Better Fisheries Management through Co-Management – Prospects, Problems and Propositions. In: E. Pinkerton (ed.). *Cooperative Management of Local Fisheries*. Vancouver: University of British Columbia Press. 3-36.
- Pomeroy, R.S., (1995) Community-based and Co-management Institutions for Sustainable Coastal Fisheries Management in Southeast Asia. *Ocean and Coastal Management*. (27): 143-163.
- Pomeroy, R.S. and F. Berkes, (1997) Two to Tango: The Role of Government in Fisheries Co-management. *Marine Policy*. (21). 465-480.
- Pomeroy, R.S. and M. J. Williams, (1994) Fisheries Co-management and Small-scale Fisheries: a Policy Brief. ICLARM, Manila, Philippines.
- Putnum, R D., with Leonardi.R., and Nanetti.,R.Y. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press. (河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義 - 伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版)

- Ruangsvakul, S., et al., (2002) People's Groups and Community-Based Arrangements in Tambol Pakklong, Pathew District, Chumporn Province. LBCRM-PD No. 4. Collaborative Project Between Southeast Asian Fisheries Development Center and Department of Fisheries, Thailand. 43 pp.
- Sen, S. and J.P. Nielsen, 1996. Fisheries Co-management: A Comparative analysis. *Marine Policy*. (20): 405-481.
- Scoones, I.(1999) "New ecology and the social science: What prospects for a fruitful engagement?" *Annual review of anrhropology* 28: 479-507.
- Smith, M.E., 1995. Chaos, Consensus and Common Sense. *The Ecologist*. (25): 80-85.
- Smith, E.A., and Wishnie, M., (2000) "Conservation and subsistence in small-scale societies", *Annual review of anthoropology*, 29, 493-524
- Suanrattanchai, P., et al., 2002. Pre-survey of the Community to Formulate Implementation Plans and Activities of the LBCRM Project: Project Site in Pathew District, Chumporn Province. LBCRM-PD No. 7. Collaborative Project between Southeast Asian Fisheries Development Center and Department of Fisheries, Thailand. 46 pp.
- Supongpan, S., (1998) The Monitoring & Evaluation of Impact Assessment for Fisheries Development and Management of Thailand. Technical Paper No. \_\_\_/ 1998. Fishing Areas Development Section, Bangkok Marine Fisheries Development Center, Department of Fisheries, Thailand.
- Tabunda, M.S. and M.M. Galang, 1992. A Guide to the Local Government Code of 1991. Manila, Mary Jo Educational Supply.
- Tokrisna, R., et al., (1997). A Review on Fisheries and Coastal Community-based Management Regime in Thailand. Submitted to ICLARM, Philippines.
- Tommies, F. (1887) "Gemeinschaft und Geselleschaft Leipzig" (邦訳: 杉之原寿一訳 (1957) 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波文庫)
- Terao, T. Anuchiracheeva, S., Ruangsvakul, S. (2000) Preliminary Study Report on the Fishing Right Pilot Project in Bang Saphan Bay, Thailand, SEAFDEC/TD
- United Nation Conference on Environment and Development (UNCED)(1992)*Agenda 21*
- Viswabathan, K. Nielsen, J. Degnbol, P. Ahmed, Mahfuzuddin. Hara, M. Abdullah, N. (2003) *Fisheries Co-management Policy Brief: Findings from a Worldwide Study*, DANIDA, IFM, World Fish Center
- Yamao, M. Suanrattanachai, P. (2002) "Background and Project Proposal of Locally Based Coastal Resources Management in Pathew District, Chumporn Province (LBCRM-PD)", LBCRM-PD No.2, Thailand, SEAFDEC, DOF.
- Yamao, M. Kuga, M. (2004) "The Social and Economic Situation of Small-Scale Fisheries in Tambol Pakklong, Chumporn Province, Thailand: Analysis for the Establishment of Sustainable Resource Management", 『農業水産経済研究』第11号, 2004年3月.
- William R. (1995) "Demand and Supply of Fish and Fish Product in Japan: Perspectives and Implications for Food Security", in International Conference on Sustainable Contribution of Fisheries to Food Security,(Kyoto, Japan 4-9 December 1995), FAO, Rome, pp.46-52.
- Wongsanga, P., et al., (1997). Attitudes of Small-Scale Fishery Toward the Fishing Rights System, A case Study on Fishery Households in Chantaburi Province. SEAFDEC, Training Department, Thailand. 101 pp.
- World Bank(2000) World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty, New York, Oxford University Press.
- World Bank, Agriculture and Rural Development Depermtment (2004) Report No.29090-GLB: *Saving Fish and Fishers. Toward Sustainable and Equitable Governance of the Global Fishing Sector*, Washington, DC., The World Bank

## 謝辞

このたびの修士論文の作成は、非常に多くの皆様のご支援とご協力がなくして実現することはできませんでした。心より感謝申し上げます。

まず、Neiws Ruangpanit 事務局長をはじめ、東南アジア漁業開発センター（SAFDEC）の皆様には、大変お忙しいなか快くインターンおよび調査を受け入れてくださり、調査中の様々な活動に大変ご配慮いただきました。岡本純一郎事務局前次長には、事務手続きをはじめ、実習内容や修士論文につなげるためのご助言をいただきました。情報普及部部長の Mr. Bundit Chokesanguan には、インターンおよび調査受け入れに係る便宜供与およびプログラムの調整をしていただくとともに、実習内容を超え、多岐に渡りご助言をいただきました。江藤誠一専門家には、現場状況の把握のために惜しみなく情報を提供してくださり、SEAFDEC 訓練部局にて実施されているプロジェクトを超えて、様々なプロジェクトへの調査同行の機会を与えてくださいました。そして、普及専門員の Dr. Supaporn Anuchiracheeva は、現地調査の細やかな調整をしてくださっただけでなく、どんなにお忙しい中でも快くかつ柔軟に対応してくださり、多くの知見を与えてくださいました。また、訓練部局職員 Ms. Api radee Kulthai、Ms. Umaporn Paovana およびカセサート大学大学院の Ms. Numnin は、お忙しい中、現地調査に同行して対応して下さるとともに、調査を超えてタイの漁村文化についてもご教示くださいました。

研修寮の寮長 Ms. Vanusakorn Pongtrakul をはじめ、スタッフの皆様には、生活面でのご配慮いただき、快適な研究生活を送らせていただきました。

現場での水産局郡職員の皆様、特に、プロジェクト職員の Mr. Likid は、漁業者の皆様には、本来業務の時間を削って、インタビューに応じてくださいました。

東京大学大学院農学生命科学研究科長の会田先生ならび同研究科国際水産開発学研究室の黒倉寿先生および石川智士様には、現地での調査の実現のために同研究科のスキームの利用をご快諾くださるだけでなく、SEAFDEC についてご教示いただくとともに、東南アジアの水産業について広くご指導いただきました。

広島大学大学院生物圏科学研究科の山尾政博先生および SEAFDEC の元社会経済課課長で同大学研究員の Dr. Phattareeya Suanrattanachai は、プロジェクトサイトの今までの経緯についてご教示いただくとともに、快く資料をご提供くださいました。

農林水産省水産庁国際課海外漁業協力室の田村直司様、海外水産コンサルタンツ協会の松本博之様、嵯峨篤司様には、SEAFDEC に関する資料をご提供いただくとともに、様々なご助言をいただきました。

皆様のご助言、ご支援とご協力が大きな励みとなり、多くのことを学ぶことができました。重ねて心より感謝し厚くお礼申し上げます。

## Appendix

## タイの主な水産資源管理プロジェクト

表2 タイにおける主な水産資源管理プロジェクトの概要

プロジェクト名	LBCFM-PD Locally based Community Fisheries Management in Pathew District	CHARM project Coastal habitat and resources management	Children of the sea (Bay of Bengal Project:BOBP 終了後開始)	Bang Saphan Bay pilot project Test of the rights-based approach to Community Based Fisheries Management
実施期間	2001年11月-2006年	2003-2007	2001-2006 (COS) 01-02: 事前実施期間 03-06: 本実施 1995-1999 (BOBP)	1999-2009
実施機関	タイ水産局 東南アジア漁業開発センター JICA	タイ水産局 EU、タイ農業協同組合省が拠出	タイ水産局 (Andaman Sea Marine Research Center) Terres de Homes(NGO)	タイ水産局
実施地	Pathew district, Chumporn province Moobaan 1-7	Phanh Nga Province プロジェクト対象サイト: Ban Don Bay (タイ湾) Phang Nga Bay (アンダマン海)	Moobaan Klong Kean Phang Nga Province	Prachuap Khiri Khan province
プロジェクトの特徴	参加型アプローチ、漁業権漁業の導入、行政の活用	Co-management	マーケティングへのオークションシステムの導入	政府主導型から 漁業権漁業+住民参加型へ移行
	漁業者(3)、漁業者グループリーダー(2)	水産局地域職員(2)、漁業者グループ(8)、民間企業経営者(2)	Central Market グループメンバー(2)	水産局地域職員(2)、漁業者グループリーダー(1)
主なプロジェクトの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁礁設置</li> <li>・ 目合い規制</li> <li>・ 漁業権導入</li> <li>・ カニ資源管理(カニ籠の利用状況)</li> <li>・ 女性グループ活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カニ資源管理</li> <li>・ 漁礁設置</li> <li>・ 副収入プロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セントラルマーケット</li> <li>・ モニタリング監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カニ資源管理</li> <li>・ 漁業権導入</li> <li>・ モニタリング</li> <li>・ 回転基金</li> </ul>

## バンサパン湾パイロットプロジェクトの工程表

1990 年かから計画され、1999 年に執行された。プロジェクトは 2009 年までとなっているが、実際に実施されていない活動もある（工程表内の白抜きの部分）。

表 25 バンサパン湾パイロットプロジェクトの工程表

活動/年		90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
漁村グループの設立	リーダーの訓練																					
	漁業者の訓練																					
	漁村への資源管理普及																					
	地域の学校への訓練																					
データ収集	漁業者へのスライ調査																					
	漁船数調査																					
	漁業者																					
	漁具数																					
区域内の区画漁場	水産資源のプレ調査																					
	破壊漁業 <sup>1</sup> の禁止																					
資源増殖	沿岸 3km 以内の操業禁止																					
	人工漁礁の設置																					
	稚魚放流（エビ、ハタ）																					
養殖事業	絶滅危惧種の保護																					
	貝類養殖																					
加工事業	魚類の籠養殖																					
	主要産物の価格の上昇																					
	水産加工業																					
共同体管理の発展	協同組合の設立																					
	漁業委員会の設立																					
	漁業協同組合の設立																					

出典：DOF 1999 1

破壊漁業は、トロール、プッシュネット、貝トロールを指す。

貝類養殖は、イガイ、カキなど。



調査工程

**Research Schedule during 19 February – 1 April 2005**

Month	Date	Place	Activities	Responsible staff	
February	19 (Sat) 0345 hrs.	Bangkok	Arrive BKK (TG 461)	Mr. Phong-Chaiwat or Mr. Issara	
	20 (Sun)		1000 hrs. Meeting with Mr. Etoh, Ms. Supaporn and Ms. Sumittra at Research Division		
	21 (Mon.)		Visit to JICA office / SEAFDEC secretariat	A driver	
	22 (Tue.)		Interview FMO BKK	Panitnard	
	23 (Wed.)		SEAFDEC/TD (Holiday)		
	24 (Thu.)		Interview Agricultural extension department	Panitnard	
	25 (Fri.)		Interview Fishery Extension Division, DOF	Panitnard	
	26 (Sat.)		Weekend		
	27 (Sun.)		Weekend		
March	28 (Mon.)	Bang Saphan	Leave SEAFDEC/TD for Bang Saphan Project	Supaporn, Apiradee	
	1 (Tue.)	Prachuab Khiri Khan	Interview in Chumporn with		
	2 (Wed.)		- Fishers		
	3 (Thu.)		- Middleman		
	4 (Fri.)		- Fishery officers (Provincial, district level)		
	5 (Sat.)		- FMO local officer in Chumporn		
	6 (Sun.)		- Agricultural extension staff		
			- Bank of Agricultural and Cooperative		
	7 (Mon.)		- Fishers		Supaporn
	8 (Tue.)		- Middleman		
	9 (Wed.)		- Household survey		
	10 (Thu.)				
	11 (Fri.)				
	12 (Sat.)				
	13 (Sun.)				
	14 (Mon.)		- Fishers		Apiradee
	15 (Tue.)		- Middleman		
	16 (Wed.)		- Household survey		
	17 (Thu.)				
	18 (Fri.)				
	19 (Sat.)		- Fishers		Khong Pathai
	20 (Sun.)		- Middleman		
	21 (Mon.)		- Household survey		
	22 (Tue.)				
23 (Wed.)					
24 (Thu.)					
25 (Fri.)	Chumporn	Leave Bang Saphan Project for Chumporn Project	Project team		
26 (Sat.)		Leave Chumporn for SEAFDEC/TD			
27 (Sun.)	Bangkok	Weekend			
28 (Mon.)		- Wrap up report and checking data	Apiradee, Khong Pathai, Panitnard and Supaporn		
29 (Tue.)		- Interview with Ms. Kulapa at DOF			
30 (Wed.)		- Interview with people at Department of Cooperatives in Samutprakhan			
31 (Thu.)					
April	1 (Fri.) 2310 hrs.	Japan	Leave BKK for Japan (TG642)	A driver	

Note: revised 21Feb. 2005

## バンサパン湾における漁業従事者の状況

バンサパン湾内では、捕獲漁業者のみならず、1000人を超える操業乗組員<sup>67</sup>や加工の要因としても水産セクターに携わっている（表 26）。小規模漁業の場合には、ほとんどが家族経営で、一家族につき 1-2 人が漁業操業に携わっている。また、漁獲後の網の修理や加工の作業（種類やサイズごとの仕分け、内臓を取り除く解体作業、天日干しなど）、沿岸域での販売のほか、夫とともに操業に出る世帯もあり、女性は水産セクターにおいて大きな役割をになっている。

乗組員数の多い漁村は、Ao-yang、Bang Saphan Yai（F1 漁村）、Bang Saphan Noi（F2 漁村）および Bang Kake である。Ao yang では準大規模漁業、その他 3 漁村では、中規模漁業が多いためである。また、Bang Saphan Yai（F1 漁村）では、イカ漁およびその加工の割合が高く、イカ専門の加工業兼仲買業者がいるため加工の人員が多い。

小規模漁業の場合には、ほとんどが家族経営で、一家族につき、1-2 人が漁業操業に携わっている。また、漁獲後の網の修理や加工の作業（種類やサイズごとの仕分け、内臓を取り除く解体作業、天日干しなど）、沿岸域での販売ほか、いくつかの世帯では夫とともに操業に出るなど、女性は水産セクターをサポートする大きな役割を担っている。

加工要員は、カタクチイワシ漁およびイカ漁で需要がある。イカは、生鮮または加工品の状態で仲買人に販売される。イカの漁期の間、イカの漁獲量が増大し、生鮮での販売価格が低下するため、加工して付加価値をつける。しかし、カタクチイワシの場合、稚魚サイズ（現地名 Saimai）、成魚サイズ（現地名 Hua Dang）ともに腐食しやすいため、漁獲後 2-3 時間のうちに加工をしなければならない。加工したカタクチイワシは、40-180 パーツ/kg であるが、生鮮のまま販売すると、魚肉加工用に買い取られることになり、価格も 5 パーツ/kg である。加工要員は村内や漁村周辺に住んでいる女性であり、漁業者世帯だけではなく、農業従事者の世帯もいる。賃金は表 27 示すとおり、生産物や作業により異なる。

---

<sup>67</sup>乗組員要員は、中規模漁業および準大規模漁業の操業にとって大変重要な要素である。中規模漁業の場合には、同じ村内または近隣村落から人員が集められる。乗組員への支払は、村ごと或いは、操業形態ごとに異なる。たとえば、まき網漁業の場合には、月払いされ、一人につき 4,000-5,000 パーツ支払われる。支払金額は、漁獲量に左右される。イカおよびカタクチイワシ投網の場合には、一操業ごとに支払われ、漁獲量に関わらず、賃金は一定である。イカ投網は 150 パーツ/人/操業、カタクチイワシ投網は、200 パーツ/人/操業である。また、まき網漁業の乗組員のほとんどがミャンマー人であり、賃金はタイ人の 30-50% 低い。しかし、外国人の方が賃金が安いとはいえ、雇用の際に法的な問題などややこしさも伴う場合があるほか、労働許可に関する手続きが済んだとたん行方不明になったり、言葉の違いから生じるコミュニケーションの問題があるなど様々な問題があるため、雇い主はミャンマー人ではなく、タイ人を雇う傾向が強い。しかし、現在もバンサパン湾ないで不法のまま労働しているミャンマー人は多

表 26 バンサパン湾における水産セクターの従事者

漁村	漁村番号	乗組員要員	加工要員	その他の要員
Ao yang		184	57	241
Fai Tha		20	18	38
Bang Saphan Yai	F1	129	93	222
Nong Samed	S1	69	38	107
Bang Saphan Noi	F2	117	44	161
Ban Kake		113	33	146
Chai Thalay		50	12	62
Fung Dang	S3	19	6	25
Bang Berd	S2	31	0	31
合計		731	301	1,033

出典：Anuchi racheeva 2002

表 27 加工労働の賃金

魚種	作業内容	賃金
イカ	解体作業	2-5 パーツ/kg (イカのサイズによる)
	乾燥台への取り付け作業	1 パーツ/kg または 5 パーツ/乾燥台
	乾燥台の運搬作業	1 パーツ/kg
	仕分け	1-2 パーツ/kg
カタクチイワシ	釜茹でおよび乾燥作業	200 パーツ/日
	仕分け作業	5-12 パーツ/kg

出典：筆者インターン報告書 2004